人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市

第2期 西条市総合計画

平成27年度～平成36年度

愛媛県西条市

はじめに

本市は、平成16年11月１日に、２市２町が合併して新しい西条市として歩みを始め、平成18年度に新市として初めての総合計画を策定し、計画の実現に向けて全力で取り組んでまいりました。

この間、私たちを取り巻く社会・経済の情勢は、人口減少や急速な少子高齢化の進行、地球規模の環境問題の深刻化、経済のグローバル化など大きな変動を続けています。

このような時代の潮流の中、合併10周年の節目を迎え、時代の変化や本市の直面する課題に的確に対応するため、広く市民の皆様のご意見を伺い、市民の皆様とともに「第２期西条市総合計画」を策定いたしました。

新しい計画は、「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」を目指すべき将来都市像としながら、新たに「創ろう　最上のまち　西条を！」をまちづくりのスローガンとして加え、市民の皆様と行政がともに目標と掲げる今後10年間のまちづくりの方向性を示したものとなっております。

今後は、この計画を基本として、各種施策を積極的に展開し、誰からも「住んでみたい」、「住んで良かった」と思われる最上のまちづくりを市民の皆様と一緒に進めてまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり、総合計画審議会委員や市議会議員の皆様をはじめ、まちづくり検討会や市民アンケート調査などで貴重なご意見･ご提言をお寄せいただきました市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成27年３月

西条市長　　青　野　　勝

目　次

序　　論

第１章　総合計画の策定にあたって

1　統合計画策定の趣旨 …… 3
2　統合計画の役割 …… 3
3　総合計画の構成と期間 …… 4

第２章　西条市の概況

1　自然的・地理的特性 …… 6
2　社会的・経済的特性 …… 7

第３章　西条市を取り巻く時代の潮流

1　人口の減少と進行する少子高齢化 …… 10
2　安全・安心への意識の高まり …… 10
3　環境問題 …… 11
4　産業・雇用情勢の変化 …… 11
5　生きる力を育む教育の進展 …… 12
6　地域の自立と市民協働 …… 12

基　本　構　想

第１章　まちづくりの基本方針

1　将来都市像 …… 15
2　将来の目標人口 …… 16
3　土地利用 …… 16

第２章　施策の大綱

1　健やかに生き生きと暮らせる福祉のまちづくり …… 19
2　豊かな自然と共生するまちづくり …… 21
3　快適な都市基盤のまちづくり …… 23
4　災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり …… 25
5　豊かな心を育む教育文化のまちづくり …… 27
6　活力あふれる産業振興のまちづくり …… 29

第３章　構想の実現に向けて

1　協働のまちづくりの推進 …… 33
2　地域コミュニティ活動の促進 …… 33
3　時代の変化に対応した地域づくり …… 34
4　経営感覚のある行財政運営の実践 …… 34
5　行政情報の運用 …… 35

基　本　計　画

第１章　健やかに生き生きと暮らせる福祉のまちづくり

第１節　健康づくりの推進 …… 40
第２節　福祉の充実（Ａ高齢者福祉） …… 44
（Ｂ地域福祉） …… 46
第３節　子育て環境の充実 …… 48
第４節　医療体制の充実 …… 50

第２章　豊かな自然と共生するまちづくり

第１節　自然環境の保全 …… 54
第２節　水資源の保全 …… 56
第３節　生活環境の整備 …… 58
第４節　環境資源を活かした地域づくり …… 60
第５節　上下水道の整備（Ａ水道） …… 62
（Ｂ下水道） …… 64

第３章　快適な都市基盤のまちづくり

第１節　交通体系の整備 …… 68
第２節　市街地整備 …… 70
第３節　港湾・河川の整備 …… 72
第４節　公園・緑地の整備 …… 74
第５節　住宅・宅地の整備 …… 76

第４章　災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり

第１節　防災・減災対策の強化（Ａ防災体制） …… 80
（Ｂ消防・救急救助体制） …… 82
第２節　防犯対策の推進 …… 84
第３節　交通安全対策の推進 …… 86

第５章　豊かな心を育む教育文化のまちづくり

第１節　学校教育の充実 …… 90
第２節　地域文化の継承・形成 …… 92
第３節　歴史文化の保全・活用 …… 94
第４節　社会教育の充実 …… 96
第５節　人権・同和教育の推進 …… 98

第６章　活力あふれる産業振興のまちづくり

第１節　農業の振興 …… 102
第２節　林業の振興 …… 106
第３節　水産業の振興 …… 108
第４節　企業活動の活性化（ものづくり産業の振興） …… 110
第５節　商業の振興 …… 112
第６節　新規産業の創出 …… 114
第７節　観光産業の創出 …… 116
第８節　産業人材・雇用環境 …… 118
第９節　西条の価値や魅力の向上（まちのブランド化） …… 120

第７章　構想の実現に向けて

第１節　協働のまちづくりの推進 …… 124
第２節　地域コミュニティ活動の促進 …… 126
第３節　時代の変化に対応した地域づくり …… 128
第４節　経営感覚のある行財政運営の実践（Ａ行政運営） …… 130
（Ｂ財政運営） …… 132
第５節　行政情報の運用（Ａ情報管理） …… 134
（Ｂ情報公開） …… 136

付　属　資　料

資料１　序論　第２章「西条市の概況」補足 …… 141
資料２　西条市総合計画審議会条例 …… 143
資料３　西条市総合計画審議会委員名簿 …… 144
資料４　諮問書 …… 145
資料５　答申書 …… 146

序論

第１章

総合計画の策定にあたって

1　総合計画策定の趣旨

平成16年11月１日に、２市２町が合併し誕生した本市は、平成18年度に「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」を将来都市像とする、新市として初めての総合計画を策定し、福祉や教育の充実、産業の振興、都市基盤の整備など各種施策を展開しながら、市民福祉の向上に努めてきました。

この間、わが国を取り巻く社会・経済の情勢は、少子高齢化や人口の減少、更には、地球規模の環境問題や経済のグローバル化※ の進展など、大きく変化してきました。また、地方分権の進展に伴い、国から地方への権限移譲※ が進み、地方自治体には「自己責任」と「自己決定」の理念の下、これまで以上に主体性が求められるようになっています。

この「第２期西条市総合計画」は、こうした社会的背景や、様々な行政課題に対応しながら、将来にわたって誰もが安心して生き生きと暮らすことができるまちの実現を目指し、市民・企業・行政が共に手を携えて進んでいくために必要な施策の大綱等を示す中長期的な「まちづくりの指針」として策定するものです。

※経済のグローバル化
　市場経済が世界的に拡大し、資金や人、資源、技術、情報が国境を越えて移動し、各国経済の開放体制と世界経済への統合化が進む現象。

※権限移譲
　都道府県の権限に属する事務の一部を条例に基づいて市町村が処理できるようにすること。

2　総合計画の役割

この総合計画は、本市が目指す将来都市像とまちづくりの基本目標を示し、それをいかにして実現していくかを明らかにするもので、本市が定める計画の最上位に位置します。計画の策定は、市民の参画の下に行い、その内容を市民と共有し、連携・協力して計画を推進していきます。

なお、本市の各種の分野別計画は、原則として、この計画に則するものとします。

3　総合計画の構成と期間

この総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の体系で構成します。

【基本構想】

まちづくりの基本方針と施策の大綱を総括的にとりまとめたものです。平成36年度を目標年次とします。

【基本計画】

基本構想を実現するための施策を体系的に示したものです。将来の社会経済情勢の変化等に的確に対応し、実情に即したものとするため、平成31年度に見直しを行うものとします。

【実施計画】

基本計画で定めた施策を計画的、効率的に実施するため、向こう３カ年の具体的な事業内容を明らかにしたものです。毎年度ローリング方式※ により見直しを行います。

※ローリング方式
ローリングとは、転がること、回転する（させる）ことの意。ローリング方式とは、現実と長期計画のズレを埋めるために、事業の見直しや部分的な修正を、毎年転がすように定期的に行っていく手法。

第２章

西条市の概況

1　自然的・地理的特性

西条市は、愛媛県東部に広がる道前平野に位置し、北は瀬戸内海の燧灘に面し、北西は今治市、西は東温市、南は久万高原町と高知県いの町、東は新居浜市と接しています。

509.07ｋ㎡という広大な市域面積は、県下屈指の規模を誇り、その南部一帯及び西部は、西日本最高峰の石鎚山（海抜1,982m）を主峰とする石鎚山系や高縄山系を背景にして、急峻な山岳地帯となっています。

それ以外の地域は、比較的緩やかな平坦部となっており、市街地が集積するとともに、石鎚山系を源流とする水量豊かな加茂川や中山川をはじめ、中小の河川が貫流しています。

市域の平坦部では、それらの河川の表流水が地下に伏流して、全国的にもまれな被圧地下水の自噴地帯が広範囲にわたり形成されていますが、その自噴水や自噴井は「うちぬき」と呼ばれ、古くから市民に親しまれるとともに、多くの農水産物を育んできました。

こうした豊かな水資源に恵まれた環境を背景に、本市は昭和60年に環境庁（現環境省）から「うちぬき」が「名水百選」に、そして、平成７年には国土庁（現国土交通省）から、「水の郷」に認定されています。

また、瀬戸内海沿岸の干潟が失われていく中で、加茂川河口・中山川河口・新川河口・高須海岸・河原津海岸に、まとまった面積の干潟が残っており、多くの希少な生物が生息するとともに渡り鳥の重要な渡来地にもなっています。その中でも、河原津一帯の海岸は、カブトガニの繁殖地として県の天然記念物に指定されています。

このように、本市は豊かな緑や水資源、温和な気候に恵まれた自然環境を有し、快適で潤いのある居住空間や憩いの場を創造する上で、良好な基礎的条件を備えています。

さらに、そのような恵まれた自然環境を背景に、石鎚山や河原津海岸、由緒ある数々の名湯といった、魅力的な観光資源が存在するとともに、貴重な資源である良質な水を容易に確保できることから、産業活動を展開するにあたっての極めて優れた環境も併せ持っています。

2　社会的・経済的特性

本市の歴史は古く、朝鮮半島からの侵攻に備えて、７世紀後半頃に築城された山城と推定される「永納山城跡」や、古代の道路遺構が発掘されており、有史以来、この地域が瀬戸内圏域における交通の要衝であったことを示しています。

江戸時代に入り、寛永13年（1636年）には一柳直盛が西条藩主に、また、直盛の三男である一柳直頼が小松藩主に封ぜられて陣屋町が開かれました。その後、西条藩では寛文10年（1670年）に、紀州藩主徳川頼宣の二男である松平頼純が藩主となり、明治維新までの約200年間、そして小松藩では一柳氏治世下約230年にわたり、それぞれ三万石と一万石の陣屋町として栄えました。

このような歴史的経緯から、市内には「旧西条藩陣屋跡」や、「伊予聖人」として崇敬された小松藩儒学者近藤篤山の旧邸など、数多くの歴史文化遺産が存在するとともに、明治時代以降、愛媛県東部における官公庁の主な出先機関がこの地域に集積し、政治、経済、文化の中心地として発展してきました。

昭和時代に入り、まず昭和16年に２町３村（西条町・飯岡村・神戸村・橘村・氷見町）が合併して旧西条市が誕生しました。戦後、町村合併促進法の施行に伴い、昭和30年には１町２村（小松町・石根村・石鎚村）の合併により小松町が誕生し、翌31年には旧西条市が２村（加茂村・大保木村）と合併をするとともに大生院村の一部を編入する一方、１町２村（丹原町・田野村・中川村）の合併により丹原町が誕生しました。さらに、昭和46年の２町（壬生川町・三芳町）合併で誕生していた東予町が、翌47年に市制を施行して東予市が誕生しました。

その後、平成時代を迎え、平成11年の「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」の改正や、翌12年の「地方分権一括法」の施行に伴い、全国で市町村合併の機運が高まる中、かねてから緊密な関係にあった旧西条市、東予市、丹原町及び小松町の２市２町においても、平成14年10月１日に法定合併協議会を設置して合併に向けた取組みを進めた結果、平成16年11月１日に２市２町による合併が実現し、現在の「西条市」が誕生しました。

平野部に肥沃な農地が広がり、良質で豊富な地下水に恵まれ

ていたため、本市では古くから農業をはじめ、酒造や手すき和紙などの利水産業が盛んでした。

経営耕地面積は四国第１位（2010年世界農林業センサス）の規模を誇り、生産量国内トップクラスの愛宕柿や裸麦、春の七草をはじめ、生産量県内第１位の水稲、きゅうり、メロンなど、多品目の農産物を産出しています。また、養鶏（採卵鶏）や養豚などの畜産業も盛んであるとともに、ワタリガニや車えびなどの海産物にも恵まれているほか、海苔養殖などの栽培漁業も盛んに行われています。

さらに、昭和39年の「新産業都市」の指定や、昭和48年の黒瀬ダムの完成、瀬戸内圏域では数少ない大規模臨海工業用地が造成されたことを契機として、半導体製造工場、鉄鋼・機械工場、飲料工場、電子機器製造工場や造船工場などの立地も進みました。

また、これまでの、企業誘致により地域経済の活性化を図る「誘致外来型」の産業政策から、新規産業の創出やベンチャー企業の創業支援により地域活性化の原動力を強化する「内発型」の産業政策への転換を図るため、平成11年には、その拠点施設として「西条市産業情報支援センター」が整備されました。

加えて、重要港湾である東予港や四国縦貫自動車道、今治小松自動車道、国道194号などの交通網の整備の進展と併せて、合併により市域が拡大したことに伴い、四国縦貫自動車道と今治小松自動車道との結節点であるジャンクションや、複数のインターチェンジなど、近畿地域及び中国地域に直結する広域交通拠点を内包することとなり、四国地域における交通の要衝としての優位性を併せ持つこととなりました。

このような恵まれた地理的・経済的条件を背景に、産業基盤はさらに拡充することとなり、その結果、本市は製造品出荷額が四国屈指の規模を誇る産業都市として、飛躍的な発展を遂げるに至っています。

第３章

西条市を取り巻く時代の潮流

1　人口の減少と進行する少子高齢化

わが国の総人口は、平成16 年（2004 年）の約１億３千万人をピークに減少局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計によると、今後も減少が続き、平成37 年（2025年）には約１億２千万人になるとされており、総人口の減少に伴って生産年齢人口（15 ～ 64歳）や年少人口（14歳以下）も減少する一方で、老年人口（65歳以上）は平成54 年（2042年）まで増加し続けると見込まれています。

生産年齢人口の減少は、労働力人口の減少を意味し、経済成長に悪影響を及ぼす可能性があり、また、少子・高齢化の進行は、年金問題をはじめとした社会保障制度や医療・福祉分野全般にわたる社会的な負担の増大に繋がります。

本市においても、今後の人口減少と、少子高齢化の進展が見込まれており、将来において活力のある地域社会を構築していくためには、子どもを産み育てやすい環境を充実させ、少子化抑制を図るとともに、高齢者や若者など全ての人が生きがいを持って元気に暮らせる環境づくりが必要です。

2　安全・安心への意識の高まり

東日本大震災以降、防災に対する市民の安全・安心への意識は高まっており､南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中で、国や県、各自治体では地震による被害想定や危機管理体制の見直しが進められています。

一方、高度成長期に建設された公共施設や住宅・工場・商店街等の老朽化は、防災上大きな問題となっています。公共施設については、アセットマネジメント※ を行い、施設の耐震化や更新を計画的に進めるとともに、市民や企業においても被害の軽減を図るため、住宅や工場の耐震化等を進め、災害に備える必要があります。

※アセットマネジメント
施設の中長期的な損傷・劣化等を予測し、計画的かつ効率的な維持管理を行う考え方。

このほか、悪質運転による交通事故や、高齢者を狙った巧妙な手口の犯罪など、市民の身近な場所での危険性の拡大や、いじめ・虐待など、子どもたちを取り巻く環境の悪化も大きな課題となっており、こうした不安を解消するための対策を進めることが求められています。

3　環境問題

地球温暖化や森林の減少、オゾン層の破壊などに代表される今日の環境問題は、わが国全土にわたって深刻な影響を及ぼしており、多発する自然災害や生態系の破壊など、人類の存在基盤そのものへの脅威となっています。

これらは、日常生活や企業活動から生じた過大な環境への負荷が主な原因であると言われています。

「クールビズ」、「３Ｒ※」の実践など、環境問題に対する市民・企業の意識は確実に高まってきている中で、限りある資源や豊かな自然環境を守り、未来へと引き継いでいくためにも、市民・企業・行政が一体となって、環境への負荷がより一層少ない脱温暖化・循環型社会の構築をめざしていく必要があります。

※３Ｒ
リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の略。

また、本市においては、貴重な資源である「水」に対する市民の関心が非常に高まっています。海岸に近い地区では地下水の塩水化が問題となっており、限りある資源であるとの認識の下、市民の節水意識の高揚や、森林や河川の保全に取り組むなど、「水」を守っていくことが重要な課題となっています。

4　産業・雇用情勢の変化

情報化社会の進展や経済活動のグローバル化に伴い、製造業を中心に生産拠点の海外移転が進むなど、国内産業の空洞化が深刻な状況です。

一方で、不況による非正規社員の増大や所得・労働条件の格差拡大なども大きな社会問題となっています。

このほか、貿易の自由化は世界的な流れになっていますが、日本の産業に大きく影響を及ぼすことも想定され、海外との競争が一層激しくなることが懸念されています。

このような状況の中で、地域の経済が発展するためには、良好な雇用環境であることが重要であり、引き続き、企業の誘致及び留置、中小企業支援や求職者に対する就職支援などを進める必要があります。

また、地域の特性を活かし、第一次産業から第三次産業までの全ての産業が連携することで地域に新しい産業を生み出し、生産面から加工・流通までの流れが一つの地方都市の中に存在

する「総合６次産業都市※」の実現も求められています。

※総合６次産業都市
　農産物の生産から加工・流通までの機能を単一の地方都市へ集約した都市のこと。
　１次産業（農林水産業）×２次産業（食品加工）×３次産業（流通・観光）＝６次産業（総合産業）

5　生きる力を育む教育の進展

　子どもの学力や規範意識の低下、また地域や家庭の教育力の低下等が懸念されており、教育に対する関心が高まっています。
　国では、「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視する学習指導要領を定め、確かな学力を確立するための授業数増加や、豊かな心・健やかな体を育てるための道徳教育・体育・食育※などの充実を図っています。
　さらに近年は、いじめが社会的に大きな問題となっています。学校や家庭、関係機関が連携していじめの未然防止を図るとともに、地域社会も協力し、子どもたちが楽しく学び、生き生きと希望を持って学校生活を送れるようにしなければなりません。

※食育
　食の大切さを知り、身体や心の健康を育むこと。

6　地域の自立と市民協働

　地方分権改革の推進により、地方の自己責任による地域づくりが求められるとともに、市民自らの行政への積極的な参画や、市民と行政の強力なパートナーシップの構築も求められています。
　このような中で、ＮＰＯ法人※ やボランティア組織の活動が活発化し、市民一人一人が地域づくりに主体的に参加しようという機運も高まりを見せています。
　そうしたことから、それぞれが持つ個性や魅力を尊重しつつ、地域づくりに貢献できるようなしくみを構築することが求められています。
　合併後の市民融和をさらに図り、一体的なまちづくりを進めていく上では、自治会を中心としたコミュニティの活力を最大限に生かすことはもちろん、市民と行政の対話・協働の場を設けた上で、意見交換をすることにより、市民が行政への参加を実感できるような仕組みづくりも必要となっています。

※ＮＰＯ法人
　特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体であり、福祉、教育･文化、環境、まちづくりなど、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

基本構想

第１章

まちづくりの基本方針

１　将来都市像

「人がつどい、まちが輝く、
快適環境実感都市」

本市の目指す将来都市像を、引き続き「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」とし、そのさらなる発展のためのまちづくりのスローガンとして、

～創ろう　最上のまち　西条を！～

を掲げ、新たなまちづくりに全力で取り組むこととします。

その目指すまちの姿は、

（１）　美しい石鎚山や燧灘の豊かな自然の恵みを受けて、全ての人々が住み慣れた地域で、安心して暮らしている。

（２）　市民、企業、行政が、それぞれの持てる力を十分に発揮し合い、共に手を携えて地域の元気を生み出している。

（３）　人・もの・情報が集い、本市の持つ地域資源が生活の豊かさや地域の活性化に結び付いている。

このような魅力あふれる西条市を目指して、これからのまちづくりを進めていきます。

2　将来の目標人口

平成22年（2010年）国勢調査における本市の総人口は112,091人で、前回の平成17年（2005年）国勢調査人口から1,280人減少しました。

また、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によると、今後も人口の減少は続き、平成37年（2025年）の本市総人口は102,142人になると予測されています。

こうした人口減少傾向に対し、目標年次である平成36年度における本市の総人口については、産業振興による就業機会の拡大や、子どもを産み育てやすい環境の充実など、あらゆる施策を駆使して多様な世代の定住を促進することにより、112,000人を維持していきます。

3　土地利用

土地利用については、これまでの土地利用計画や区域区分（線引き）の廃止による動向を踏まえつつ、本市の社会的、経済的、自然的条件に十分配慮しながら適切に取り組んでいきます。

（１）基本的な考え方

①将来都市像に整合した土地利用の推進

水辺環境、森林、里山などの豊かな自然環境の保護や、快適な環境を保全するとともに、公害などの発生を防止し、交通の利便性や周辺地域との調和など本市の立地条件を十分に踏まえつつ、将来都市像と整合のとれた土地利用を推進します。

②広域的に秩序と均衡ある土地利用の推進

快適でうるおいのある居住環境を確保するために、無秩序な開発や土地利用を規制して、自然環境や水資源を保全するとともに、全市規模での均衡ある発展に十分配慮しながら、適切かつ計画的な土地利用を推進します。

（２）土地利用の方針

土地利用の基本的な考え方や都市再生の観点も踏まえ、次のような方針で土地利用に取り組みます。

①住宅ゾーン

定住を促進し、目標人口を達成するためには、優れた居住環境の確保が不可欠です。住宅としての土地利用にあたっては、交通の利便性や、商業施設・福祉施設等の生活利便施設の立地など、地理的条件を十分に考慮して計画的に配置することとします。また、人口減少の著しい既成市街地においては、都市再生による住宅環境の向上を図ります。

②商業・業務ゾーン

既存の市街地への立地を継続していくことを基本とします。

また、特に商業系の利用については、日常の生活利便性の確保という観点から、住宅機能との連携を推進します。

③工業ゾーン

まとまった工業系の用途については、住工分離を原則として、主に臨海部における立地とします。また、内陸部においては、住宅地周辺の生活環境の保全に配慮しながら、適切な立地を促進します。

④農業ゾーン

農業への土地利用は、第１次産業の基盤としての機能とともに、自然環境の保護や水資源の保全にも直結するものです。農業振興に必要な農地を守りつつ、幹線道路周辺等の農地については、農業振興や都市計画との調整を図りながら、有効な利用について検討していくこととします。

⑤自然環境保全ゾーン

山間地域、海浜、自然林等、自然系の土地利用については、今後とも保全を基本にします。また、特に森林については、水源のかん養機能※ 及び自然災害の抑止機能など、その多面的な機能を確保します。

※水源のかん養機能
洪水や渇水を緩和し、水質を浄化する機能。

第２章

施策の大綱

本計画では、まちづくりの基本目標を次の６つのとおりとし、将来都市像の実現に向け、様々な施策を推進します。

１　健やかに生き生きと暮らせる福祉のまちづくり

（１）健康づくりの推進

誰もが健康で豊かな生活を送ることができる活力ある地域社会の実現に向け、市民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るため、ライフステージに応じた健康づくりのための施策を推進します。

また、自らの健康や家族の健康を守る主体的な活動を支援し、保険制度の円滑な運営に努めます。

さらに、えひめ国体を契機に交流人口の拡大に努め、市民のスポーツ競技力の向上を目指すとともに、誰もがスポーツやレクリエーションに親しむことができる環境づくりに取り組みます。

（２）福祉の充実

人口構造が変化し、家族や地域における人間関係の希薄化が懸念される中、高齢者や障害者をはじめ誰もが住み慣れた地域で生活できるよう、お互いに支え合うことのできる社会の構築に努めます。

また、誰もが地域社会の一員として、生きがいを持って安心して生活ができるまちづくりを目指します。

さらに、民生委員・児童委員やボランティア団体等と連携を強化し、地域福祉活動を積極的に推進します。

（３）子育て環境の充実

少子化や核家族化、女性の社会参加が進むなど、子育て環境が変化する中、次代を担う子どもと子育て家庭を地域全体で支え合うしくみを構築します。

また、多様化する保育ニーズに対応するため、相談体制を強化するとともに、現行の保育サービスの見直し・充実を図ります。

さらに、すべての家庭が安心して子育てできるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに地域の子育て環境の整備を図ります。

（４）医療体制の充実

新医師臨床研修制度の影響により医師の都市部への偏在と診療科の偏在が顕著になり、医師不足が大きな問題となっています。

こうした中、引き続き医師確保に努めるとともに、近隣地域との救急医療体制を構築し、医療サービスを安心して受けることができるよう、関係機関との連携を図り、地域医療体制の維持・充実に努めます。

また、市民の医療ニーズを的確に把握し、適切な医療費の助成を通じて福祉の向上を目指します。

２　豊かな自然と共生するまちづくり

（１）自然環境の保全

石鎚山から河口干潟、燧灘まで多様性にあふれる自然生態系は西条市の恵まれた資源であり、次の世代に引き継いでいきます。

そのために、無秩序な開発を抑制し、自然生態系や希少生物の保全に取り組みます。

また、市民一人一人がその貴重な財産に気づき、自ら行動して保全活動に参加できるよう、実践的な環境教育を推進します。

（２）水資源の保全

地下水を含む水資源は、市民の暮らしや産業及び観光に欠かすことのできないものであり、地域の経済発展との均衡に配慮しながら、全市民の積極的な水資源保全への取り組みが求められています。

地下水の流動が水循環の一部を構成していることから、地域の共有の財産「公水」であるという認識に立ち、地下水を様々な脅威から守り、育み、適正に利用して、健全で持続可能な水循環システムを未来へ継承していかなければなりません。

そのため、水資源強化策である保水（土）能力の高い森林の整備や地下浸透機能の向上に取り組むほか、水資源の質と量の調査・監視を行い、水利用における条例等を策定します。

（３）生活環境の整備

快適な暮らしを守るために、騒音・大気汚染・水質汚濁・悪臭等の公害防止に努めるとともに、廃棄物の適正な処理、３Ｒ※の促進による循環型社会の構築、不法投棄の防止等といった、環境に配慮しゼロエミッション※ を目指した施策を、市民・企業・行政が一体となって推進します。

また、生活排水及び事業所排水対策等に取り組みます。

更には、河川や道路等の公共の場の環境美化に積極的に取り組み、安全で、美しさとうるおいを感じる生活環境を創造します。

※３Ｒ
リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の略。

※ゼロエミッション
生産活動に伴い発生するごみや排熱を、他の生産活動の原材料やエネルギーとして利用し、生産・流通・消費・廃棄のプロセスを再編成することによって、個々の産業で生じる廃棄物を社会全体としてゼロにしようとする考え方。

（４）環境資源を活かした地域づくり

本市の恵まれた自然環境をまちづくりに活かし、対外的にアピールをすることにより、地域のイメージの向上を図ります。

恵まれた水資源については、水を活かした都市環境の形成をさらに推進し、「水の都」の魅力をアピールします。

また、石鎚山系などの自然環境を利用したエコツーリズム※の推進を支援します。

さらに、省エネルギーや新エネルギー※ の利用を推進し、地球温暖化の防止や環境への負荷の少ない地域社会の形成を目指します。

※エコツーリズム
エコロジーとツーリズムを組み合わせた造語。動植物などの自然資源に恵まれた地域で、自然環境との共存を図りながら、自然観察を行ったり、昔の生活や歴史を学んだりする新しい形の観光。

※新エネルギー
太陽エネルギーや風力エネルギー等の自然エネルギーや、メタノール・天然ガス等、燃焼時に有害物の排出が少ないエネルギー等、環境への負荷が少ないエネルギーの総称。

（５）上下水道の整備

安心で快適な生活環境の創造を目指して、上水道については、安全でおいしい水を安定的に供給するために、地震対策や老朽化した施設の更新などを計画的に進め、下水道については、計画的な整備と普及促進を図り、アセットマネジメント※ の導入により効率的かつ効果的に施設を管理・改築していきます。

また、上下水道共に経営の健全化・効率化を推進し、経営基盤の強化を図っていきます。

※アセットマネジメント
施設の中長期的な損傷・劣化等を予測し、計画的かつ効率的な維持管理を行う考え方。

3　快適な都市基盤のまちづくり

（１）交通体系の整備

道路については、幹線道路（小松バイパス整備・今治小松自動車道全線開通等）の早期実現を要望するとともに、国道11号・国道196号・主要地方道壬生川新居浜野田線などの主要幹線道路とのアクセス道路の整備を促進します。さらに、生活道路の整備についても、計画的かつ効率的な道路ネットワークを推進します。また、国道194号については、瀬戸内海側と太平洋側を結ぶ幹線道路であり、災害時には緊急輸送路としての機能が重要となってくることから、利用促進による沿線の活性化を図ります。

鉄道網については、四国における高速鉄道ネットワーク整備の早期実現に向け、県など関係機関と引き続き一体となって取り組むとともに、市内移動手段としての利用啓発に努めます。

海上交通については、愛媛県で唯一の関西航路フェリーが発着する東予港の機能強化を目指すとともに、海上ルートと道路ネットワークとの連携を図ります。

市内の移動の円滑化を推進するため、自ら移動手段を持っていない交通弱者に対しては、利便性を失うことのないよう、公共交通機関の拡充を図ります。

また、交通体系の維持管理においては、今後、急速な老朽化や南海トラフ巨大地震に対応するため、道路ストックや橋梁のアセットマネジメント※ を行い、計画的に長寿命化対策や耐震補強を実施します。

※アセットマネジメント
施設の中長期的な損傷・劣化等を予測し、計画的かつ効率的な維持管理を行う考え方。

（２）市街地整備

都市基盤については、市民と企業がともに満足できるよう、継続して充実していく必要があります。その際には、障害の有無や年齢にかかわらず、全ての人にやさしいユニバーサルデザイン※ の考え方を持ったまちづくりを進めるとともに、循環型社会の構築を推進するために、木材を活用したまちづくりにも取り組みます。

駅周辺等の市街地については、公共施設整備や街路整備を通じて、快適な都市環境を形成し、民間活力の誘発を支援します。

※ユニバーサルデザイン
年齢や身体の状況などにかかわらず、誰もが安全に使いやすく、わかりやすい暮らしづくりのために、製品や環境・サービスを設計する考え方。

（３）港湾・河川の整備

産業活動及び地域の物流を支える拠点港として重要な役割を果たしている東予港について、港湾計画に基づき、耐震強化岸壁など港湾施設の早期着工・早期完成を目指します。

市管理河川・水路などについては、家屋の浸水被害の防止や軽減を図るため整備・改修を行います。

（４）公園・緑地の整備

都市公園については、市民が親しみやすい施設として整備するとともに、安らぎと憩いの空間としての機能や、防災拠点としての機能の拡充に努めます。さらに、遊具や公園施設の維持管理についても、計画的に修繕や更新を行い、安全性の確保を図ります。

（５）住宅・宅地の整備

木造住宅の耐震化を推進するなど既存住宅の安全性を確保するとともに、公営住宅の計画的な整備・充実を図り、良好な住宅環境を形成します。

４　災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり

（１）防災・減災対策の強化

風水害や津波、南海トラフ巨大地震等に備えて、防災・減災対策の強化や防災基盤の整備など、安全・安心なまちづくりを進めることが重要です。

市内全域における情報の的確な収集と、住民への迅速な伝達手段の構築を図るほか、山間部や沿岸部、河川流域など災害が発生する可能性が高い地域においては、優先的に必要な対策を講じます。

併せて、教育施設を含む地域の身近な公共施設については、耐震化や災害対応機能の強化を図り、災害時の避難場所としての機能を果たせるようにします。

また、平時における市民一人一人の、防災・減災意識の醸成が重要であることから、防災教育や防災訓練、広報活動等を通じて、意識啓発と知識の普及に努めます。

さらに、大規模な災害発生時に迅速に対応できるよう、消防・救急・救助体制を強化するとともに、“自助・共助”の中核を担う消防団や自主防災組織の強化及び結成促進や、様々な分野の企業・団体との災害時応援協定締結に取り組み、地域の防災力向上に繋げていきます。

（２）防犯対策の推進

地域ぐるみの防犯活動を推進するため、市民・警察・学校・防犯協会等の関係団体と連携しながら、防犯パトロールや啓発活動に取り組むと共に、各自治会等が行う防犯灯の設置・維持を支援します。

また、消費者の安全・安心なくらしを実現するため、専門の相談員による相談活動と併せて、消費者教育・啓発活動に取り組み、多様化・複雑化する消費者トラブルの防止に努めます。

（３）交通安全対策の推進

市民の交通安全意識の高揚を図るため、警察・交通安全協会等の関係団体との連携を図り、交通安全運動の街頭キャンペーン活動や高齢者、子どもを対象とした交通安全教室など各種啓発活動の実施に努めます。

また、交通事故多発交差点や危険箇所等の交通安全施設を整備・充実し、交通事故の未然防止を図ります。

5　豊かな心を育む教育文化のまちづくり

（１）学校教育の充実

学校教育を生涯学習の基礎と位置づけて、知・徳・体の調和がとれ、「生きる力」を持った心豊かでたくましい人材の育成を目指し、児童生徒一人一人の確かな学力の向上と自主性や創造性・協調性を伸ばすための学校教育に取り組みます。

また、地域の特性を活かした個性ある教育を進めるとともに、地域の人材の積極的な活用にも取り組むなど、家庭や地域社会との連携を図りながら、地域社会に開かれた教育を目指します。

（２）地域文化の継承・形成

これまでに育まれてきた市民文化を大事にしながら、現在も取り組まれている芸術文化活動を支援するとともに、より質の高い芸術に触れる機会を創出することにより、地域の芸術水準の向上を目指します。

また、水や和紙といった、地域それぞれの特長や特産を融合しながら、一体感を感じさせるような文化の形成を進めます。

（３）歴史文化の保全・活用

郷土が生んだ偉人の顕彰や、史跡・美術工芸品・民俗資料ほか文化財の保全に努め、それらを広く紹介するための施策や施設の充実に取り組みます。

また、元気のあるコミュニティづくりのために、「西条まつり」など、これまで各地域で培われてきた伝統的な祭事や芸能の保存、情報発信の拡大に努め、それらのイベント相互の連携を進めます。

（４）社会教育の充実

市民一人一人が、それぞれのライフステージにおいて、自らの能力や適性、意欲に応じて学ぶことができる、より多様な学習機会の提供に努めます。

また、地域社会における「人づくり」のための教育力を向上させるとともに、市民の誰もが、生涯学習を通じて得た知識や能力を、社会に還元することができるような「しくみづくり」を推進します。

さらに、それらの生涯学習活動を推進し教育施設の利用促進を図るために、必要な公共施設の整備充実にも取り組みます。

（５）人権・同和教育の推進

同和問題をはじめ、様々な人権問題を解決し、すべての人々の人権が尊重・保障される明るく住みよい地域社会の実現を目指します。

そのために、市民一人一人に広く人権感覚が浸透するよう、人権・同和教育を充実していきます。

また、日常生活において、お互いの人権を尊重し行動することが文化として定着するよう、人権文化のまちづくりに関する施策を総合的に推進します。

6　活力あふれる産業振興のまちづくり

（１）農業の振興

食料の安定供給をはじめ、国土の保全や良好な景観の形成など多面的機能を担っている農業・農村の活性化を図り、高い生産性と収益性を持つ「安定した強い農業」と「美しく活力ある農村」の実現を目指します。

そのために、農業生産基盤の整備や営農支援を行い、担い手への農地集積を進めるとともに新規就農者の確保・育成にも積極的に取り組みます。

また、「地産地消」と連携した「食育※」を促進するとともに、新技術の活用や高付加価値化による農産物のブランド化、医療・福祉との連携や海外輸出など時代の流れを見据えた多種多様な農産物の販路拡大等を推進します。

そのほか、農業と観光とが連携したグリーン・ツーリズム※など、農業に関心を持つ市民や観光客に向けた取り組みも進めます。

※食育
食の大切さを知り、身体や心の健康を育むこと。

※グリーン・ツーリズム
農山漁村などに滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地域の人々との交流を楽しむ旅のこと。

（２）林業の振興

森林の有する水源かん養※や土砂流出防止など多面的機能を持続的に発揮させていくため、造林や育林などの事業活動及び担い手の育成を支援するとともに、森林整備を行い森林所有者等への啓発を進めます。

また、経営の安定化を図るために、高性能機械の導入支援や林道・作業道など林業生産基盤の整備を推進します。

併せて、木材の新たな活用方法の開発や、未利用のまま林地に残置されている間伐材を活用した木質バイオマス※の循環利用など、木材の利用拡大を図ることにより、林業の成長産業化を推進します。

さらに、地元産材を利用した公共施設や住宅の整備などを推進することにより、林業の経営基盤の充実・強化に努めます。

※水源かん養
洪水や渇水を緩和し、水質を浄化すること。

※木質バイオマス
再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のうち木材からなるもの。（樹木の伐採や造材の際に発生する枝や葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑など）

（３）水産業の振興

内海沿岸漁業の特性を活かした水産業の振興を図るために、漁港や漁業関連施設の整備を図るとともに、魚介類の種苗放流や藻場づくり、漁場の清掃など、水産資源の確保と漁場環境の保全に取り組みます。

また、水産業経営の安定を図るため、漁具等の近代化や新技術の活用及び漁業後継者の育成を支援します。

さらに、地元で獲れた水産物の地産地消を推進するとともに、魚食普及活動や観光と連携した取り組みを行うなど、市民が水産業に関心を持つ機会を創出します。

（４）企業活動の活性化（ものづくり産業の振興）

本市経済の持続的な発展と安定的な雇用の創出を図るため、企業が立地しやすい環境を整えるとともに、高付加価値型産業など多彩な分野の企業誘致を図ります。

また、既存企業の操業環境の向上、設備投資に対する優遇制度を強化するなど、企業留置対策を講じます。

さらに、中小企業が事業の継続や発展に向けた経営体質の強化・改善を図ることができるようにするため、開発・販売・人材育成など様々な観点から総合的支援を行い、ものづくり産業の活性化を図ります。

（５）商業の振興

市街地の拡散や商業機能の郊外化が進む中、秩序ある商業圏域の形成を図るとともに、各地区商店街や周辺商業地については、商工関係団体等と連携しながら地域が持つコミュニティ機能や安全・安心機能を強化し、にぎわいのある新しい商業施設として再生を図ります。

また、高齢化や人口減少などにより問題が顕在化する買い物弱者対策に取り組み、消費者が安心して買い物ができる仕組みづくりを目指します。

（６）新規産業の創出

地域経済の持続的発展を実現するため、西条産業情報支援センターを拠点とした産学官金連携※ や農商工連携のもと、豊富な地域資源を活かした地域内発型の産業創出や起業支援、技術交流等により新規産業の育成支援や既存産業の新規分野への事業展開支援に取り組みます。

※産学官金連携
産（産業界＝民間企業）、学（教育･研究機関）、官（行政）に加え、地域の金融機関が連携をはかること。

また、第一次産業から第三次産業までの有機的な連携による「総合６次産業都市※」を目指すとともに、本市の豊かな水資源や自然環境など地域の特性を活かした新規産業の育成にも積極的に取り組みます。

※総合６次産業都市
農産物の生産から加工・流通までの機能を単一の地方都市へ集約した都市のこと。
１次産業（農林水産業）×２次産業（食品加工）×３次産業（流通・観光）＝６次産業（総合産業）

（７）観光産業の創出

本市の豊かな自然や歴史・産業・名水に育まれた産物などの観光資源を活用した魅力的な観光ルートを確立し、広く情報を発信します。

また、来訪者の多様なニーズに対応できるよう観光拠点の整備を図るとともに、再び本市を訪れたいと思ってもらえるよう、市民が「おもてなし」の心で来訪者と交流を深めるなど受け入れ体制を充実し、国内観光客だけでなくインバウンド観光※ の推進を図り観光客の増加に繋げます。

※インバウンド観光
外国人旅行者を誘致すること。

（８）産業人材・雇用環境

西条産業情報支援センターや商工団体などとの連携のもと、地域の産業を担う人材の発掘・育成に取り組みます。

企業間・異業種間での情報交流や技術交流、幅広い人材のマッチングを通じて、中小企業を中心とした雇用環境の改善を支援することで地域企業の価値を高め、成長できる環境づくりを目指します。

（９）西条の価値や魅力の向上（まちのブランド化）

優位性・独自性のある地域特有の資源を掘り起こし、積極的に全国に発信することにより、西条ブランドの定着化と様々な市場での優位性の確保に努めます。

また、西条ならではの特産品開発を推進し、西条ブランド戦略による効果を農林水産業や観光など多方面へ波及することにより、地域経済の活性化を図ります。

第３章

構想の実現に向けて

1　協働のまちづくりの推進

※ＮＰＯ法人
　特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体であり、福祉、教育･文化、環境、まちづくりなど、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

　協働のまちづくりとは、行政・市民・自治会・ＮＰＯ法人※・企業など多様な主体が目標を共有し、お互いの立場や特性を理解し、対等な立場で連携・協力してまちづくりに取り組むことです。

　市民の意見を、まちづくりや行政施策の意思決定過程に反映する上で、特に必要となる「対話」の場づくりを進めるとともに、市民がまちづくりに参画し、自らの責任と選択に基づいて行動できるよう、市政に関する情報を積極的に発信します。

　また、より多くの市民がそれぞれの個性を活かし、互いを尊重しながら、連携協力して地域が抱える様々な課題等の解決に取り組んでいけるよう、ＮＰＯ法人やボランティア団体などの活動を支援し、市民活動の活性化を図ります。

　さらに、行政職員においては、協働のまちづくりに対応できる能力の向上や意識改革を図ります。

2　地域コミュニティ活動の促進

　防災や高齢者の自立支援、また青少年の健全育成や交通安全など、地域社会の中で取り組み、解決していかなければならない課題は増えており、地域コミュニティの活動や役割は、ますます重要なものとなっています。

　各地域の均衡ある発展や、市民参画による魅力的で元気あふれるまちづくりを展開していくためにも、自治会などの地域コミュニティ活動を支援します。

　また、まちづくりの根幹を担う市民主体の地域コミュニティ活動を促進するため、各地区の拠点となる公民館の機能強化に努め、コミュニティを単位とする市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、地域住民やコミュニティ活動相互の交流を図ることにより、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。

３　時代の変化に対応した地域づくり

高齢化の進展やグローバル化など時代の変化に対応しながら、全ての人が、その能力を活かして地域づくりに参加できる地域社会であることが必要です。

様々な大学等研究機関と連携し、講座等を開催するなど市民が知識や情報を得る機会を創出し、地域課題の解決や地域資源の発掘、また、スポーツや健康、環境など多くの分野にわたり市民がまちづくりに参加できる地域づくりに努めます。

また、市民一人一人が個人として尊重され、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、抱えている課題に向き合いその解決策を探る実践的活動を展開するとともに、女性の社会参加と意思決定の場への参画拡大を支援するための仕組みづくりも推進していきます。

さらに、市民の国際理解や国際感覚の醸成を目指し、諸外国の人々との相互理解を深める取り組みを進めるなど、地域社会における異文化共生を推進します。

４　経営感覚のある行財政運営の実践

社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応し、簡素で効果的な行政を実現するには安定した財政基盤が必要です。後世に大きな負担を強いることのないように、そして、市民サービスの大きな低下を来たさないように、市民の理解の下、行政改革を進め、財政の健全性を維持しなければなりません。

経営感覚のある行財政運営を実践するため、行政サービスの外部委託を進めるとともに、事務事業評価などにより、限られた財源の重点的配分や経費支出の効率化を徹底します。

また、職員の適正な人員配置に努めるとともに、能力開発の奨励などによる資質の向上を図り、市民サービスの向上や行政

事務の効率化、さらには地方分権の進展に対応できるよう行政体制の強化を目指します。

加えて、公共施設のアセットマネジメント※ を行い、修繕や長寿命化を進めるとともに、行政サービスの低下を招くことがないよう配慮しながら、施設の将来的な統廃合についても検討していきます。

※アセットマネジメント
施設の中長期的な損傷・劣化等を予測し、計画的かつ効率的な維持管理を行う考え方。

5　行政情報の運用

個人情報を適正に管理するとともに、市政情報を公開することにより市民の知る権利を保障し、市政の透明性を高めます。

また、情報システムの有効活用により、市民サービスの向上と行政事務の効率化に努めるとともに、情報セキュリティの向上を図ります。

さらに、行政サービスの電子化を進め、行政事務の効率化を図るとともに、手続きの透明性を確保し、事務の迅速化を図ります。

基本計画

第１章

健やかに生き生きと暮らせる福祉のまちづくり

施策体系

健やかに生き生きと暮らせる福祉のまちづくり

- 第１節　健康づくりの推進
  - (1)市民の健康づくりを支援します
  - (2)スポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境整備を図ります
  - (3)スポーツ交流人口の増加を図ります
- 第２節　福祉の充実
  - A　高齢者福祉
    - (1)高齢者の生きがいづくりを支援します
    - (2)介護予防を推進します
    - (3)介護サービスの充実を図ります
  - B　地域福祉
    - (1)障害者（児）福祉の充実を図ります
    - (2)生活保護世帯を支援します
    - (3)生活困窮者自立支援法に基づき、低所得世帯などの困窮者を支援します
    - (4)地域における福祉活動を支援します
- 第３節　子育て環境の充実
  - (1)保育サービス・児童の健全育成活動の充実を図ります
  - (2)子育て支援体制の充実を図ります
  - (3)母子保健の充実を図ります
- 第４節　医療体制の充実
  - (1)医療保障の充実を図ります
  - (2)地域医療体制の充実を図ります

第１節　健康づくりの推進

現況と課題

毎年約4,000人が参加する市民総合体育大会

- 心と体が健康であることは、私たちが豊かな生活を送るための土台となるものです。市民一人一人が若い世代から健康に関心を持ち、日頃から健康づくりに取り組み、生涯健康であり続けることのできる環境づくりが求められています。特に、死亡原因の上位である悪性新生物（がん）や生活習慣病（脳血管疾患、心疾患）に対する施策を充実させる必要があります。また、健康づくり活動を地域全体に広めていくために、健康づくり推進員による取り組みをより充実させていくことが重要です。（図1-1-1参照）
- スポーツ・レクリエーション活動は、人と人、地域と地域の交流を促進し地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化などの問題を抱える地域社会の再生に寄与するとともに、市民の心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現には不可欠なものです。市民の誰もがその自発性のもとに、各々の関心や適性に応じて、安全かつ公正な環境で日常的にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ楽しむことができる機会を確保することが求められています。
- 平成29年に第72回国民体育大会（愛顔（えがお）つなぐえひめ国体）及び第17回全国障害者スポーツ大会（愛顔（えがお）つなぐえひめ大会）の愛媛県での開催が決定しています。全国から大会参加者をはじめとする多くの方々を迎えるにあたり、本市の魅力を発信する絶好の機会と捉え、施設と組織の両面で、市民一体となった受け入れ体制の整備に取り組んでいます。

図1-1-1　死因別死亡者数の推移

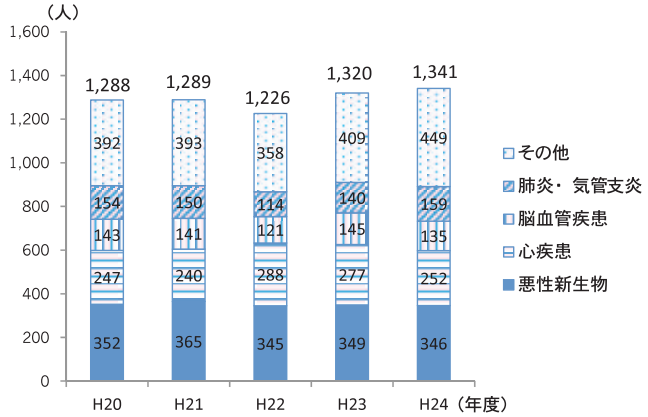

資料：愛媛県保健福祉部『保健統計年報』

図1-1-2　合宿による来訪者数の推移

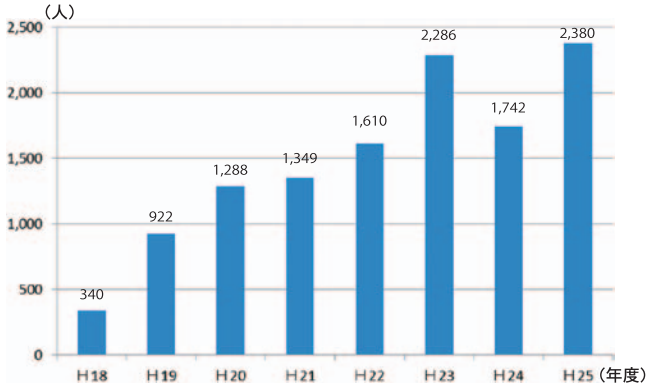

資料：スポーツ健康課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●市民の健康づくりを支援します
- ●スポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境整備を図ります
- ●スポーツ交流人口の増加を図ります

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
健康相談延べ参加者数 健康教育延べ参加者数	4,596人 12,844人	5,000人 13,000人
各種がん検診の平均受診率	19.0%	25.0%
健康づくり推進員による運動などの自主活動に取り組む地区の数	２地区	12地区
合宿実施団体数	46団体	50団体

施策内容

（1）市民の健康づくりを支援します

① 健康づくりのための計画「元気都市西条2015」を基本に、第2次の健康増進計画を策定し、栄養、運動、疾病予防の観点から生活習慣病の発症を抑え健康寿命の延伸を図るために、健診受診率の向上と各種健康講座や教室、健康相談を推進します。

② がんの早期発見を目的に、各種がん検診の実施体制を検討し、受診しやすい環境を整え、受診率向上を目指します。

③ 社会環境の変化によるストレスの増加から心の健康を保つことが困難となっています。自殺予防対策も含めたメンタルヘルスに関する健康教育・相談などを強化します。

④ 市民の健康増進をそれぞれの地域で取り組んでいくため、健康づくり推進員、食生活改善推進員などのソーシャルキャピタルを醸成し、各種健康づくり活動の普及啓発を推進します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
健康相談、健康教育の推進	運動や食事などの適切な生活習慣を身につけるための教室などの実施 自殺対策の強化、メンタルヘルス教育の推進	健康相談事業 / 健康教育推進事業 運動推進事業 / 高地運動指導事業 地域自殺対策緊急強化事業
各種がん検診の実施	各種がん検診の受診勧奨の推進	健康診査事業
健康づくりを支援する環境整備	健康づくりに関する諸活動や普及啓発活動の推進	健康づくり推進事業

成就社（ピクニック園地）で体操
（高地運動指導事業）

ふれあいトレーニングルームでの
「すっきりスリム教室」

水浴訓練室で自由トレーニング

「スマート美ライン教室」でダイエットメニュー調理

（２）スポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境整備を図ります

① 市民総合体育大会、レクリエーション大会、駅伝・マラソン大会など、多様なスポーツイベントを開催し、市民のスポーツへの参加機会の増大を図ります。また、地域で開催される運動会・各種スポーツ大会などについても、その開催を支援します。

② 小・中学校の体育館やグラウンドなどの体育施設を開放し、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境の整備を進めます。

③ 元オリンピック選手などのトップアスリートを講師に招き、ジュニア世代及び指導者を対象としたスポーツ教室などを開催し、競技力の向上に努めます。

④ スポーツ少年団による市内大会の開催や市外スポーツ少年団との交流大会の実施を支援します。

⑤ 既存スポーツ施設の運用の改善を図るとともに、施設及び機器を整備し高機能化を図ります。

⑥ 体育館や野球場、陸上競技場などの体育施設の管理運営業務に指定管理者制度の導入を目指します。

⑦ えひめ国体・えひめ大会の競技会場施設について、安全で円滑な競技運営が図られるよう整備を行います。また、市民が様々な形で関わることにより、感動や夢、希望を分かち合える大会を目指します。

⑧ 教室などの開催により、えひめ国体における本市開催競技の普及啓発及び競技人口の拡大を図るとともに、ジュニア選手の発掘・育成による競技力の向上に繋げます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
地域スポーツ大会などの開催及び開催支援	運動会、各種スポーツ大会の開催を支援	各種大会等開催事業
各種スポーツ大会の誘致	大規模スポーツ大会の誘致と開催の支援	愛媛ＦＣマッチシティ西条市ＰＲ事業
次世代育成を目的としたスポーツ事業の開催	次世代を担う若年層と指導者対象のスポーツ教室の開催 保護者や指導者などを対象とした講習会の開催 ジュニア世代がスポーツと親しむきっかけづくりを目的とした教室の開催	次世代育成支援スポーツ事業
体育施設の適正管理	公共体育施設の管理運営、小・中学校の体育館やグラウンドなどの開放	各種施設管理運営事業
体育施設への指定管理者導入	市内体育施設に指定管理者制度の導入を目指す	—
えひめ国体・えひめ大会の開催に向けた環境整備	競技会場施設及び受け入れ体制の整備	国体競技会場施設整備事業 国体推進事業
各種体験教室などの開催	えひめ国体における本市開催競技の普及啓発及び競技人口の拡大	えひめ国体競技普及促進事業

愛顔（えがお）つなぐえひめ国体・えひめ大会
西条市実行委員会を設立

山岳競技（クライミング）体験教室

ハンドボール体験教室

（３）スポーツ交流人口の増加を図ります

①　合宿都市構想を推進することとして、既存の体育施設を活用したトップアスリートが合宿するまちづくりに取り組み、スポーツ交流人口の増加を図るとともに、市民が高いレベルの競技にふれる機会を拡大します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
合宿に対応したトレーニング環境の整備	既存体育施設の改修、備品の整備	各種施設管理運営事業
合宿の誘致など	合宿の情報発信と受け入れ環境の整備、合宿実施への支援	スポーツ合宿推進事業

図1-1-3　平成18～25年度種目別合宿来訪団体数

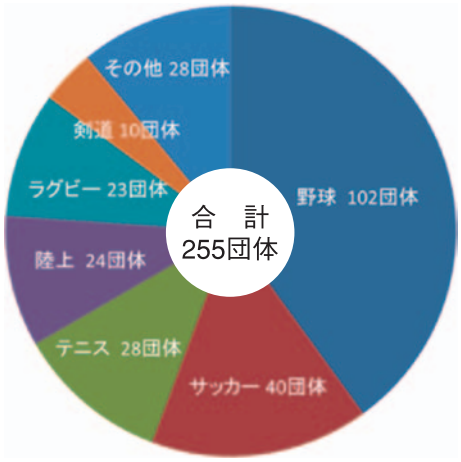

第１期（平成18～26年度）における実績

- 生活習慣病の発症予防や重症化予防に重点を置き、健康診査、健康教育、健康相談などを推進するとともに、食生活改善や定期的な運動習慣を身につけるための啓発・指導に努めました。
- 健康づくりのための計画「元気都市西条2015」を平成18年３月に策定、平成23年度に見直しを行い、平成22年３月に「西条市食育推進計画」を策定、第2次計画を平成26年度に策定しました。
- 健康づくり推進員事業として、平成26年度にラジオ体操モデル地区の選定及び夏期巡回ラジオ体操会への積極的参加など普及啓発に努めるとともに、ウォーキングマップを作成し、ウォーキング推進の基盤づくりを行いました。
- 平成17年度から、各競技種目のトップアスリートを講師に招き、ジュニア世代や指導者を対象とした次世代育成支援スポーツ事業を開催しており、平成25年度までの参加者は延べ11,000人以上となりました。
- 平成18年度から25年度までの間に、255団体、延べ51,628人のアスリートが市内でスポーツ合宿を行いました。
- えひめ国体及びえひめ大会において、本市開催競技の円滑な運営を図るために、「愛顔（えがお）つなぐえひめ国体・えひめ大会西条市実行委員会」を、平成26年８月11日に設立しました。
- えひめ国体における本市開催競技のうち、競技人口の少ないハンドボールと山岳について体験教室を開催し、普及啓発及び競技人口の拡大に努めました。

第２節　福祉の充実（A 高齢者福祉）

現況と課題

グラウンドゴルフ

- 本市における高齢化率は全国平均を上回り、愛媛県平均とほぼ同率となっており､後期高齢者の占める比率が高まっています。また、高齢化が進むにつれ、認知症高齢者や高齢者のみの世帯、独居高齢者世帯が増加し、介護を必要とする高齢者がますます増加すると想定されます。（図1-2-A-1･図1-2-A-2参照）
- 一方、高齢者の多くは、介護を必要とすることなく、これまで培った経験や知識、技術を持っているため、高齢者を社会の重要な一員として捉え、地域社会の中で積極的な役割を果たせるような生きがいづくりが求められています。また、認知症の初期症状の多くに意欲の低下がみられることから、積極的な社会参加の働きかけは、認知症予防としての効果も期待されます。
- 本市においては、高齢社会に的確に対応するため、高齢者福祉全般について基本的な方向を示した「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を３年ごとに策定し、各種高齢者施策を展開しているところです。
- 今後、この計画に基づき、高齢者が要介護状態になることなく、健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、介護予防の推進と、要介護者の様々なニーズに応じた介護サービスの充実が必要となっています。

図1-2-A-1　高齢化率の推移

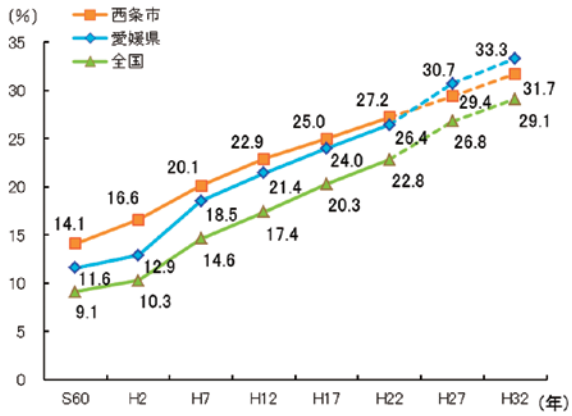

資料：昭和60年から平成22年は国勢調査（各年10月１日）より
平成27年以降は高齢介護課による推計

図1-2-A-2　要介護者の推移

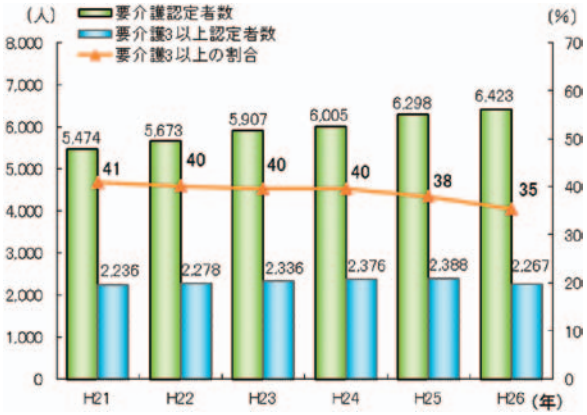

※各年３月末現在
資料：高齢介護課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●高齢者の生きがいづくりを支援します
- ●介護予防を推進します
- ●介護サービスの充実を図ります

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
老人クラブの加入率	21.9%	25.0%
日常生活支援事業の延べ受給者数	4,454人	5,000人
介護予防事業の延べ参加者数	4,192人	4,500人
家族介護支援事業の延べ受給者数	1,804人	2,000人
地域交流センターなど施設利用者数	148,056人	155,000人
要介護認定者の内居宅サービス利用割合	68.5%	75.0%以上
介護保険施設入所待機者数	497人	300人以下

施策内容

（１）高齢者の生きがいづくりを支援します

① 生涯学習・生涯スポーツの振興を図り、学びの場、健康づくりなどの場の提供、いきいきバスなどの利用による移動手段の提供により、社会参加の推進と生きがいづくりを支援します。

② 老人クラブ活動やボランティア活動、シルバー人材センターの活用により、高齢者の社会奉仕や生きがい活動を積極的に支援します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
高齢者の生きがいづくり支援	老人クラブ活動やシルバー人材センターなど社会参加と生きがいづくりを支援 高齢者の移動手段の提供	老人クラブ助成事業 高齢者労働能力活用事業 高齢者路線バス利用助成事業
日常生活支援事業	高齢者の日常生活において、移動手段の確保など、介護保険には該当しないサービスを提供	軽度生活援助事業

（２）介護予防を推進します

① 要支援・要介護状態の予防と重度化の抑制を図るため、運動器の機能向上、認知症予防、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防、医療との連携など地域支援事業を推進します。また、支援の必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活が継続できるよう、ボランティアや協同組合などの多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスを推進します。

② 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう総合的に支援する機関として、「地域包括支援センター」の充実を図ります。

③ 介護者家族の理解を深め、要支援者の重度化を抑制するために、家族介護支援事業を推進します。

④ 閉じこもり予防の観点から、高齢者が集い、交流する場としての地域交流センターの活用を積極的に推進します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
介護予防事業	介護予防教室、いきいき百歳体操などの元気な高齢者づくりを支援	介護予防事業
家族介護支援事業	家族介護教室、家族介護者交流、介護手当、紙オムツの支給などによる介護家族を支援	介護用品支給事業 在宅寝たきり高齢者介護手当支給事業
高齢者福祉施設の活用促進事業	地域交流センターの活用の促進	地域交流センター管理運営事業

（３）介護サービスの充実を図ります

① 要支援・要介護状態にある高齢者が在宅で生活できるよう、居宅介護サービスの充実を図ります。

② 高齢者が住み慣れた地域で少しでも長く生活を継続できるよう、地域密着型サービスの充実を推進します。

③ 介護保険施設などのサービスの質の向上が図れるよう、指導・助言を行います。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
居宅介護支援	訪問系サービス、通所系サービス、短期入所サービスの充実	介護給付適正化事業
介護保険施設などの整備促進	介護保険施設や地域密着型サービスの整備・充実	地域密着型サービス施設整備事業

第１期（平成18～26年度）における実績

- 平成18年４月に地域包括支援センターを設立し、地域支援事業を推進してきました。
- 地域密着型サービス事業の整備を推進し、地域密着型特別養護老人ホーム３施設とグループホーム２施設を整備しました。
- 特別養護老人ホーム1施設を整備しました。

第２節　福祉の充実（B 地域福祉）

現況と課題

障害者就労支援施設での作業

- 地域における人間関係の希薄化により、従来から機能していた相互扶助機能が低下しつつあります。社会的に弱い立場の人たちが孤立しないよう、地域の人たちの理解と協力を支えに、住み慣れた地域で尊厳を持って安心して生活できる社会環境の構築が求められています。
- 平成25年4月施行の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」で、障害者の範囲に難病などが加わりました。（図1-2-B-1参照）
- 平成25年4月施行の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」により、西条市障害者優先調達推進方針を策定しました。これにより、障害者就労施設などの受注の機会を確保し、供給する物品などに対する需要の増進などを図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者などの自立を促進することが求められています。
- 増加傾向にある生活保護世帯や離職世帯、低所得世帯が、生きがいをもって自立することができるよう適正な支援をする必要があります。（図1-2-B-2参照）
- 地域における社会福祉のリーダーである民生委員・児童委員、社会福祉協議会などとの連携の強化、担い手となるボランティアの育成を図り、高齢者や障害者の方々を地域全体で支え合う仕組みづくりが必要となっています。

図1-2-B-1　身体障害者手帳所持者数などの推移

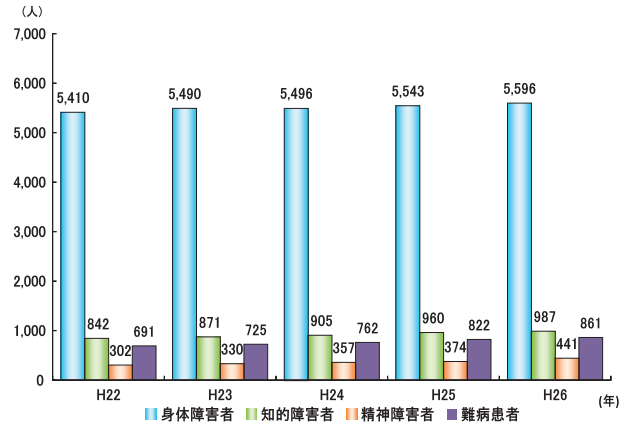

※各年３月31日現在　難病患者数は、特定疾患56疾患の患者数
資料：社会福祉課調べ

図1-2-B-2　生活保護人員の割合の推移

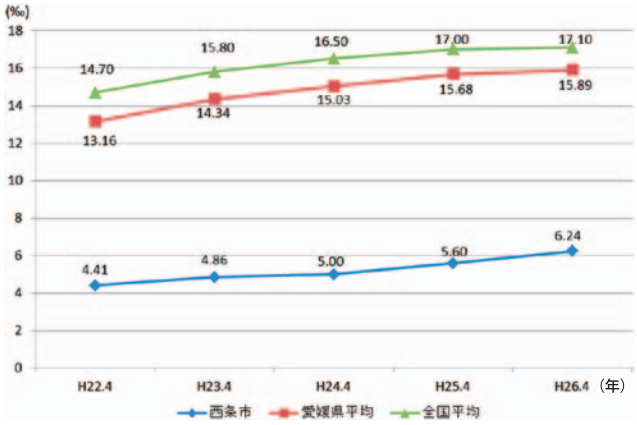

資料：社会福祉課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●障害者（児）福祉の充実を図ります
- ●生活保護世帯を支援します
- ●生活困窮者自立支援法に基づき、低所得世帯などの困窮者を支援します
- ●地域における福祉活動を支援します

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
障害福祉サービス延べ利用者数	17,635人	26,200人
生活保護世帯からの就労による自立（単年度）	23世帯	30世帯

施策内容

（１）障害者（児）福祉の充実を図ります

障害児通所施設（放課後等デイサービス）

① 障害者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう介護や訪問指導の充実に努め、在宅福祉サービスの拡充を目指します。特に、施設入所から在宅福祉への流れに対応することができるよう、社会資本の整備に努めます。

② ノーマライゼーション※ の理念に関する啓発・広報活動の充実、学校や地域での福祉教育の推進、交流活動やボランティア活動の充実などを通じ、障害者に対する市民の理解と認識を深める取り組みを推進します。また、公共施設のバリアフリー化を促進します。

③ 障害者が「働ける社会」の構築を目指し、その自立を支援します。また、一般企業などへの就労が困難な障害者が、就労と社会参加の喜びと生きがいを持つことができるよう、市内社会福祉法人などとの連携を密にとりながら、福祉的就労の場の整備に取り組みます。

④ 障害者団体の育成、各種福祉大会やスポーツ大会、レクリエーションの開催などを通じ、障害者の社会参加の機会増大に努めます。

⑤ 医療機関、保健所、児童相談所などとの連携を強化し、障害の早期発見や早期療育に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
障害者（児）の各種サービスの拡充	地域生活支援事業、介護給付・訓練等給付事業、障害児給付事業、補装具費、自立支援医療	身体障害者（児）補装具給付事業 / 心身障害者扶養共済費 / 自立支援医療給付費 / 特別障害者手当等給付事業 / 介護給付費･訓練等給付費 / 地域生活支援事業 / 在宅重度障害者（児）等支援事業
生活環境の整備促進	社会福祉施設の整備（入所施設・共同生活援助の支援）と公共施設のバリアフリー化	心身障害児（者）施設整備助成事業
就労支援体制の確立	就労移行支援・就労継続支援 地域活動支援センター	介護給付費・訓練等給付費 障害者地域活動支援センター運営事業
障害者団体の育成及び支援	障害者団体活動の活性化	心身障害者福祉費

※ノーマライゼーション…障害者と健常者が特別に区別されることなく社会生活を共にすることが望ましいとする考え方。

（２）生活保護世帯を支援します

① 生活保護制度の適正運用を図りながら､誰もが健康で安定した生活を送れるよう生活保護世帯を支援します。また、働くことが可能な方については、就労支援員の支援のもと、早急な自立を促します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
生活保護の適正実施	生活保護制度の適正な運用と自立支援	生活保護援助事業

（３）生活困窮者自立支援法に基づき、低所得世帯などの困窮者を支援します

① 離職世帯や低所得世帯などの生活に困窮している方に、相談事業や就労支援などを行い、安定した自立生活を送れるよう支援します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
生活困窮者自立支援事業	生活相談、就労支援、住宅支援など	生活困窮者自立支援事業

（４）地域における福祉活動を支援します

① 複雑化・多様化する地域福祉ニーズに対応するため、地域福祉におけるリーダー的役割を果たす民生委員・児童委員との連携を強化するとともに、社会福祉協議会やボランティアなどの活動を支援します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
社会福祉活動の支援	社会福祉活動のリーダー、担い手の育成と支援	福祉基金事業 社会福祉協議会等活動事業 民生委員費

第１期（平成18～26年度）における実績

- 平成24年４月に「障害者自立支援法」及び「児童福祉法」が改正され、障害児通所支援サービスに放課後等デイサービスなどが創設され、市内に３カ所の放課後等デイサービスの事業所ができたことで、障害児の放課後、休日の活動の場が確保されました。
- 平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」により、西条市障害者虐待防止センターが設置され、障害者虐待防止の窓口となっています。
- 生活保護世帯の中で、就労可能な方についてはハローワークと連携して就労支援を行い、自立を促進しました。（平成25年度　就労による自立世帯：23世帯）

第３節　子育て環境の充実

現況と課題

地域子育て支援センターでの交流

- 多様化する保育ニーズに的確に応えるため、保育サービスの見直し・充実を図るとともに子育て相談や養育支援を行うなど、質の高い教育・保育を総合的に提供し、地域における子ども・子育て支援体制を確立する必要があります。（図1-3-1参照）
- 進展する少子化や核家族化、加速する女性の社会参加、地域コミュニティの希薄化など、社会環境が大きく変化する中で、育児放棄や児童虐待など深刻な問題が多発しており、近年大きな社会問題となってきている居所不明児対策を含め、次世代を担う子どもたちを安心して産み育てやすい環境が強く求められています。また､｢ひとり親家庭（母子家庭･父子家庭）｣に対しても、それぞれが生きがいを持って自立できるよう、適正な支援をする必要があります。
- 関係機関と連携した健康診査や各種相談は、病気や障害の早期発見だけでなく、育児不安の軽減・解消はもとより、発達年齢に応じたきめ細かな対応、指導のためにも重要になります。（図1-3-2参照）

図1-3-1　保育所入所児童数の推移

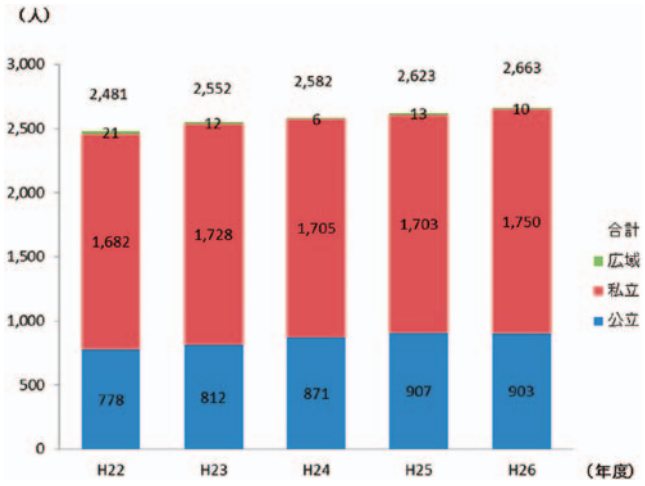

※各年度４月１日現在　資料：女性児童福祉課調べ

図1-3-2　乳幼児健診受診率の推移

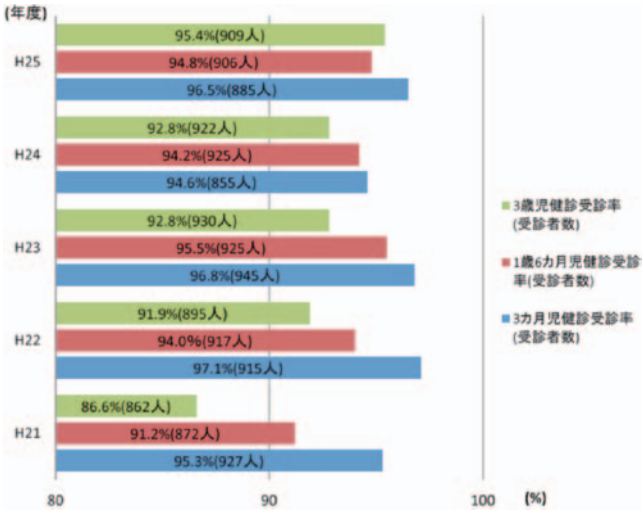

資料：健康医療推進課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●保育サービス・児童の健全育成活動の充実を図ります
- ●子育て支援体制の充実を図ります
- ●母子保健の充実を図ります

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
延長保育 一時保育	14カ所 5カ所	18カ所 8カ所
地域子育て支援センター	5カ所	10カ所
ファミリー・サポート・センター延べ利用者数	528人	3,000人
乳幼児健診受診率	95.5%	100%
こんにちは赤ちゃん事業の訪問率	81.9%	100%

施策内容

（１）保育サービス・児童の健全育成活動の充実を図ります

① 就業構造の変化や就労形態が多様化する中で、保育ニーズも多様化しており、これらに対応するため、延長保育、一時保育、病児・病後児保育などのサービスの充実に努めます。また、発達障害などの支援が必要な児童に対する保育の充実に努めます。

② 子ども・子育て支援新制度において、質の高い教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進します。

③ 小学生の放課後の居場所づくりとして、放課後児童クラブ事業の充実を図ります。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
各種保育サービスの充実支援	延長保育、一時保育、休日保育、病児･病後児保育、障害児保育など保育ニーズに合わせた事業の充実	私立保育所児童運営事業 / 私立保育所等特別保育事業 / 市立保育所特別保育事業
子ども・子育て支援の推進	子ども・子育て支援新制度において推進	地域子ども・子育て支援事業
放課後児童クラブ事業の充実	放課後児童クラブの受け入れ拡大など保護者のニーズに合わせた事業の充実	放課後児童健全育成事業

（２）子育て支援体制の充実を図ります

① 子育て世帯の育児不安の解消や社会からの孤立を防ぐため、地域子育て支援センター、児童館を整備・運営し、地域における育児相談、交流の場の提供及び子育て情報の提供体制を確立します。

② 男女が家事・育児などで責任と喜びを分かち合うとともに、結婚・出産後においても継続して働くことができるよう、各種施策を展開します。

③ 子育てを地域社会全体で支えるため、子育て支援ネットワークを構築し、子育て家庭、地域の関連機関及び地域の人々の連携を図ります。また、子育て世帯の一時的な保育需要に対応するため、ファミリー・サポート・センターや地域における相互援助活動を充実します。

④ 子育て世代の負担軽減を図るため、保育料の軽減や各種手当の支給、育児などの支援施策を展開します。

⑤ ひとり親家庭の自立支援を図るため、各種支援策や相談体制の推進に努めます。特に、母子家庭に対しては就業支援、父子家庭に対しては日常生活支援に重点を置き、それぞれの自立に向けた取り組みを強化します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
育児不安などの解消や地域における子育てのための環境整備	育児不安などの解消のため、地域の身近な場所での育児相談、交流の場の提供 ファミリー・サポート・センターを充実させ、地域の相互援助活動を支援	地域子育て支援センター事業 児童館管理運営事業 ファミリー・サポート・センター事業
児童健全育成の環境整備	虐待をはじめとする要保護児童及びその家族への支援	家庭児童相談室事業
子育て世代の負担軽減	経済的、精神的及び身体的負担の軽減を図り、子育て世代を支援	各種手当支給事業
ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の自立促進などを支援	母子寡婦・父子家庭福祉事業 児童扶養手当支給事業

（３）母子保健の充実を図ります

① こどもや母親の健康を確保するため、健康診査・健康教育・相談・訪問・予防接種など、各種母子保健事業を推進します。

② 発達や言葉の遅れなどで経過観察が必要な子どもに対し、ウイングサポートセンターなどと連携しながらきめ細かな相談・指導事業を実施します。特に、市内保育所・幼稚園とともに心身の発達に関するアンケートなどを５歳児時点で実施することにより、保護者の気づきを促し、支援が必要な子どもには就学までに一定の対応期間を確保し、関係機関と認識を共有した上で円滑な就学に繋ぐ体制を整えます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
子どもや母親の健康づくり支援	妊婦・乳幼児健診、妊婦歯科健診、子育て総合相談窓口、特定不妊治療などの母子保健事業の提供 予防接種	母子健康診査事業 / 特定不妊治療費助成事業 / 妊婦歯科健診事業 母子保健指導事業 / 予防事業
発達支援体制の確立	保健、医療、福祉及び教育の連携支援体制の確立	乳幼児発達相談事業

第１期（平成18～26年度）における実績

- 「ファミリー・サポート・センター」を設立し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことを支援することにより、仕事と育児を両立できる環境の整備を図りました。
- 私立保育所の施設整備に対し補助することにより、保育所の施設改善を促進し、児童の保育環境の充実を図りました。
- 地域の医療機関と連携を図りながら、妊婦の健康の保持増進や出産に対する支援などに取り組み、安心して妊娠・出産ができる環境を整備しました。（特定不妊治療費助成・妊婦歯科健診など）
- 地域の関係機関と連携を図りながら、乳幼児の健康診査や子どもの健康相談（子育て総合相談窓口の設置）などに取り組み、子育てに対する親の負担を和らげることで、子どもが健やかに育つ環境を整えました。

第４節　医療体制の充実

現況と課題

一次救急の拠点として整備された
西条市休日夜間急患センター

- 高齢化の進展や医療の高度化により医療費が年々増加する中、世界に冠たる国民皆保険制度を堅持するため、持続可能な医療保険制度の構築が課題となっています。
- 高齢者の医療では、増え続ける医療費について高齢者･現役世代･国・地方自治体の間でどのように費用負担するか、その仕組みづくりが課題となっています。
- 高齢化が進展する中、健康寿命の延伸を図るための施策が課題となっており、健康づくり、保健事業へのさらなる取り組みが求められています。（図1-4-1参照）
- 平成16年の新医師臨床研修制度実施以降の医師不足や、診療科の偏在は解消されておらず、地域の医療体制に重大な影響を及ぼしています。特に二次救急医療においては、長時間勤務、専門外診療など執務医師への負担増が顕著であり、また緊急性の低い患者の受診増加など、救急医療の現場はひっ迫した状況となっています。
- 地方の自治体病院においても、小児科、産科などの特定診療科の医師不足は深刻で、診療科の休止などにより、病院運営に支障を来たす事態に陥っています。引き続き医師確保に取り組むと同時に、患者モラルの向上など地域全体で医療体制を維持・充実させていくことが喫緊の課題となっています。（図1-4-2参照）

図1-4-1　国民健康保険事業における特定健診受診率

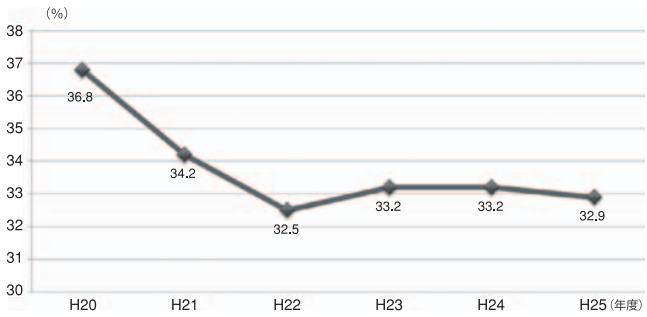

資料：国保医療課調べ

図1-4-2　医師１人当たりの人口の推移

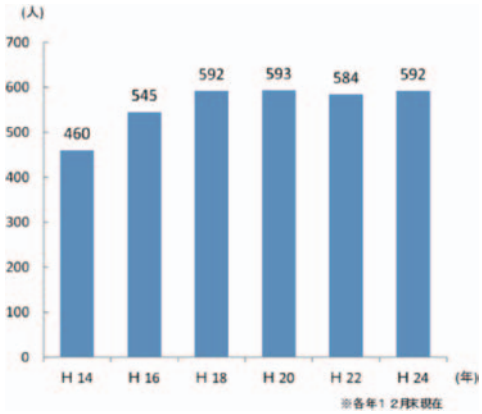

資料：愛媛県保健福祉部『保健統計年報』

平成31年度までに取り組む施策内容

●医療保障の充実を図ります
●地域医療体制の充実を図ります

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
特定健診受診率	32.9%	60.0%
医師確保奨学金利用件数（累計）	0件	2件

施策内容

（１）医療保障の充実を図ります

① 国民健康保険事業については、特定健康診査・特定保健指導をはじめとした各種保健事業を展開し、医療費の適正化に取り組む一方、保険税や国・県支出金など財源の確保を図り、事業の安定運営に努めます。また、財政運営の都道府県化など今後予定されている医療保険制度改革については、関係機関と連携しながら的確に対応します。

② 子ども、ひとり親世帯等、重度心身障害者に対する医療費助成事業については、現在の水準を確保するため国、県に対して補助及び支援の拡大を要請します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
保健事業（国民健康保険特別会計）	40歳～74歳の国保被保険者を対象とした特定健診・特定保健指導事業の実施 人間ドック及びはり・きゅう施術の受診、受療に対する費用の助成	特定健診・特定保健指導事業 人間ドック助成事業 はり・きゅう施術助成事業
保健事業（後期高齢者医療保険特別会計）	健康診査、人間ドック及びはり・きゅう施術の受診、受療に対する費用の助成	健診事業 人間ドック助成事業 はり・きゅう施術助成事業
福祉医療費助成事業	子ども、ひとり親世帯等、重度心身障害者に対する医療費の助成	乳幼児医療費助成事業 市単独未就学児医療費助成事業 市単独小中学生医療費助成事業 未熟児養育医療給付事業 市単独小中学生歯科医療費助成事業 ひとり親世帯等医療費助成事業 重度心身障害者医療費助成事業 市単独心身障害者医療費助成事業

（２）地域医療体制の充実を図ります

① 国への働きかけを強めるとともに、西条市医師確保奨学金貸付制度の利用促進を図るなど、医師不足の解消に努めます。

② 医師会をはじめとする関係機関との連携を図り、医療資源を守り地域医療体制、救急医療体制の維持・充実に努めます。

③ 市立周桑病院は引き続き指定管理者制度による公設民営の運営形態のもと、施設及び診療体制の維持・充実に指定管理者とともに取り組みます。

④ 小児医療を円滑に推進するため、小児救急医療相談の利用や医療機関の適切な受診啓発に努めます。また、小児及び産科医療体制の充実を図ります。

⑤ 中川及び大保木の市立診療所は、地域における医療サービスを継続して提供します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
医師確保対策	奨学金貸付制度の利用促進	医師確保奨学金貸付事業
医師会など関係機関との連携	一次、二次救急医療体制の運営・維持のため医師会などとの連携	救急医療運営事業 休日夜間急患センター管理運営事業
小児及び産科の医療体制確保・充実	小児二次救急医療及び産科の分娩手当費用に対する補助	小児救急医療支援事業 産科医等確保支援事業
市立病院などの充実	市立周桑病院と市立診療所による医療サービスの提供	病院事業会計 診療所管理運営事業

第１期（平成18～26年度）における実績

- 従来の乳幼児医療費助成に加え、平成24年7月から小・中学生の入院医療費に対する助成を開始し、さらに平成26年10月からは小・中学生の歯科受診にも拡大し、子どもに対する医療費助成の充実を図りました。
- 従来の母子家庭医療費助成について、平成26年10月から父子家庭も対象に加え、ひとり親世帯等医療費助成事業として充実を図りました。
- 休日・夜間における医療サービス（一次救急）充実のため、休日夜間急患センターを整備し、平成24年７月から診療を開始しました。
- 平成21年度から産科医等確保支援事業を、平成26年度から小児救急医療支援事業を開始し、小児及び産科医の確保及び医療体制の充実に努めました。

第２章

豊かな自然と共生するまちづくり

施策体系

豊かな自然と共生するまちづくり

- 第１節　自然環境の保全
  - (1)自然環境の保全活動を推進します
  - (2)希少生物の調査・保護を推進し、生物多様性の保全を図ります
- 第２節　水資源の保全
  - (1)水資源の調査・監視を行い、水利用における条例などを策定します
  - (2)水資源の源である森林の保全を推進します
- 第３節　生活環境の整備
  - (1)生活環境の向上を図ります
  - (2)公害防止に努めます
  - (3)ごみ・し尿の適正な処理に努めます
- 第４節　環境資源を活かした地域づくり
  - (1)地域の環境資源の活用を推進します
  - (2)環境負荷の少ない地域社会を形成します
- 第５節　上下水道の整備
  - A　水道
    - (1)水道施設の整備を図ります
    - (2)健全な水道事業を確立します
  - B　下水道
    - (1)汚水処理施設の整備を図ります
    - (2)市街地の浸水対策施設の整備を図ります
    - (3)健全な下水道事業を確立します

第１節　自然環境の保全

現況と課題

好評を得ている自然観察会（干潟の生物）

- 本市には、石鎚山を代表とする標高の高い地域から、沿岸部に分布する干潟まで多様な環境が存在し、多くの希少生物も見られます。しかしながら、石鎚山系を除く山間部は、放置された人工林のため地盤がぜい弱で崩壊しやすく、土壌の保水力が減少した地域も見られます。また、河川や海岸についても、護岸工事や開発により、自然のままで残されている場所が減少しつつあります。（図2-1-1参照）
- 豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、自然環境の保全に努めるとともに、市民や事業者の環境意識を高揚させ、環境保全活動を推進する必要があります。
- 本市の多様な環境に適応し生息している多くの希少生物については、それぞれの環境や生物の状態を把握し、生態系に配慮しつつ共存のための各種施策を展開することで、生物多様性が保てる自然環境を維持する必要があります。（図2-1-2参照）

図2-1-1　希少生物数

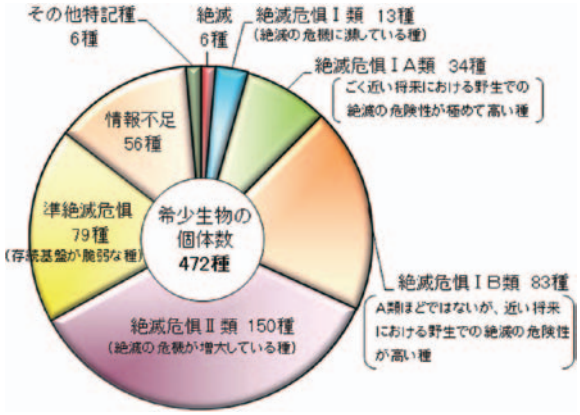

資料：平成17年度西条市環境基礎調査報告書より

図2-1-2　河原津海岸でのカブトガニ幼生発見件数

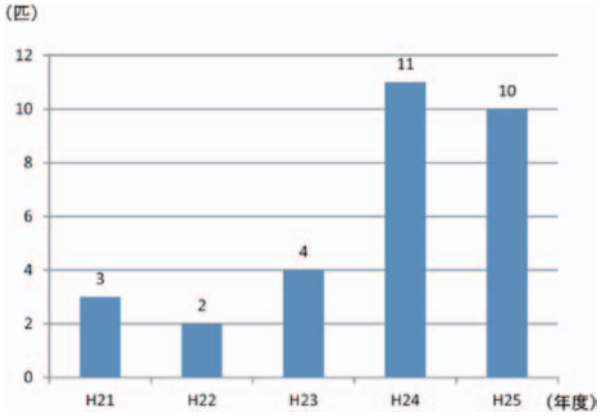

資料：東予郷土館調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●自然環境の保全活動を推進します
- ●希少生物の調査・保護を推進し、生物多様性の保全を図ります

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
カブトガニの幼生発見数	10匹	20匹
西条市地域連携保全活動計画	未策定	策定

施策内容

水と親しむ青空教室

（１）自然環境の保全活動を推進します

① 計画的な土地利用による自然環境の保全を推進するとともに、適切な開発規制や環境影響評価の実施を推進し、無秩序な開発の防止に努めます。

② 市民の自然環境保護意識を啓発するため、子ども、市民及び事業者を対象とした環境教育を推進します。また、人と自然との触れ合いを確保するため、指導者の育成に努めます。

③ 川や里山などの自然資源をまちづくりに活かし、有効活用するための手法を検討します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
計画的な開発の推進	自然環境との調和を考慮した開発の推進	環境対策事業
自然環境教育の推進	身近な自然をテーマにした様々な自然観察会など	環境対策事業

ハッチョウトンボのオス

（２）希少生物の調査・保護を推進し、生物多様性の保全を図ります

① 市内に生息する動植物を調査し希少生物や重要生態系を指定し、その保護のため、地域と連携した一体的な保全を図ります。

② カブトガニなど地域に生息する希少生物の保護とその生息環境の保全に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
希少生物の保護	カブトガニやハッチョウトンボなど希少生物の保護活動と保護員の育成	カブトガニ保護活動事業
生息環境の保全	外来生物の生息域拡大の抑制	外来生物対策事業
西条市地域連携保全活動計画	重要生態系の保全を図る（平成27年度策定）	生物多様性保全計画策定事業

平成26年９月に河原津沖で18年ぶりに
見つかったカブトガニの成体

カブトガニの幼生放流

第１期（平成18～26年度）における実績

- 自然観察会を開催し、市民の方々から好評を得ることができました。
- 水生昆虫の観察を通して、小学生でも容易に河川の水質評価を行うことができる水と親しむ青空教室を開催し、好評を得ることができました。
- 平成21年３月に、庄内地区が愛媛県より特定希少野生動植物保護区（庄内地区ハッチョウトンボ保護区）に指定されました。
- 継続的にカブトガニ幼生の放流が行われ、幼生の発見数も増えてきました。平成26年度には河原津沖で成体の発見もあり、カブトガニが成長できる環境になりつつあります。

第２節　水資源の保全

現況と課題

● 本市は、加茂川、中山川をはじめ、中小の河川が貫流しており、平野部では、全国でも珍しい広大な自噴地帯が形成され、農業用水、工業用水、生活用水また景観用水として、地下水や湧水など水資源は様々な分野で欠かすことのできないものとなっています。しかしながら、森林整備の遅れに加え、地球温暖化の影響による気候変動により、しだいに河川流量が低下し、西条平野では自噴停止、沿岸部では塩水化の兆候が見え始めるなど市民生活に支障が生じています。（図2-2-1・図2-2-2参照）さらに、周桑平野の扇状地形の末端地域では施肥の影響と見られる硝酸塩濃度の上昇が危惧されています。また、市内には新たな水源を必要とする地域もあるなど、本市の水資源事情は楽観できない状況にあります。この貴重な環境資源である「水」を市民共有の財産として適正に保全するため、水は限りある資源であるとの認識を持ち、次世代に引き継いでいくことが重要な課題となっています。

● 本市は、市域の70%が森林で被われており、その森林により市民の生活に欠かせない豊かな水が育まれています。しかし、近年の木材需要の低迷や担い手の減少などにより森林整備が遅れ、水を蓄え浄化する水源かん養機能が十分発揮できない森林が増えています。地下水を守るため、遅れている間伐などの森林整備を行い、水源かん養機能などの公益的機能を十分発揮する水源林を造成することが緊急の課題となっています。

湧水保全フォーラム

加茂川の源流

図2-2-1　かんがい期の加茂川長瀬地点における流量が5㎥／秒以上の日数

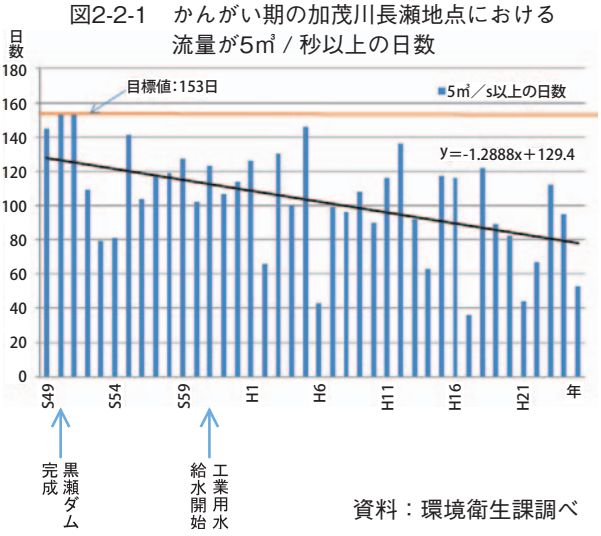

資料：環境衛生課調べ

図2-2-2　平成22年の道前平野における地下水塩素イオン濃度分布

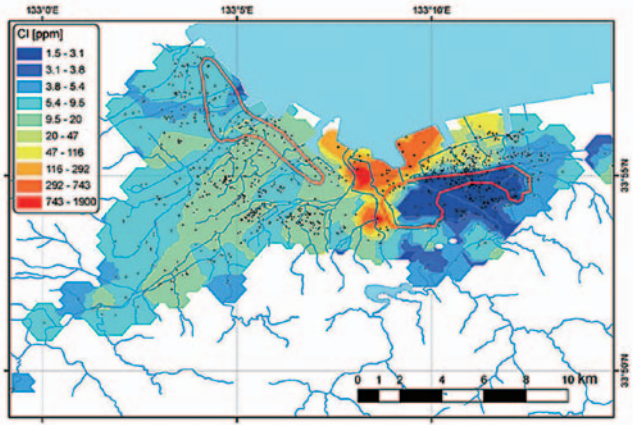

資料：環境衛生課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

●水資源の調査・監視を行い、水利用における条例などを策定します

●水資源の源である森林の保全を推進します

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
かんがい期の加茂川（長瀬）地点5㎥／秒以上の流量確保日数※	53日	153日
水源の森整備事業実施面積（累計）	―	約380ha

※道前平野地下水資源調査結果によれば、かんがい期（５月～９月）において加茂川の長瀬地点における流量を５㎥／秒確保することにより、将来にわたり地下水の安定的な水位の維持と沿岸部の塩水化の防止が可能と判断されています。

施策内容

（１）水資源の調査・監視を行い、水利用における条例などを策定します

① 西条市の財産である地下水を守るため、道前平野地下水資源調査結果を反映し、地下水のかん養機能の恒久的な保全策や地下水利用の管理、水質保全対策など総合的な地下水保全策を学識者による研究会を開催して検討します。

② 地下水保全管理計画を策定するとともに、現在暫定施行となっている「西條市地下水の保全に関する条例」の改定を行い、本条例に基づき、市民、企業及び行政が連携して地下水の水量維持及び水質保全に努めます。

③ 地下水位や水質のモニタリングを継続し、地下水の量及び質の監視に努めます。

④ 家庭への節水の呼びかけや河川清掃活動、ホームページ上に開設した「水の歴史館」による情報提供、地下水資源調査結果などの市民説明会を通じて、水資源と水質の保全に対する市民の意識啓発に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
総合的な地下水保全策の検討 （地下水保全管理計画･保全条例）	地下水法システム研究会、道前平野地下水資源調査研究委員会の開催	地下水法システム研究事業 地下水保全事業
水資源調査の分析と積極活用	地下水資源調査の分析とその活用	地下水保全事業
地下水の調査・監視	地下水の水質・水位等調査	地下水対策事業 / 地下水保全事業
水資源と水質の保全に対する市民意識の啓発	環境保全体制の整備 地下水資源調査結果説明会の開催	地下水対策事業 / 地下水保全事業

（２）水資源の源である森林の保全を推進します

① 間伐などの森林整備を拡大し水源林の保全を進めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
水源林の保全	水源地域の山林の保全など	造林事業 / 水源の森整備事業

図2-2-3　水源の森事業全体図

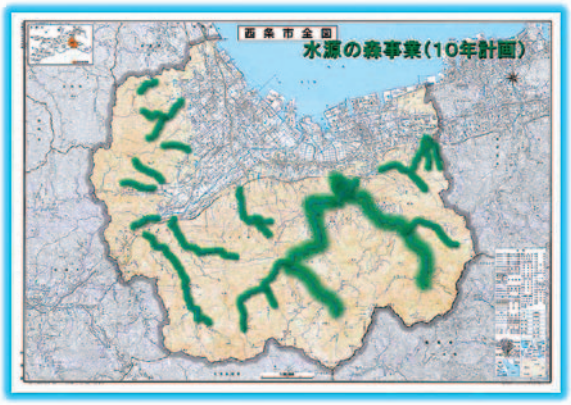

図2-2-4　水源の森事業イメージ図

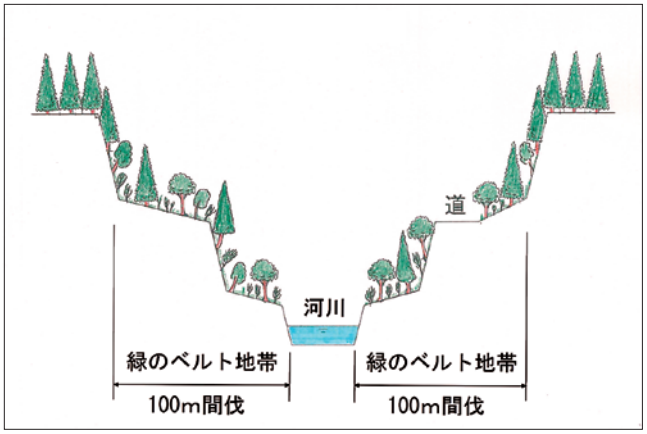

第１期（平成18～26年度）における実績

- 平成18年度にホームページ上に「水の歴史館」を開設して水に関する情報を市内外に発信し、水資源の保全に対する市民意識の高揚に努めてきました。
- 平成19年度から24年度に道前平野地下水資源調査を実施し、西条市全体の水資源収支や水質において様々な結果を得られました。
- 平成20年９月に「水のつながりを考えるシンポジウム」、平成22年９月に「地下水のシンポジウム」、平成24年10月に「湧水保全フォーラム」、平成25年11月に「安全･安心でおいしい地下水サミット」を開催し、市民に水資源を保全することの大切さを伝えることができました。
- 林業の中核的担い手である森林組合と連携し、市内の山林整備を進め、水資源の確保に向けての取り組みを続けることができました。

第３節　生活環境の整備

現況と課題

- 「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」がもたらした今日の環境問題は、企業活動に起因する産業型から、個人のライフスタイルの変化に伴う都市型・生活型に至るまで多様化が進み、人類だけでなく全ての生物の存在に関わる脅威となりつつあります。
- 本市では著しい公害問題こそ抱えてはいませんが、自動車による大気汚染や騒音、ごみ排出量の増加、ごみの散乱など、都市・生活型公害の改善が課題となっています。
- 快適な暮らしを守るために、ごみの発生抑制・再利用・リサイクルの推進による循環型社会の構築、不法投棄の防止及び化学物質による環境汚染の未然防止といった環境に関わる施策を総合的に展開する必要があります。（図2-3-1・図2-3-2参照）
- 今後も一層市民、企業及び行政がそれぞれの役割を果たし、環境問題の解決に向けて、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を目指す必要があります。

東部一般廃棄物最終処分場

図2-3-1　生ごみ処理機などの購入補助件数と補助金額の推移

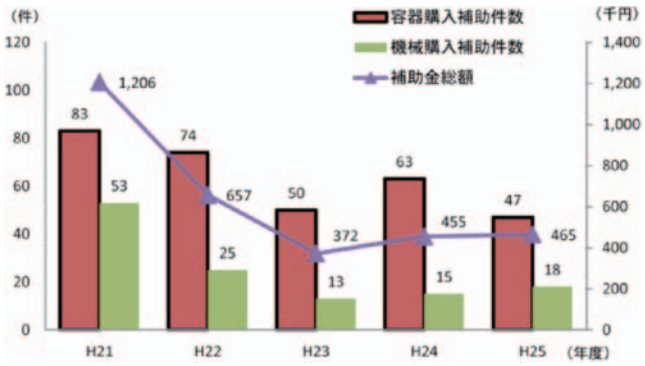

資料：環境衛生課調べ

図2-3-2　資源リサイクル活動団体数と活動成果の推移

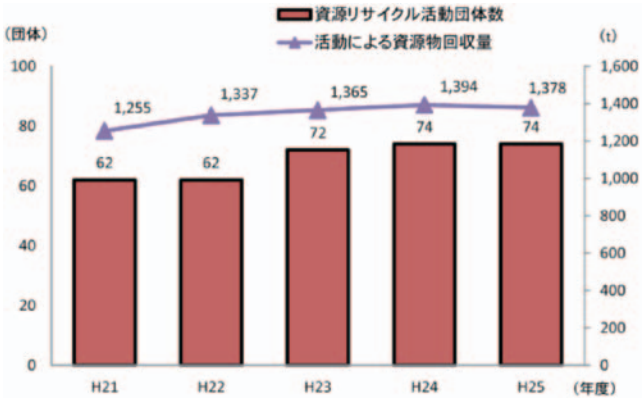

資料：環境衛生課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●生活環境の向上を図ります
- ●公害防止に努めます
- ●ごみ・し尿の適正な処理に努めます

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
1人当たりごみ排出量	678g/日	649g/日
再資源化率※	10.6%	22.0%
生活排水処理人口※	77,779人	81,392人

※再資源化率（%）＝総資源化量／（道前クリーンセンター等処理量＋集団回収量）×100
※生活排水処理人口（人）…下水道、コミュニティプラント、合併処理浄化槽、農業集落排水施設による処理人口

施策内容

（１）生活環境の向上を図ります

① 美しさとうるおいを感じる生活環境を実現するため、市民、企業及び行政が連携して、環境美化活動、不法投棄防止活動、野焼き防止活動などを推進します。

② ごみの減量化に関する情報提供や普及活動を推進します。

③ 市営墓地・火葬場の適正管理に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
環境美化活動・対策の充実	市民参加による河川や公園の一斉清掃及び不法投棄ごみ対策の強化	環境美化推進事業 環境指導員設置事業
環境教育やごみ減量化啓発活動の推進	施設見学会や自治会などへの説明会の実施	—
市営墓地・火葬場の適正管理	施設の適正な維持管理により快適な利用環境を確保	やすらぎ苑管理運営事業

（２）公害防止に努めます

① 快適な暮らしを守るため、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、悪臭などの公害防止に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
環境保全協定の締結・運用	環境保全体制の整備	環境対策事業

（３）ごみ・し尿の適正な処理に努めます

① ごみの効果的、効率的な排出、収集、処理システムを構築するとともに、ごみ排出割合に応じた処理手数料の見直しなどを行い、段階的にごみの発生抑制に向けた取り組みを推進します。また、周辺環境に配慮したごみ処理施設、最終処分場を整備し、適正な維持管理に努めます。

② ごみの発生抑制・再利用・リサイクルを推進することで計画的なごみの減量に取り組むとともに、環境に配慮したライフスタイルの確立や社会構造づくりに努め、循環型社会を構築します。

③ 老朽化しているし尿処理施設を、循環型社会形成推進計画に基づく汚泥再生センターに全面更新し、循環型社会に貢献できる施設の整備、維持管理に努めます。

④ 公共下水道及び小規模下水道事業の計画区域外における、浄化槽の設置を推進します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
最適なごみ処理体制の確立	収集体制・処理体制の見直し	ごみ収集事業
一般廃棄物最終処分場の適正運営	最終処分場の適正な管理・運営	一般廃棄物最終処分場運営事業
ひうちクリーンセンターの整備	汚泥再生センターとしての整備	ひうちクリーンセンター整備事業
道前クリーンセンターの整備	ごみ焼却、容器包装リサイクル推進施設の整備	道前クリーンセンター整備事業
浄化槽設置の推進	浄化槽設置世帯への補助金の交付	浄化槽設置整備事業

第１期（平成18～26年度）における実績

- 平成18年度から環境教育（出前講座）を実施しました（平成18年度から26年度まで延べ40回実施）。
- 法規で示されている環境基準値をほぼ達成し、環境保全に努めました。また、企業と締結している環境保全協定もほぼ基準値を満たしています。
- 平成23年度に東部一般廃棄物最終処分場が竣工しました。

第４節　環境資源を活かした地域づくり

現況と課題

- 本市には、全国でも珍しい自噴地帯が形成され、生活用水や産業用水、景観用水として、豊かな「水のまち」としてのまちづくりに活用してきました。この水をはじめとした豊かな自然環境を環境資源として活用し、最大限に活かせるまちづくりを進める必要があります。
- 豊かな自然環境など地域固有の資源を活用した再生可能エネルギー※ の積極的な活用や、省エネルギー施策を推進していくことが重要な課題となっています。（図2-4-1・図2-4-2参照）

※再生可能エネルギー…法律で「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他自然界に存する熱、バイオマスが規定されており、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー。

市役所（新館）に設置の太陽光発電システム全景

図2-4-1　住宅用太陽光発電システム導入促進補助件数の推移（累計）

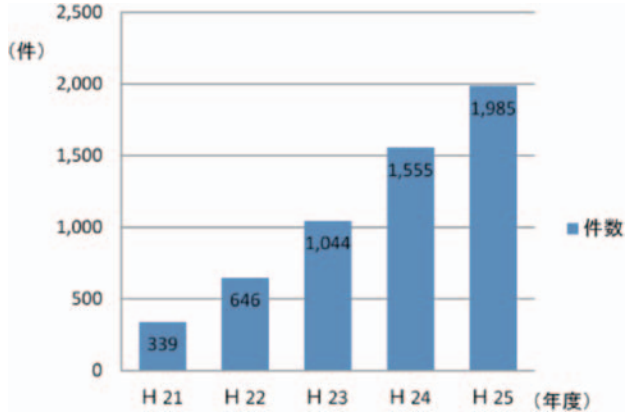

資料：産業政策課調べ

図2-4-2　削減対象施設における温室効果ガス総排出量の推移

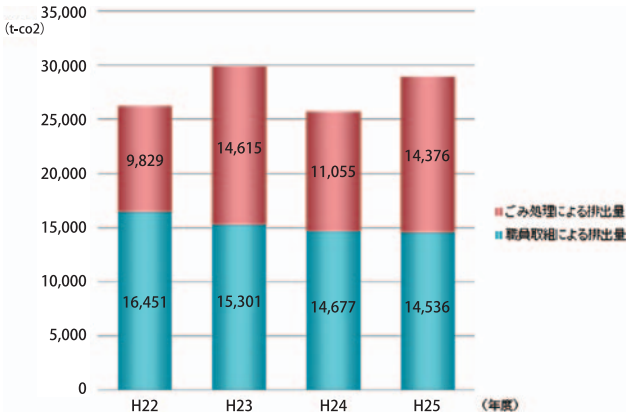

資料：環境衛生課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

●地域の環境資源の活用を推進します
●環境負荷の少ない地域社会を形成します

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
住宅用太陽光発電システム導入促進補助件数（累計）	1,985件	3,000件

施策内容

（１）地域の環境資源の活用を推進します

① 自噴水「うちぬき」や石鎚山系の森林など、本市の恵まれた環境資源をまちづくりに活かし、地域のイメージの向上を図ります。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
環境資源の活用の推進及び支援	名水百選に選ばれた「うちぬき」やアクアトピア水系などの水辺を舞台に、徒歩・サイクリングによる「市内水めぐり」を推進 多様な植生が凝縮されている石鎚山系を巡る自然観察学習型観光（エコツーリズム）を支援	着地型観光ツアー誘致事業

ガイドと歩く西条うちぬき水めぐりツアー

自然案内人のもと実施する石鎚山系エコツーリズム

（２）環境負荷の少ない地域社会を形成します

① 「西条市地球温暖化対策実行計画」に基づき､公共施設の省エネルギー施策による温室効果ガスの削減に取り組みます。また、市民、企業及び行政が一体となって地球温暖化対策に取り組むことができるよう、市民や企業に対し地球温暖化対策事業にかかる意識啓発を図ります。

② 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入に対する支援などを通じて、市民、企業の環境に配慮した積極的な取り組みを応援します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス排出削減の推進	地球温暖化対策事業
再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備の導入に向けた普及啓発	再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備の導入促進	新エネルギー等関連設備導入促進事業

使用済み天ぷら油から精製したバイオディーゼル燃料で走るカワセミ号（移動図書館）

市役所（新館）屋上の太陽光発電システム

第１期（平成18～26年度）における実績

- 観光協会と連携し、市内のうちぬきを巡る「水めぐり」のルートを作成し、水めぐりツアーを開始しました。
- 住宅用太陽光発電設備の設置に対する市補助金を継続実施し、新エネルギー政策発祥の地としてのＰＲを積極的に行いました。

第５節　上下水道の整備（Ａ 水道）

現況と課題

（西条東部地区）半田山配水池

- 本市の水道事業は、西部地区、東部地区、東予地区、丹原地区、小松地区の５つの上水道と、中野地区、港新地地区、丹原地区の３つの簡易水道、市管理の西ひうち専用水道、黒谷地区県条例水道が設置されており、市の行政区域内人口の約50%に水道水を供給しています。水道区域以外は、地下水を利用している中心市街地と表流水などを利用している山間部となっています。
- 新市発足後、旧市町の料金格差が約1.8倍と大きかったことから統一できず、それぞれ合併以前の料金体系で独立採算による経営を行っています。
- 西条地区は、平成19年４月使用分から約17.27%の料金値上げを実施しましたが、依然として市内の水道料金格差は約1.5倍と大きいものがあります。また、有収水量の減少に伴い料金収入が減少し厳しい経営状況が見込まれる中、料金格差の解消を図り、健全な水道事業を維持し続けるため、公正妥当な料金体系について引き続き検討する必要があります。（図2-5-A-1・図2-5-A-2参照）
- 水道事業を推進する上で、安全で安心な水の安定供給などの充実、健全な経営の強化が課題となっており、老朽化した施設の更新や災害など非常時における安定供給のための対策など、施設整備を図る必要があります。

図2-5-A-1　上水道の給水戸数と年間有収水量の推移

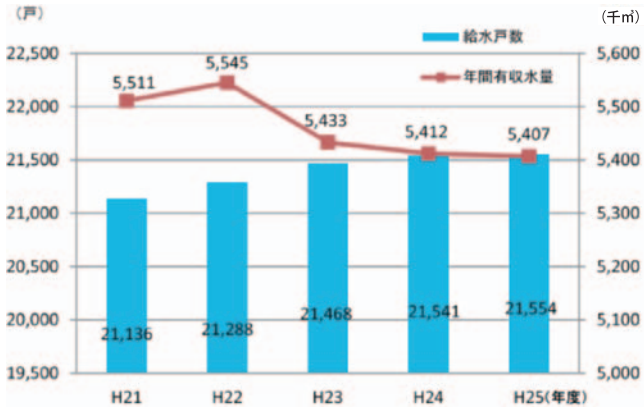

資料：水道工務課、水道業務課調べ

図2-5-A-2　簡易水道の給水戸数と年間有収水量の推移

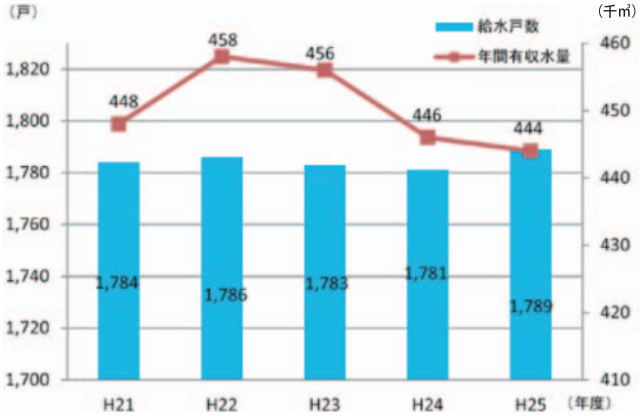

資料：水道工務課、水道業務課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

●水道施設の整備を図ります
●健全な水道事業を確立します

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
有収率※	82.4%	85.0%
基幹管路耐震化率※	65.8%	70.0%
経常収支比率※	103.0%	104.0%

※有収率(%)＝(年間総有収水量／年間総配水水量)×100
【有収水量＝料金の対象となった水量】
※基幹管路耐震化率(%)＝(耐震化済基幹管路延長／基幹管路総延長)×100
※経常収支比率(%)＝(営業収益＋営業外収益)／(営業費用＋営業外費用)×100

施策内容

（１）水道施設の整備を図ります

① 上水道施設については、水質管理、施設管理、水量不足の解消及び老朽化施設の更新や耐震化などの充実を図ります。

② 簡易水道施設などについては、上水道計画との整合を図りながら、既存施設の改良及び拡張を行います。また、水量不足及び地下水の塩水化区域の改善を図ります。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
上水道施設などの整備	施設の更新及び耐震化の推進	老朽配水管布設替事業 水道施設耐震化推進事業
簡易水道などの統合・整備	簡易水道の上水道への統合及び隣接水道未普及地域の施設整備	港新地地区上水道統合整備事業 ひうち地区専用水道施設改良事業

（２）健全な水道事業を確立します

① 今後の建設計画や財政計画を基に、適正な水道料金の見直しを行うとともに公正妥当な統一料金を設定することで、水道利用者の負担の公平を図ります。また、水道事業の経営統合を実現するとともに、健全な経営の確保を目指します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
健全な水道事業の推進	水道料金の見直し及び統一 経営基盤の強化	水道料金統一事業 アセットマネジメント策定事業

図2-5-A-3　西条市が管理する水道

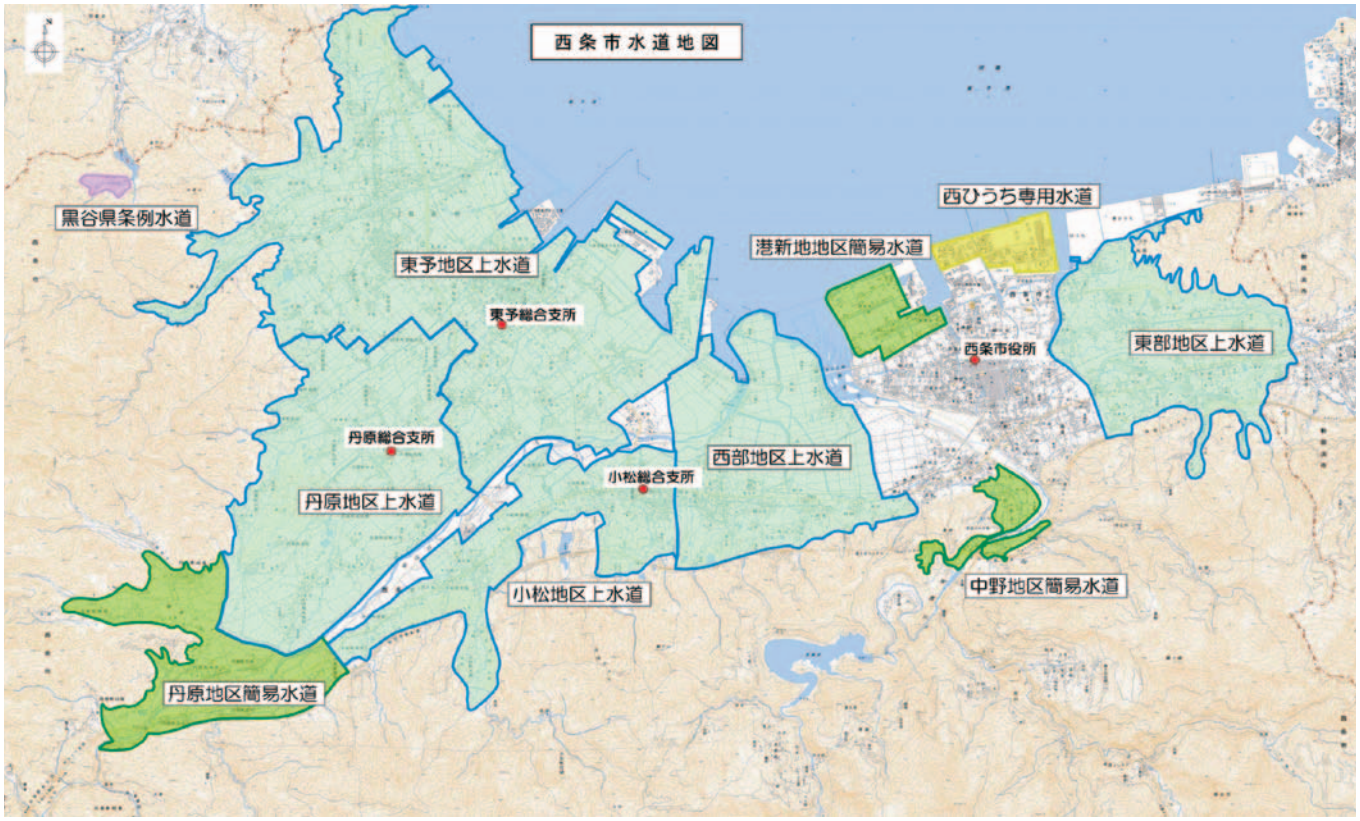

第１期（平成18～26年度）における実績

- 旧西条地区東部の５地区簡易水道を統合し、東部地区上水道を創設しました。
- 東予地区上水道では、老朽施設の更新と配水池の新設など配水システムの再構築を行いました。
- 全地区の水源地に水質監視設備として、濁度（にごり）計を設置しました。

第５節　上下水道の整備（Ｂ 下水道）

現況と課題

西条浄化センター

東予・丹原浄化センター

唐樋雨水ポンプ場

- 本市の公共下水道事業は、昭和49年度に西条処理区、昭和58年度に東予・丹原処理区に着手し、平成２年度末までに２カ所の処理場を一部供用開始して、現在も処理区域拡大のため整備事業を推進しています。また、西条地区では、昭和61年度に小規模下水道事業（農業集落排水事業、コミュニティプラント事業）にも着手し、平成２年度末までに供用開始しています。本市の公共下水道処理人口普及率は、平成26年３月末現在で53.1％（全国平均77.0％）、コミュニティプラント、農業集落排水施設、浄化槽を含む汚水処理人口普及率は、73.1％（全国平均88.9％）と全国平均に比べて低い水準にあり、さらなる整備を図る必要があります。（図2-5-B-1・図2-5-B-2参照）
- 市街地の浸水防除のため、雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備及び増設を推進し、浸水地区の解消に努めるとともに、親水都市にふさわしい水辺の整備、保全を図る必要があります。
- 下水道施設は、供用開始以降33年が経過し老朽化が進んでおり、施設の改築を実施することにより、機能低下を防止し、市民への良好な下水道サービスを継続的に提供していく必要があります。
- 公共下水道供用開始区域の拡大により終末処理場で発生する汚泥は年々増量し、その処分費用も増加する一途にあります。下水道汚泥は、終末処理場で安定的に発生する利点を有することから、エネルギー資源としての有効な利用方法を検討する必要があります。
- 西条処理区と東予・丹原処理区の下水道使用料に格差があることから、料金統一に向けた西条処理区の料金改定を行う必要があります。
- 下水道事業の企業会計化については、財政状況の的確な把握と適切な経営分析を行っていくため、早急に導入して経営の効率化及び健全化を図る必要があります。

図2-5-B-1　公共下水道処理人口普及率と処理区域内人口の推移

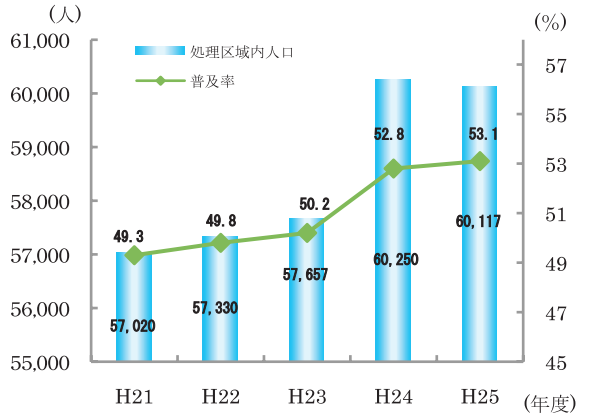

資料：下水道工務課、下水道業務課調べ

図2-5-B-2　公共下水道水洗化率と水洗化人口の推移

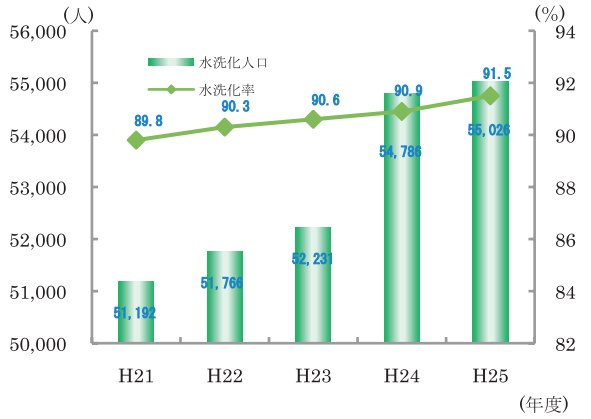

資料：下水道工務課、下水道業務課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●汚水処理施設の整備を図ります
- ●市街地の浸水対策施設の整備を図ります
- ●健全な下水道事業を確立します

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
公共下水道処理人口普及率※	53.1%	57.1%
公共下水道水洗化率※	91.5%	94.2%
雨水ポンプ場計画能力整備率※	58.7%	85.9%
経費回収率※	36.3%	39.0%

※公共下水道処理人口普及率（%）＝（公共下水道処理区域内人口／行政人口）×100
※公共下水道水洗化率（%）＝（水洗化人口／公共下水道処理区域内人口）×100
※雨水ポンプ場計画能力整備率（%）＝（整備済揚水量／計画揚水量）×100
※経費回収率（%）＝（使用料収入／汚水処理費）×100

施策内容

（１）汚水処理施設の整備を図ります

① トイレの水洗化による快適な生活環境を実現し、公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全に資することを目的として、公共下水道事業計画区域内の汚水管渠、終末処理場などの汚水処理施設の整備を推進し、下水道処理人口普及率の向上を目指します。

② 下水道施設の機能を維持し、継続的な下水道サービスを市民に提供するため、施設の耐震化を図るとともに、老朽化した施設の改築を推進します。

③ 公共下水道事業計画区域の設定においては、計画区域外での浄化槽設置の推進なども視野に入れ、経済性やそれぞれの地域の特性に応じた汚水処理方法を検討するとともに、社会情勢などの変化に応じて適宜見直しを行い、効率的で効果的な計画を策定し、事業の推進に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
公共下水道施設（汚水）の整備・改築	西条処理区及び東予･丹原処理区の管路施設の新設、改築、耐震化 西条浄化センター及び東予・丹原浄化センターの施設の増設、改築、耐震化 効率的な下水道事業の運営のため、コミュニティプラント事業、農業集落排水事業の公共下水道事業への接続統合	管渠整備事業 管渠改築事業 終末処理場増設等事業 終末処理場改築事業

（２）市街地の浸水対策施設の整備を図ります

① 公共下水道事業計画区域において、東予地区の三津屋雨水ポンプ場の整備に着手するとともに、西条地区の唐樋雨水ポンプ場のポンプ増設を行い排水能力の向上を図り、雨水幹線の整備を行います。

② 老朽化が進む本陣川、唐樋、干拓、船屋雨水ポンプ場の改築を行います。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
公共下水道施設（雨水）の整備・改築	西条排水区及び東予・丹原排水区の雨水幹線の整備 雨水ポンプ場の新設・増設・改築	管渠整備事業 雨水ポンプ場整備事業 雨水ポンプ場改築事業

（３）健全な下水道事業を確立します

① アセットマネジメントを踏まえた今後の建設計画や財政計画を基に、公正・妥当な統一料金を設定することで、下水道利用者の負担の公平を図ります。また、小規模下水道の公共下水道への統合や、企業会計化の導入検討を進め、健全な経営の確保を目指します。

② 維持管理費（下水道汚泥処分費）低減のため、発生汚泥の減量化に努めます。また、下水道汚泥が持つエネルギーポテンシャルを有効に利用するため、消化ガス利用や固形燃料化などの資源化について検討を進めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
健全な下水道事業の推進	下水道料金の統一 企業会計化の検討 水洗化率の向上 下水道汚泥の減量化・有効利用の検討	下水道使用料システム改修事業 企業会計移行事業

第１期（平成18～26年度）における実績

- 公共下水道処理人口普及率の向上　46.7%（平成17年度末）→53.1%（平成25年度末）
- 都市浸水対策達成率※の向上　41.2%（平成17年度末）→42.2%（平成25年度末）

※都市浸水対策達成率（%）…概ね５年に１回の大雨に対して浸水対策が必要な区域の面積のうち、既に整備が完了している区域の割合

第３章

快適な都市基盤のまちづくり

施策体系

快適な都市基盤のまちづくり

- 第１節　交通体系の整備
  - (1)交通道路網の拡充整備を図ります
  - (2)道路橋りょうの老朽化対策や耐震化に取り組みます
  - (3)公共交通機関の拡充を図ります
- 第２節　市街地整備
  - (1)市街地整備を推進します
  - (2)良好な景観の形成を促進します
- 第３節　港湾・河川の整備
  - (1)港湾施設の整備を図ります
  - (2)河川の整備を図ります
- 第４節　公園・緑地の整備
  - (1)公園・緑地の整備を図ります
  - (2)公園・緑地の適正な維持管理を行います
- 第５節　住宅・宅地の整備
  - (1)安全安心な住まいの環境づくりに努めます
  - (2)良好な住環境づくりを推進します

第１節　交通体系の整備

現況と課題

船屋王至森寺線（道路改良）

- 本市の道路網は、高速自動車国道１路線、一般国道の自動車専用道路１路線、一般国道３路線、県道21路線、市道1,809路線で構成されており、これらの幹線道路間を連結し円滑な交通網の整備を積極的に進める必要があります。また合併により拡大した生活圏域の連結、各圏域内の生活道路の整備も重要な課題となっています。（図3-1-1参照）
- 市民生活の利便性、快適性、安全性の向上を図る上で、計画的かつ効率的な道路網の整備を進める必要があります。また良好な都市景観にも配慮し、地域の活性化のためのコミュニティ道路の整備も併せて進める必要があります。
- 全国的に道路施設などの老朽化が問題視されており、国の施策として施設の点検補修を目的とした事業が推進されています。本市においても道路施設や市道に架けている888橋の道路橋について定期的な点検を実施し、構造物の健全度を随時把握して適切な時期に必要な改修・修繕、耐震補強を行うことで、道路施設・橋りょう本体を長期に保全し、将来の維持管理費の縮減を図ることが重要です。（図3-1-2参照）
- 市内には、鉄道やバス、タクシー、フェリーといった公共交通機関がありますが、いずれも自家用車の普及や少子高齢化の影響により利用者は年々減少しています。特に、路線バスについては、その傾向が著しいことから、このままの状況で推移すると、交通手段を持たない周辺部の地域住民にとっては公共交通としての本来の機能を果たすどころか、その存続さえ危うい状況になることが予想されます。
- しかしながら、今後の高齢化社会の進展や環境保全に適切に対応しつつ、活力あるまちづくりに取り組んでいくためには、公共交通は極めて有効な手段であり、その維持確保を図る必要性はこれまで以上に高まっています。
- そのため、本市では今後の公共交通の在り方を検討する場として、平成26年２月に「地域公共交通活性化協議会」を設置し、新たな公共交通網についての検討を開始しました。

図3-1-1　市道の実延長・改良率の推移

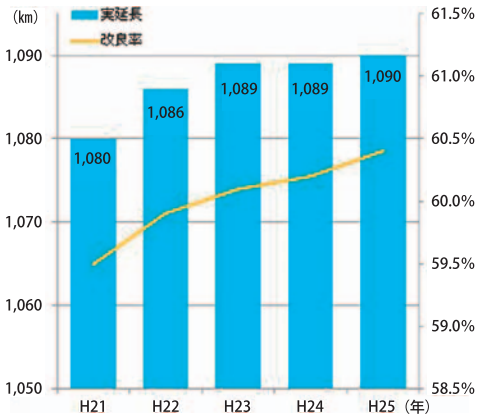

※各年３月末現在　資料：道路現況調査

図3-1-2　橋りょうの健全度診断結果

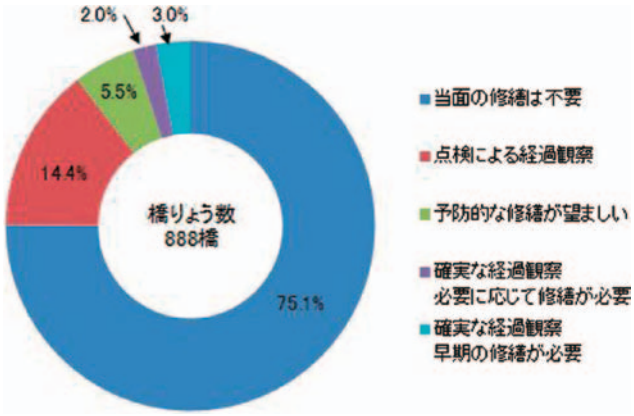

※平成25年３月末現在　資料：建設道路課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●交通道路網の拡充整備を図ります
- ●道路橋りょうの老朽化対策や耐震化に取り組みます
- ●公共交通機関の拡充を図ります

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
改良対象市道の改良進捗率	34.8%	69.8%
修繕対象橋りょうの修繕進捗率	53.3%	100%
耐震化対象橋りょうの耐震化進捗率	20.2%	100%

施策内容

（１）交通道路網の拡充整備を図ります

① 主要幹線道路について、一般国道11号西条市バイパス及び小松バイパスの改良整備を推進するとともに、西条市バイパス関連道路の国道昇格を促進します。また今治小松自動車道の全線開通の早期実現を促進します。

② アクセス道路網について、幹線道路へのアクセス道としての県道拡幅整備を推進し、市街地の渋滞緩和と交通安全確保のため都市計画道路の整備を進め、市街地の健全な発展を図ります。

③ 市民生活に身近な生活道路については、道路が持つ本来的な機能向上に加え防災・減災・安全にも配慮した整備や道路を快適な空間、コミュニティ空間として捉え、子どもから高齢者、障害者を含めた全ての人にやさしい道路整備を図ります。

マルゴト自転車道
（水めぐりサイクリングコース）

基本事業名	内　　容	主な予算事業
国道の整備促進	一般国道11号西条市バイパス及び小松バイパス	—
県道の整備促進	主要地方道、一般県道など	県土木建設事業費負担金
市道の改良及び適切な維持管理	街路喜多川朔日市線、楠浜北条線、古川玉津橋線、柚ノ木線、清水町１号線、北条周布線、北条新田高松線、氷見八幡線など	街路事業／道路維持管理費 道路改良事業 道路交通安全施設整備事業 安全安心歩行対策事業 道路ストック安全対策事業

（２）道路橋りょうの老朽化対策や耐震化に取り組みます

① 橋りょうの健全度を随時把握し、必要な補修・改善を実施することで安全かつ安心して通行できるよう施設本体の保全を図ります。

② 近い将来、発生すると予想される南海トラフ巨大地震に対応するため、跨線橋など甚大な第三者被害が想定される橋について、優先的に耐震補強を図ります。

氷見跨線橋

耐震化実施中の橋りょう　１橋
耐震化計画中の橋りょう　８橋
（平成26年３月末現在）

基本事業名	内　　容	主な予算事業
橋りょう長寿命化対策の推進	橋りょうの補修修繕や架け替え・耐震補強	橋りょう長寿命化事業 橋りょう耐震化事業

（３）公共交通機関の拡充を図ります

① 公共交通空白地域や周辺地域での交通機関の整備に努めます。

② 市内主要施設利用者の利便性向上を図ることを目的とした、コミュニティバスやデマンド交通の有効性や導入の可否について検討を行います。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
公共交通機関の拡充	地方バス路線の見直しや新交通システムの導入など	地方バス路線運行対策事業

第１期（平成18～26年度）における実績

- 西条駅前干拓地線、船屋王至森寺線の改良事業が完了しました。
- 道路改良事業（古川玉津橋線など８路線）に着手しました。
- 橋りょうの補修修繕事業・耐震化事業や道路ストック安全対策事業に着手しました。
- 主要な道路の整備計画となる「西条市内道路網整備計画」を策定しました。
- 路線バス事業者の運行経費などに対して補助を行うことにより、交通弱者などの移動手段に不可欠なバス路線の維持・確保に努めました。

第２節　市街地整備

現況と課題

JR 壬生川駅西広場

- 本市においては他の地方都市と同様に、拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれることから、コンパクトシティ「集約型のまちづくり」に取り組んできました。
- 具体的には、ＪＲ伊予西条駅周辺の市街地整備やＪＲ壬生川駅周辺市街地整備などで、公共・公益施設整備を行い、快適な都市空間の創設に努めてきました。
- こうした中、西条市の人口は減少傾向ではありますが、市内の用途地域（旧市街化区域）における人口の推移は横ばい状況となっています。（図3-2-1参照）しかしながら、現在の人口構造（高齢化・少子化）から、将来的には、市街地においても人口減少は避けることができないものと思われます。（図3-2-2参照）市街地の人口密度の低下により、生活を支える機能の維持が困難となるおそれがあります。したがって､市民が今後も健康で快適な生活を送るためには、都市機能を持続的に確保することが重要な課題となります。この課題に対応するためには、都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じることにより、コンパクトシティ・プラス・ネットワークを形成することが必要です。

図3-2-1　用途地域内外の人口の推移

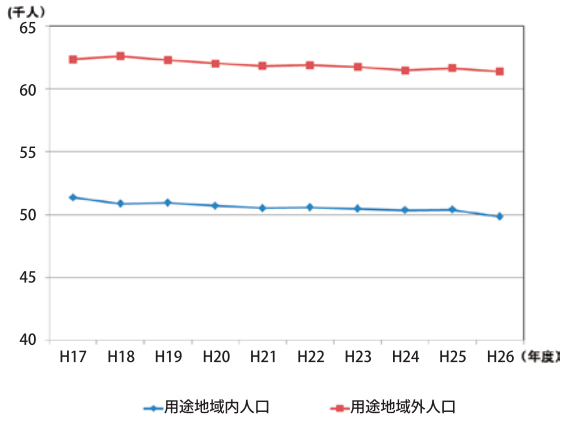

※各年度４月１日現在
資料：都市計画整備課・市民生活課調べ

図3-2-2　高齢者の人口と子どもの人口の推移

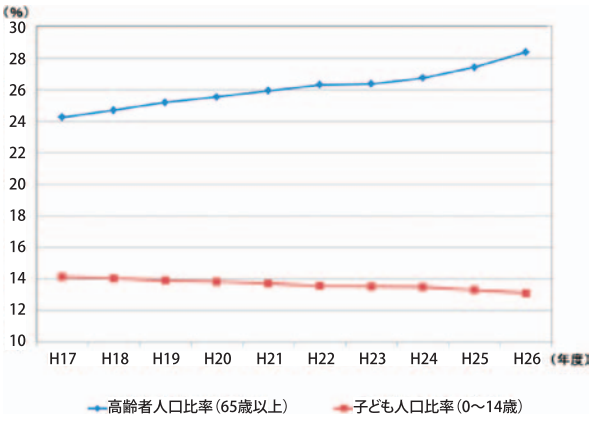

※各年度４月１日現在
資料：都市計画整備課・市民生活課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

●市街地整備を推進します
●良好な景観の形成を促進します

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
立地適正化計画の策定	未策定	策定
景観計画の策定	未策定	策定

施策内容

（１）市街地整備を推進します

① 現在、進行中である地域公共交通網形成計画と連携し、都市計画と公共交通の一体化を図るため、立地適正化計画を策定します。立地適正化計画とは、都市全体の観点から居住機能や福祉・医療・商業などの都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、今後、民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための総合的な計画です。都市計画区域全体を立地適正化区域とし、その中に居住誘導区域、都市機能誘導区域などを設けます。

●居住誘導区域
・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺区域
・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、そこに立地する都市機能の利用圏として一体である区域
・合併前の旧市町の中心部など、都市機能や居住が一定程度集積した区域
●居住誘導区域における施策
・都市機能誘導区域へアクセスする道路整備など
・公共交通の確保を図るため交通結節機能の強化・向上など
●都市機能誘導区域
・鉄道駅近くで営業される業務や商業などが集積する地域、また、これらの都市機能が一定程度充実している区域
・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域
・都市の拠点となるべき区域
●都市機能誘導区域に誘導施設として定めることが想定される施設
・高齢化の中で必要性の高まる施設…病院、診療所、老人デイサービスセンター、地域包括支援センターなど
・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設…幼稚園、保育園、小学校など
・集客力があり、まちの賑わいを生み出す施設…図書館、博物館、スーパーマーケットなど
・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所などの行政施設

基本事業名	内　　容	主な予算事業
立地適正化計画策定	立地適正化計画の策定	（仮称）立地適正化計画策定事業

（２）良好な景観の形成を促進します

① 市内には、良好な自然景観や優れた歴史景観などが数多く存在します。これらの景観を守り、育て、次世代へと引き継ぐために景観計画を策定します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
景観計画策定	景観計画の策定	（仮称）景観計画策定事業

第１期（平成18～26年度）における実績

● 都市再生整備計画「中央地区」（Ⅰ期、Ⅱ期）でＪＲ伊予西条駅を中心とした市街地整備を行いました。（駅前広場整備、駅南広場整備、四国鉄道文化館整備、南北自由通路整備、地域交流情報センター整備、西条市民公園再整備など）
● 都市再生整備計画「壬生川地区」でＪＲ壬生川駅を中心とした市街地整備を行いました。（駅前広場整備、駅西広場整備、駅東地区都市計画道路の再整備、駅西地区の市道整備、東西自由通路整備、大曲川遊歩道整備など）
● 丹原地区市街地基盤整備事業で丹原総合支所周辺の市街地整備を行いました。（市道今井周布線の再整備、小広場整備など）
● 小松地区市街地基盤整備事業で小松総合支所周辺の市街地整備を行いました。（市道中央線他2路線の再整備、小広場整備）

第３節　港湾・河川の整備

現況と課題

港湾計画に基づいて整備された専用岸壁（東ひうち）

- 東予港は、西条市・新居浜市を背後地とした産業活動や地域の物流を支える拠点港として、また愛媛県と阪神地域を結ぶフェリーによる人・物の中継点として重要な役割を果たしています。今後も、高速交通網などとの連携により、企業立地や都市開発、地域産業の振興、さらに環境面でも、一層重要な役割を果たすものと期待されています。
- 近年の経済・社会活動のグローバル化やボーダレス化、さらにアジア諸国の著しい経済成長などにより、産業競争力強化の要請がますます高まっている中、港湾の物流機能のさらなる強化が求められています。東予港には、取扱貨物量の増大や今後の新たな工業活動に対応できる港湾機能の確保や、愛媛県における阪神地域との複合一貫輸送の結節点として、フェリー機能を強化する必要があります。（図3-3-1・図3-3-2参照）
- 臨海部の工業地域に立地する企業からは、現在の港湾施設の整備水準による安定した企業活動への影響が指摘されており、港湾計画に沿った早期の施設整備が求められています。
- 台風時の高潮による災害対策や近い将来の発生が危惧されている南海トラフ巨大地震への備えなど、港湾における大規模災害への対応力の強化が求められています。
- 台風など大雨時の浸水地区を解消するため、河川、水路を整備する必要があります。

図3-3-1　東予港の海上出入貨物量の推移

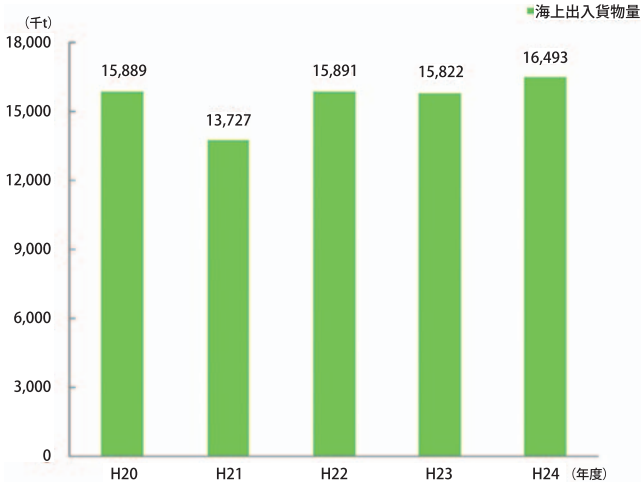

資料：港湾河川課調べ

図3-3-2　東予港の入港船舶数と重量の推移

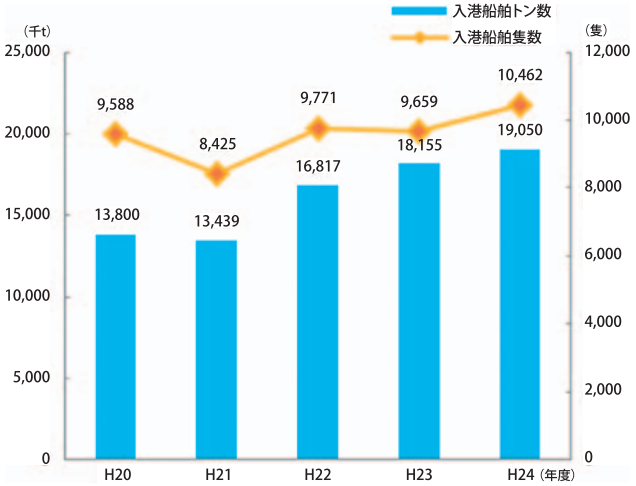

資料：港湾河川課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●港湾施設の整備を図ります
- ●河川の整備を図ります

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
西条第１（東）防波堤進捗率	42%	100%
西条地区小型船だまり進捗率	19%	25%
壬生川地区小型船だまり進捗率	93%	100%
複合一貫輸送ターミナル整備事業（直轄）進捗率	0%	100%

施策内容

（１）港湾施設の整備を図ります

① 臨海部工業用地に立地している企業の活動を安定的なものとするため、防波堤の整備を促進します。

② 大規模地震災害時に物資の緊急輸送に対応するため、耐震機能を備えた岸壁の整備と併せてフェリーふ頭用地、港湾関連用地、臨港道路、緑地の整備を促進します。

③ 水産業を中心とした地域産業の振興を図るため、西条地区、壬生川地区における小型船だまりやその背後のふ頭用地、漁業関連施設用地の整備を促進します。

④ 東予港港湾計画との整合性を図りながら、近年の物流需要の増大と船舶の大型化に対応できる岸壁などの港湾施設の整備を促進します。

⑤ 大規模地震時の津波や台風時の高潮対策のため、堤防の整備を促進します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
港湾施設の維持補修	航路・泊地の浚渫、臨港道路の補修など 各種施設の維持補修	港湾管理費 県港湾事業費負担金
西条第１（東）防波堤の整備	防波堤の整備	西条第１（東）防波堤整備事業
小型船だまり（西条地区、壬生川地区）の建設	泊地及び防波堤、船揚場、物揚場、漁業関連施設用地の整備	壬生川地区小型船だまり建設事業 西条地区小型船だまり建設事業
複合一貫輸送ターミナル整備事業	岸壁、航路、泊地、ふ頭用地、港湾関連用地、緑地、道路	東予港複合一貫輸送ターミナル整備事業

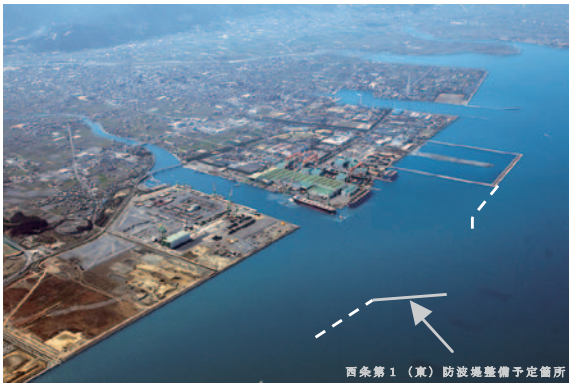

東予港（西条地区）

東予港（壬生川地区）

（２）河川の整備を図ります

① 家屋の浸水被害の防止や軽減を図るため、河川、水路などの整備、改修を行います。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
河川、水路の整備、改修	市管理河川などの整備、改修	浸水対策事業 河川改修事業 下排水路整備事業 急傾斜地崩壊対策事業

第１期（平成18～26年度）における実績

- 平成22年８月、新規に整備を実施すべき重点港湾43港の一つに東予港が選定されました。
- 神拝地区海岸保全高潮対策について、平成24年度に護岸改良工事が完了し、背後の住宅や企業の安全が確保されました。
- 壬生川地区小型船だまりについて、平成20年度に部分竣工を行い、船揚場の供用を開始しました。また、漁業関連施設の用地を確保しました。
- 西条第１（東）防波堤の整備について、臨海部に立地している工場や河口付近に広がる一般住宅への台風などによる浸水・越波被害を防ぐため、平成28年度の完成を目指し事業化されました。
- 臨海部に立地する企業において、港湾計画に基づいた専用岸壁が３カ所整備されました。
- 中央地区において、平成26年度から複合一貫輸送ターミナルの整備に事業着手しました。

第４節　公園・緑地の整備

現況と課題

整備が完了した東予運動公園（ビバ・スポルティアSAIJO）

- 本市の都市公園の設置状況は、平成26年3月現在42カ所、89.9haであり、都市公園法で定める市街地における都市公園の目標基準５㎡／人は上回っていますが、市域における都市公園の目標基準10㎡／人は下回っています。（図3-4-1参照）また、都市公園に準ずる公園として、市民の森、加茂川緑地、本谷公園なども設置されており、市民の憩いの場として利用されています。
- 今後とも、市民の健康増進と快適でゆとりのある生活環境の確保を図るため、身近な遊園から大規模な都市公園まで、様々な公園の整備を推進する必要があります。
- 緑地は、都市の豊かさや景観を熟成するだけでなく、土地利用上の緩衝地帯として、さらに防災上からも重要な役割を担っており、その保全について万全を期するとともに、周辺環境との調和に配慮しながら、新たな緑地空間の創出にも取り組む必要があります。
- 市内一円にある都市公園42公園のうち33公園内の遊具施設は、270施設あり、今後10年間で全施設の約4分の3の遊具施設が設置後25年を超え、利用者の安全確保を図るために更新を含めた改修が必要となります。（図3-4-2参照）

図3-4-1 市民１人当たりの都市公園面積

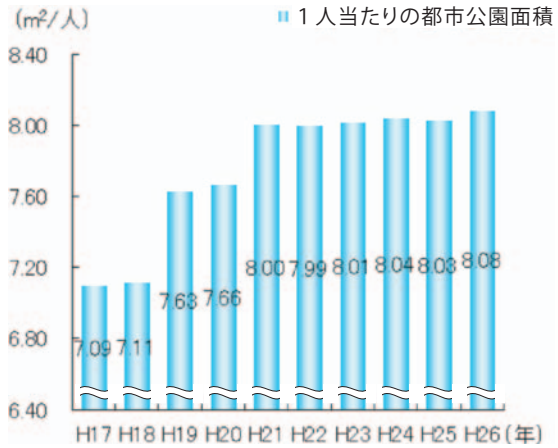

※各年３月末日現在　資料：都市計画整備課調べ

図3-4-2 都市公園内遊具設置経過年数

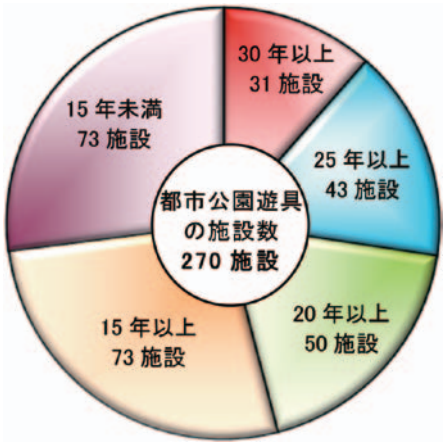

※平成22年度公園施設長寿命化計画より
資料：都市計画整備課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●公園・緑地の整備を図ります
- ●公園・緑地の適正な維持管理を行います

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
市民１人当たりの都市公園面積	8.08㎡	9.34㎡

施策内容

（１）公園・緑地の整備を図ります

① 住民が気軽に利用できる住区基幹公園をはじめとする都市公園の整備を推進します。

② 都市公園に準ずる公園・緑地については、既存の緑地を保全しつつ、本市の自然や地形を活かし、自然環境とふれあうことができる公園・緑地の整備を推進します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
公園・緑地の整備推進	東部公園（地区公園）、円山森林公園、市民の森、 丹原中央公園の整備検討 御舟川緑道の整備検討 小松中央公園交通広場の再整備検討 小松中央公園のバンガロー棟建設の整備検討 西部公園など一時避難所の災害応急対策施設の整備	都市公園事業 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

改築更新された国安公園便所棟

改修前の三芳公園便所棟

多機能便房やバリアフリー化された身近な公園の三芳公園便所棟

更新された北星公園の複合遊具

（２）公園・緑地の適正な維持管理を行います

① 公園の維持管理については、地元自治会や近隣住民などと協働しながら、安全で安心して利用できる公園づくりを進めていきます。

② 今後進展する公園施設の老朽化に対する安全対策を強化するため、遊具など公園施設の長寿命化計画に基づき、計画的に改築・更新を実施します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
公園・緑地の適正管理	市が管理する公園・緑地の遊具など公園施設を適正に管理・修繕	公園維持管理費 公園施設長寿命化対策支援事業 公園施設長寿命化計画策定調査 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

第１期（平成18～26年度）における実績

- 東予運動公園の多目的広場を平成18年度に整備し、屋内運動施設「ビバ・スポルティア SAIJO」が平成20年11月に完成し、東予運動公園の整備が完了しました。
- 平成22・26年度に公園施設長寿命化計画を策定しました。
- 平成21・22年度に御舟川緑道の園路のバリアフリー化を行いました。
- 平成21年度から小松中央公園便所棟他都市公園の水洗化改修を行いました。
- 平成24年度から公園施設長寿命化計画に基づき都市公園の遊具を更新しました。

第５節　住宅・宅地の整備

現況と課題

- 本市は、現在49団地、1,675戸の市営住宅を供給していますが、耐用年数が既に超過している住宅が多くなっています。（図3-5-1参照）建物の躯体や機能面での老朽化が進んでいるため、適正な修繕、改良及び計画的な建替えを実施していくことが課題となっています。
- 市民の住まいに対するニーズは、南海トラフ巨大地震などに備えた耐震性の向上、省エネ・省資源化への配慮、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入など、多様化・高度化しており、これらの変化に対応した住まいづくりへの取り組みが求められています。
- 近い将来発生することが危惧されている南海トラフ巨大地震に備え、旧耐震基準で建築された住宅の耐震化を推進する必要があります。（図3-5-2· 図3-5-3参照）
- 老朽化による倒壊の危険、治安や景観の悪化など、周辺環境への多大な悪影響をもたらす放置空き家が増加していることから、放置空き家対策を推進する必要があります。

整備された団地（宝来団地）

図3-5-1　市営住宅経過耐用年数

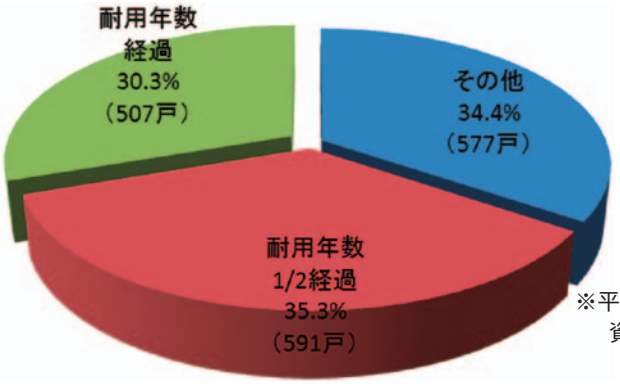

※平成26年４月１日現在
資料：施設管理課調べ

図3-5-2木造住宅耐震診断実施戸数（補助戸数）

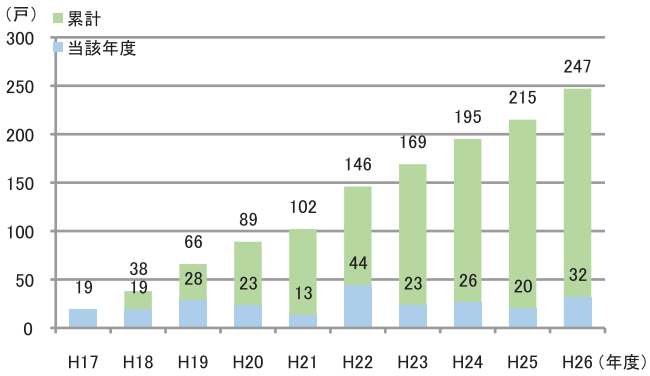

資料：建築審査課調べ

図3-5-3木造住宅耐震改修実施戸数（補助戸数）

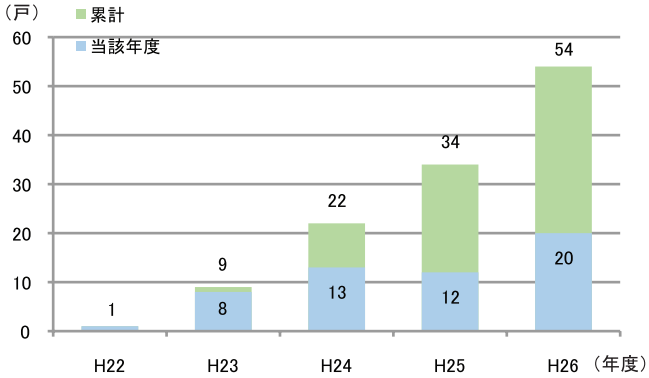

資料：建築審査課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●安全安心な住まいの環境づくりに努めます
- ●良好な住環境づくりを推進します

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
市営住宅の耐震化率	87.2%	91.7%

施策内容

（１）安全安心な住まいの環境づくりに努めます

① 高齢者や子育て世帯など住宅困窮者への安心な居住環境の提供に努めます。
② 団地の統廃合による効率的な団地の整備、計画的な修繕、改善を実施し、入居者の安全性、居住性の確保に努めます。
③ まちや地域の活性化に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
市営住宅建替・改善の推進	長寿命化計画に基づき、計画的な改善及び建替を実施	市営住宅改善事業 市営住宅耐震改修事業 （仮称）市営住宅統合建替事業

（２）良好な住環境づくりを推進します

① 住宅の耐震化の必要性について啓発を図るとともに、木造住宅の耐震診断や耐震改修を支援します。
② 地震発生時における避難経路の確保や救援物資の運搬経路を確保するため、緊急輸送道路などの避難路沿道建築物の耐震化を推進します。
③ 放置空き家に対する取り組みを推進します。
④ 安全で良好な環境の住宅供給ができるよう、先行的な道路網の整備など、生活関連施設の整備を推進するとともに、民間宅地開発の適切な誘導を図ります。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
木造住宅の耐震化の推進	耐震診断・耐震改修費用の助成など	木造住宅耐震診断事業 木造住宅耐震改修事業
緊急輸送道路などの避難路沿道建築物の耐震化の推進	耐震診断費用の助成など	（仮称）通行障害既存耐震不適格建築物耐震化促進事業
老朽危険家屋の解消	老朽危険家屋の除却費用の助成など	（仮称）老朽危険家屋等除去事業
良好な住宅供給に向けた環境整備	先行的な道路網の整備 生活関連施設の整備 宅地開発の適切な誘導	—

第１期（平成18～26年度）における実績

- 宝来団地（ＲＣ６階建　30戸）の建替えを行いました。
- 市営住宅への火災報知機の設置、公共下水道への接続、計画的な屋根防水修繕を行いました。
- 平成17年度から木造住宅耐震診断事業を開始し、計247戸の助成を行いました。
- 平成22年度から木造住宅耐震改修事業を開始し、計54戸（改修工事実施戸数）の助成を行いました。

第４章

災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり

施策体系

災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり

- 第１節　防災・減災対策の強化
  - A　防災体制
    - (1)防災体制の充実を図ります
    - (2)市有施設の耐震化を進めます
    - (3)地域防災力の向上を図ります
  - B　消防・救急救助体制
    - (1)地域消防力の適正化を図ります
    - (2)消防体制の充実を図ります
    - (3)救急救助体制の充実を図ります
- 第２節　防犯対策の推進
  - (1)防犯体制の充実を図ります
  - (2)消費者行政の充実を図ります
- 第３節　交通安全対策の推進
  - (1)交通安全対策の充実を図ります

第１節　防災・減災対策の強化（Ａ 防災体制）

現況と課題

市総合防災訓練の様子

- 近年、地球温暖化の影響とみられる大型台風や集中豪雨などによる災害が増加しています。また、地震については、南海トラフ３連動による海溝型巨大地震の他に中央構造線断層帯や芸予地震が想定されますが、特に今後30年以内に発生する確率が70％程度とされている南海トラフ巨大地震については、早急な対策が必要です。
- こうした多様な大規模災害に的確に対応するためには、“死ぬな、逃げろ、助けろ”を合言葉に、引き続きハード・ソフト両面による防災体制を整備し、地域の防災力を向上させる必要があります。
- 市民自らが自助・共助活動に取り組むことで、人的被害を軽減することを目的とした自主防災組織の結成を促進してきた結果、平成26年４月１日現在で279組織が結成され、全世帯に占めるカバー率は83.5％となっています。（図4-1-A-1参照）また、自主防災組織の核となる防災士の養成にも力を入れていますが、地域防災力の向上を図るためには、さらなる自主防災活動の強化が求められます。（図4-1-A-2参照）
- 児童・生徒の安全の確保と災害時の避難場所としての機能を確保するため、小・中学校の耐震化を進めてきた結果、校舎については耐震化が完了し、引き続いて屋内運動場などの改修を進めています。（図5-1-1参照）今後、他の市有施設についても、計画的に耐震化を進めていく必要があります。
- 災害時の情報伝達網の多重化を図るため、「西条市安全・安心情報お届けメール」や携帯電話会社との契約による「緊急速報メール（エリアメール）」配信サービスを運用していますが、防災行政無線の充実などさらなる情報伝達手段の充実・強化を図る必要があります。
- 併せて、市民一人一人の防災・減災意識の醸成を図るために実施している説明会や総合防災訓練だけでなく、ＤＩＧ（災害図上訓練）やＨＵＧ（避難所運営ゲーム）についても、継続して実施していくことで防災に関する知識の普及・啓発を図ります。

図4-1-A-1　自主防災組織数及び組織率の推移

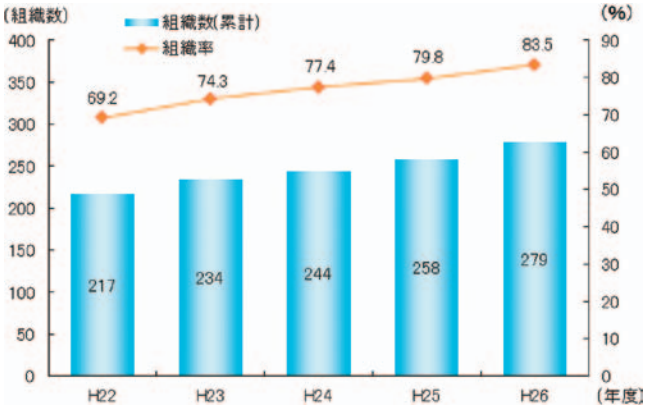

※各年度４月１日現在　資料：危機管理課調べ

図4-1-A-2　防災士の養成実績（累計）

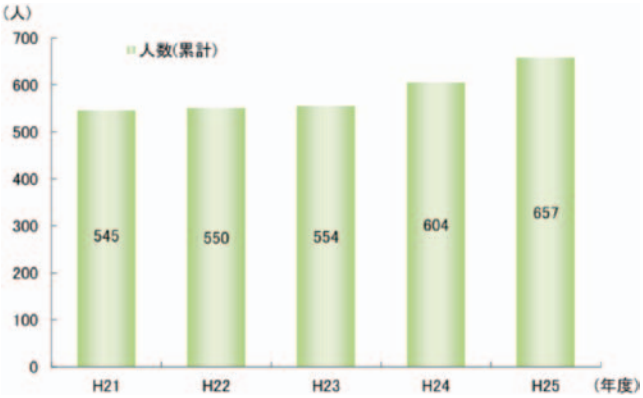

資料：危機管理課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●防災体制の充実を図ります
- ●市有施設の耐震化を進めます
- ●地域防災力の向上を図ります

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
自主防災組織の組織率	83.5%	100%
市が養成した防災士の人数	657人	800人
市有施設の耐震化率	78.2%	100%

施策内容

（１）防災体制の充実を図ります

① 市民の防災意識の高揚と防災関係機関の防災体制の充実・強化を図り、災害発生直後に取るべき行動を習得することを目的として、地域密着型の実践的な防災訓練を実施します。

② 災害や危機事象の発生時に迅速かつ正確な情報を伝達するため、防災行政無線システムを整備するとともに、山間部の自治会との連絡体制の強化に努めます。

③ 避難所における良好な生活環境を確保するため、災害時に緊急性の高い物資や必要な資機材などに加え、女性や高齢者などの災害弱者に配慮した備蓄品の整備を計画的に進めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
市民総合防災訓練の実施	市民参加型の防災訓練の実施	市民総合防災訓練実施事業
防災基盤の整備	防災行政無線の整備	防災通信システム構築事業
孤立地区の防災対策支援	モニターによる市内山間部の雨量や河川の水量などの通報	過疎地防災情報モニター設置事業
物資・資機材の備蓄	物資・資機材の備蓄	災害対応備品等整備事業

（２）市有施設の耐震化を進めます

① 旧耐震基準で建設された市有施設について、西条市耐震改修にかかる基本方針に基づき、順次耐震改修を行います。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
市有施設の耐震化	耐震改修工事の実施	本館改修事業 市営住宅耐震改修事業 小中学校校舎等耐震改修事業 幼稚園園舎耐震改修事業

（３）地域防災力の向上を図ります

① 自主防災組織の結成を積極的に支援するとともに、防災知識の普及や防災訓練の実施を促進し、組織の育成・強化を図ります。また、防災士の育成については、特に男女共同参画の観点から女性防災士の養成を図ります。

② 避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難時に支援を要する人に対する支援体制が充実するよう自主防災組織などに働きかけます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
自主防災組織、防災士の育成・強化	自主防災組織の育成と防災資機材の貸与、防災士の育成・強化	自主防災組織育成事業 防災士育成事業
防災に関する意識啓発と知識の普及	地域におけるＤＩＧ・ＨＵＧなどの実施、防災説明会の実施	地域防災力向上支援事業

第１期（平成18～26年度）における実績

- 自主防災組織結成率が22.4%（平成17年６月１日時点）から83.5%（平成26年４月１日時点）へと大きく向上しました。また、自主防災組織の中心的な存在となる「防災士」を657名養成しました。
- 「西条市安全･安心情報お届けメール」配信サービスを開始し、登録すれば市からの防災情報などを携帯電話などで受信できるようになりました。
- 児童・生徒が１日の大半を過ごし、災害時には避難所となる小・中学校の校舎の耐震化率が100%となりました。
- 防災対策基本法などの改正に伴い、地域防災計画の見直しを行いました。また、避難行動要支援者の避難支援プランを策定しました。
- 水害や地震災害に速やかに対応できるよう、新庁舎整備に合わせて災害対策本部室を新館５階に常設しました。
- 全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）など、国の危機管理施策に呼応した設備を整備しました。

第１節　防災・減災対策の強化（B 消防・救急救助体制）

現況と課題

- 南海トラフ巨大地震の発生懸念や、台風、集中豪雨など自然現象の巨大化、火災をはじめとする各種災害の複雑・多様化など、消防を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。これらのあらゆる災害から、市民の生命、身体及び財産を守ることが消防の責務であることから、これまで以上に、より高度な技術や知識に基づいたサービス提供のニーズが高まっています。
- 広大な管轄面積と偏在した人口集中地を担った地域消防力の充実・強化は、将来に向けた大きな課題であり、常備消防、非常備消防の施設、人員、車両や資機材など装備の適正配置及び消防車両などの更新整備計画、専門的な知識や高度な技術が伴った救助隊員、救急隊員の教育訓練計画の見直しが必要不可欠となっています。
- 巨大地震などの大規模災害発生時には、二次災害による火災などが市内各地で発生することが予測されることから、被害の軽減、地域住民の生活用水の確保を図るため、耐震性貯水槽などの防火水槽を積極的に整備する必要があります。（図4-1-B-1参照）
- 地域住民の身近な公共サービスとなっている救急業務も、年々増加及び長時間化の傾向となっています。安全・安心な市民生活の実現に向けて、日常における訓練はもとより、日々教育の研鑽を重ね、救急救助業務の高度化と併せた救急救助体制の適正化を推進する必要があります。（図4-1-B-2参照）

安全安心な市民生活の実現に向けて

救急救助活動の連携強化に向けて

図4-1-B-1　消防水利状況の推移

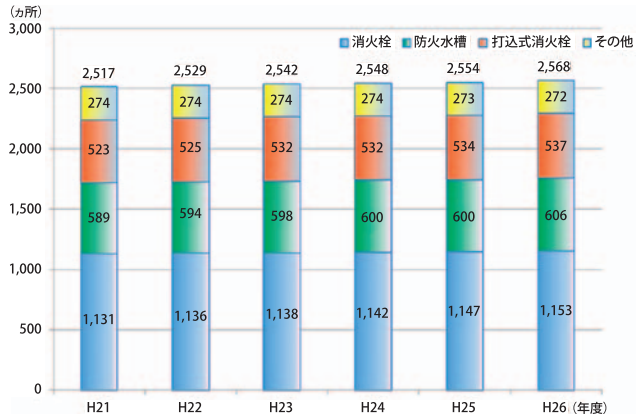

資料：消防本部警防課調べ

図4-1-B-2　覚知～医療機関収容までの平均所要時間の推移

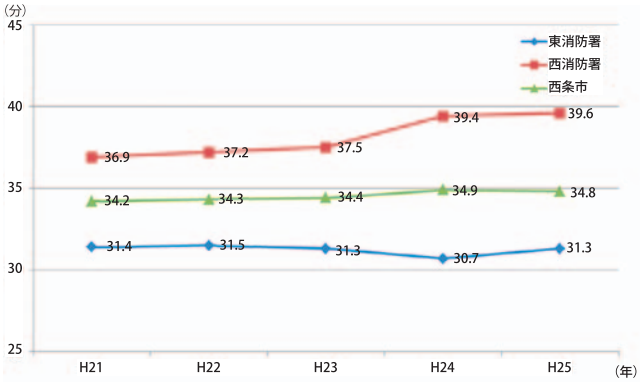

資料：消防署調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●地域消防力の適正化を図ります
- ●消防体制の充実を図ります
- ●救急救助体制の充実を図ります

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
消防車両更新整備数（累計）	19台	38台
消防水利整備数（累計）	28基	52基
救急救命士養成数（累計）	29人	35人
救助隊員養成数（累計）	23人	29人

施策内容

（１）地域消防力の適正化を図ります

① 消防本部、消防署所の適正配置と消防組織の見直し、及び消防職員の教育訓練計画を充実させ、将来を見据えた体制整備を図ります。

② 消防団拠点施設と合わせた消防団組織の見直し、消防団の装備などを充実するとともに消防団の活性化を図り、地域防災力の強化に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
消防署所及び職員の適正配置	消防本部、消防署所の適正配置 常備消防組織の見直し及び教育訓練	（仮称）常備消防施設等適正配置整備事業 （仮称）消防職員教育訓練推進事業
消防団拠点施設及び団員の適正配置	消防団拠点施設の整備及び改修 消防団組織の見直し及び教育訓練	（仮称）非常備消防施設等適正配置整備事業 （仮称）消防団員教育訓練推進事業 消防団装備整備事業

（２）消防体制の充実を図ります

① 多種多様な災害に迅速的確に対応できるよう､消防車両､消防資機材などの計画的な配置及び更新整備を図ります。

② 消防水利の未整備地区などの解消及び大規模災害に備えた、耐震性貯水槽などの整備を推進します。

③ 防火対象物や危険物施設などの実態把握を行い、立入検査や査察のマニュアル策定により、災害及び被害の軽減に努めます。

④ 消防緊急通信指令体制の充実・強化を図り、指令管制業務の高度化に努めます。

⑤ 自主防災組織や防災士などへの防災知識の普及啓発活動を推進し、防災減災体制の強化を図ります。

⑥ 大規模災害に対応できる消防体制づくりを推進します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
消防車両、資機材の適正管理	更新計画に基づく消防車両などの整備や適正配置	消防車両等整備事業 消防資機材等整備事業
消防水利の整備	年次計画に基づく消防水利の整備推進	消防水利整備事業
火災予防思想の推進	防火対象物、危険物施設などの予防査察要綱の制定	—
消防緊急通信指令体制の充実･強化	指令管制業務に携わる通信指令員の教育訓練の実施	—
防災知識の普及啓発活動の推進	自主防災組織や防災士などへの防災訓練指導の実施	—
大規模災害対応能力の推進	大規模災害警防計画の策定 早期広域応援体制の確立	（仮称）大規模災害対応構築事業

（３）救急救助体制の充実を図ります

① 処置拡大に対応した認定救命士などの養成、メディカルコントロール体制のさらなる構築により、救急業務の高度化を推進します。

② 救助技術と専門知識を有する救助隊員の養成、複雑多様化に対応する高度救助隊の編成など、救助業務の高度化を推進します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
救急業務高度化推進	救急救命士、認定救命士などの養成 応急手当普及啓発活動の推進	救急救命士等養成事業 メディカルコントロール体制推進事業
救助業務高度化推進	有資格救助隊員の養成 救助隊の高度化推進	—

第１期（平成18～26年度）における実績

- 西部地区の消防防災拠点となる、西消防署を新築移転するとともに小松分団、三芳分団の消防団拠点施設の改修などを行い、消防施設の整備に努めました。
- 東消防署橘出張所を新たに開設するとともに救急隊を増設し、救急業務の充実・強化に努めました。
- 消防救急デジタル無線、消防団無線を整備するとともに消防救急通信指令システムの更新整備を行い、通信指令体制の構築に努めました。
- 消防車両の更新整備（常備消防14台、非常備消防７台）を図り、消防車両などの整備に努めました。
- 耐震性貯水槽32基の増設を図り、消防水利の整備に努めました。
- 幼稚園、保育園及び小学校全てに幼年・少年消防クラブを結成し、防火知識の普及啓発活動に努めました。
- 住宅火災による死者を防止するため、住宅用火災警報器の設置促進を図り、火災予防の環境整備に努めました。

第２節　防犯対策の推進

現況と課題

地域見守り活動を推進します

- 戦後最大となった平成14年をピークとして、全国的な刑法犯認知件数は減少の一途をたどっており、治安面については改善の傾向にあります。
- 一方、子どもや女性を狙った犯罪のみならず、高齢者が被害の多くを占める架空請求や振り込め詐欺などの「特殊詐欺」による被害は近年急激に増加しており、金融機関やコンビニ店員からの声掛けによる未然防止や犯人の摘発にもかかわらず、犯行そのものの増加により被害の発生に歯止めが掛からない状況にあります。
- それらの背景には、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルの変化により、市民の危機意識が全体的に低下してきたことに加え、治安を支えてきた地域の防犯力の低下も挙げられることから、地域全体での見守りや防犯活動を強化していく必要があります。
- 消費者を取り巻く環境は、ＩＴ化や国際化の進展などにより大きく変化し、様々な商品やサービスが提供されることから、内容を十分に理解して契約することが難しくなっています。
- 複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、消費生活相談員を配置し相談体制の充実を図っていますが、市民一人一人が自立した消費者となるよう、消費者教育や情報提供などの啓発活動をより一層強化する必要があります。（図4-2-2参照）

図4-2-1　自治会防犯灯補助実績灯数の推移

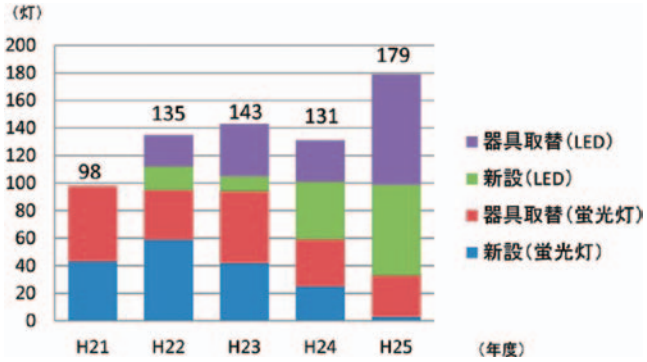

資料：危機管理課調べ

図4-2-2　消費生活相談件数の推移

資料：広報広聴課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

●防犯体制の充実を図ります
●消費者行政の充実を図ります

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
青色防犯パトロール車両数	173台	183台
青色防犯パトロール団体数	18団体	20団体
消費生活相談件数	323件	480件
啓発講座実施回数	９回	15回

施策内容

（１）防犯体制の充実を図ります

① 地域社会で犯罪被害を防止するため、市民、警察、防犯協会及び行政の連携のもと防犯活動を推進します。

② 生活道路上の安全を確保するため、自治会などが設置し維持管理する防犯灯の設置・器具取替費及び電気料金の一部を補助することで整備・充実を図ります。

③ 地域見守り活動や青色回転灯を装着した車両によるパトロールを通じ、地域の見守りと非行防止に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
防犯体制の充実	防犯灯の整備促進、地域見守り活動の推進、青色防犯パトロールによる「見せる防犯活動」の推進、暴力追放市民講習の開催	防犯対策費

暴力追放市民講習会の様子

青色防犯パトロールによる「見せる防犯活動」の様子

（２）消費者行政の充実を図ります

① 消費生活に関する相談や苦情などについて迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関との連携強化に努めるとともに、相談員の資質や相談体制の向上に努めます。

② 市民一人一人が自立した消費者となるよう研修会や講座を開催し、消費者意識の向上を図るとともに、悪質な消費者被害に遭わないよう迅速な情報提供に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
消費生活相談の実施	消費生活相談窓口の機能強化	消費者行政活性化事業
消費者教育・啓発活動の実施	消費生活研修会・講座の実施 消費者への情報提供・啓発冊子の配布	消費者行政活性化事業

第１期（平成18～26年度）における実績

- 西条市地域セーフティーパトロール隊を設置し、犯罪及び事故を未然に防ぎ安全で安心な住みよいまちづくりの実現のために、市内での定期的な巡視や地域安全に係る市民などへの指導などの防犯活動を行いました。
- 西条地区防犯協会、市内小・中学校及び自主防犯団体と連携し、青色回転灯によるパトロール活動（青パト）の普及を推進し、平成25年度末現在で、愛媛県警察本部から認定されている青パト車両が市内で173台となりました。
- 暴力追放意識の浸透と、暴力団が入り込まない快適な住みよい環境をつくるため、毎年、愛媛県暴力追放推進センターと愛媛県警察本部組織犯罪対策課から講師を招き、西条警察署及び西条西警察署と連携のもと、市民や企業を対象とした暴力追放市民講習会を開催しました。
- 「西条市安全･安心情報お届けメール」サービスを開始し、登録すれば市からの不審者情報や注意喚起情報などを携帯電話などで受信できるようになりました。
- 専門の消費生活相談員を配置し、相談体制の強化を図りました。

第３節　交通安全対策の推進

現況と課題

- 市内交通網の整備による交通量と通過速度の増加は、交通事故発生件数や死傷者の増加をもたらす危険性もはらんでいます。
- 交通安全対策については、道路施設の整備や交通安全意識の高揚を図るための取り組みなどを進めた結果、交通事故件数は平成18年の910件から平成21年の699件、そして平成25年には580件と減少傾向が見られるものの、なお依然として多くの交通事故が発生しています。（図4-3-1参照）
- 特に、市内全域での高齢者の増加と運転免許保有者の高齢化により、高齢者が被害に遭う交通事故発生割合が高くなっていることから、今後においても、夜間を重点に置いた交通事故のさらなる減少を目指し、ハード・ソフト両面にわたる交通安全対策に積極的に取り組む必要があります。（図4-3-2参照）
- 一方、加齢に伴う判断能力や運転能力の低下により、高齢者が加害者となる交通事故の多発も懸念されることから、運転免許証の自主返納の促進による抑止を図る必要があります。

高齢者宅への戸別訪問による交通安全指導の様子

高齢運転者を対象とした実技指導の様子

図4-3-1　高齢者関連の事故割合の推移

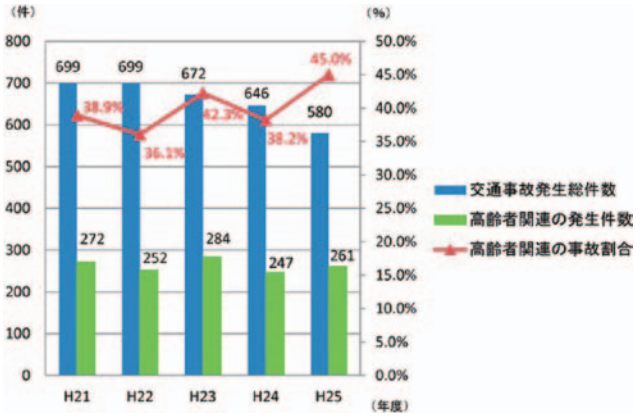

資料：危機管理課調べ

図4-3-2　高齢者交通安全アドバイザー訪問実績の推移

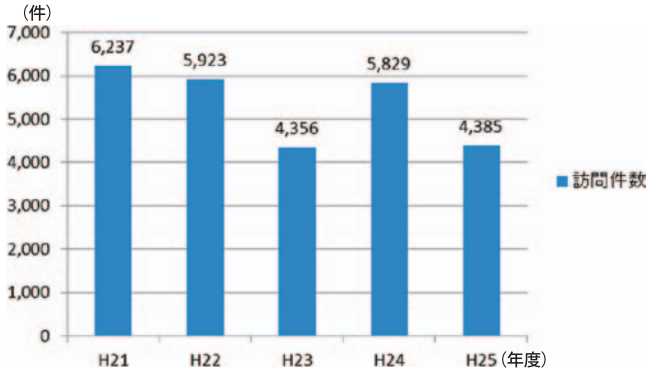

資料：危機管理課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

●交通安全対策の充実を図ります

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
交通事故発生件数	580件	500件
高齢者関連交通事故割合	45.0%	40.0%

施策内容

（１）交通安全対策の充実を図ります

自発光道路鋲設置作業の様子

①　西条市交通安全推進協議会を中心に、西条警察署、西条西警察署、交通安全協会、安全運転管理者協議会、交通安全母の会連合会など各種団体機関との連携を密にし、交通安全市民大会の開催などを通じて、交通安全の推進に向けた積極的な啓発活動に取り組みます。

②　事故発生割合が高くなっている高齢者の交通安全対策として、高齢者宅を訪問し、交通安全意識の啓発を行う西条市高齢者交通安全アドバイザー事業や、高齢運転者を対象とした交通安全教室において、教習車両を用いた実技指導などを通じて、高齢者自らが運転技能レベルを再確認できる機会を提供するとともに、運転免許証の自主返納制度の啓発も図りながら、交通事故防止に努めます。

③　交通安全施設の整備や歩行者などの安全確保に向けた取り組みを進め、交通環境の改善と交通事故防止を図ります。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
各種交通安全推進団体機関との連携	交通茶屋など啓発行事の参加、のぼり旗・啓発資料の共同作成	交通安全対策推進事業
高齢者に対する交通安全対策の推進	高齢者宅を戸別訪問し、交通事故防止に係る啓発チラシ、反射材の配布、対話による交通安全指導活動 アンケートに基づく改善要望の掌握・対応 高齢運転者の運転技能を再確認するための実技指導など	高齢者交通安全アドバイザー事業 高齢者交通安全教室開催事業
交通安全施設の整備	カーブミラーや転落防止柵、自発光道路鋲（リニアポインタ）などの設置及び修繕	道路交通安全施設整備事業 横断歩道等注意喚起事業

各種団体と連携した「交通茶屋」の様子

各地域交差点での啓発活動の様子

第１期（平成18～26年度）における実績

- 地域の老人クラブ活動や公民館活動に参加していない高齢者を含む約50,000人の高齢者をアドバイザーが訪問し、交通事故防止を目的として、交通安全に関するチラシの配布と説明、反射材の配布、危険箇所の情報収集など交通安全に関する指導を行いました。
- 70歳以上のドライバーに高齢運転者標識を窓口で無料配布し、他の車両から容易に認識されるよう自己車両の前後に取り付けていただきました。
- 夕暮れ時や夜間に発生しやすい交通事故を防止するため、自発光道路鋲を信号機の無い交差点などの停止線前に設置しました。
- 地域の要望を踏まえながら、カーブミラーや転落防止柵などの整備を行いました。
- 「西条市安全･安心情報お届けメール」配信サービスを開始し、登録すれば市からの交通死亡事故情報などを携帯電話などで受信できるようになりました。

第５章

豊かな心を育む教育文化のまちづくり

施策体系

豊かな心を育む教育文化のまちづくり

- 第１節　学校教育の充実
  - ⑴教育環境の整備・充実を図ります
  - ⑵「ともにつくり、みんなが育つ学校」の創造を推進します
  - ⑶知・徳・体のバランスのとれた子どもを育成します
- 第２節　地域文化の継承・形成
  - ⑴地域に根ざした市民文化の振興を図ります
- 第３節　歴史文化の保全・活用
  - ⑴文化財の保護と活用を図ります
  - ⑵郷土の先人を顕彰します
- 第４節　社会教育の充実
  - ⑴地域づくり、人づくりを目指した社会教育を推進します
  - ⑵社会教育活動の基盤整備を推進します
  - ⑶社会教育施設の利用促進を図ります
- 第５節　人権・同和教育の推進
  - ⑴学習機会の拡充と啓発活動を推進します
  - ⑵推進体制の充実を図ります

第１節　学校教育の充実

現況と課題

「学びあい学習」

- 我が国の子どもの教育を巡る状況は、グローバル化や少子高齢化、情報化や科学技術の進歩などの急激な社会変化の中にあって、学力低下、いじめ、不登校、規範意識の低下、社会性の欠如など、依然として厳しいものがあります。こうした激動の社会を生き抜く子どもたちには、心豊かにたくましく生きる力を確実に育成することが求められています。すなわち、自ら考え、互いに協働しながら主体的に課題を解決し、新しい価値を創造する力が必要とされています。
- そのためには、子どもたちに、「学びあい学習」の推進やＩＣＴ※の利活用なども図りつつ、協働型・双方向型の学びと、家庭学習の充実を通して、基礎的な知識・技能の確実な定着や課題を解決していく力を育てる必要があります。また、家庭や地域社会との連携・協力を推進し、豊かな体験を通して、生命を尊重し、感動する心を持ち、礼儀や規律を重んじる心を育て、体力つくりや食育などの推進を図り、たくましい体をつくる必要があります。
- 学校施設は、児童・生徒などの学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、耐震化の推進が喫緊の課題となっています。本市においても、校舎の耐震補強は平成25年度に終了し、引き続き屋内運動場などの建替えを含めた耐震補強を推進して、安全・安心な教育環境づくりに努める必要があります。（図5-1-1参照）

※ＩＣＴ…情報通信技術（Information and Communication Technology）

図5-1-1　幼稚園、小・中学校校舎などの耐震化率の推移

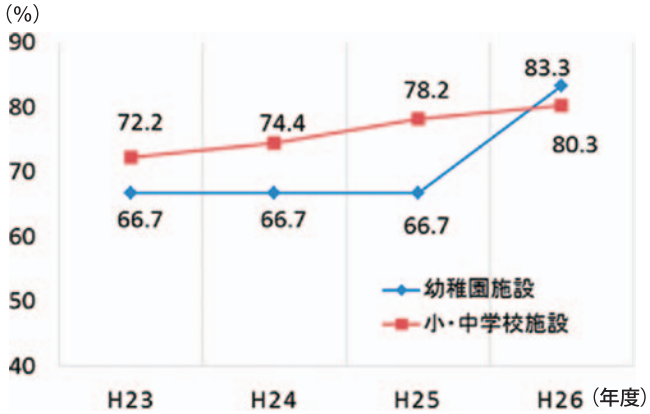

資料：教育総務課調べ

図5-1-2　教員1人当たりの児童・生徒数の推移

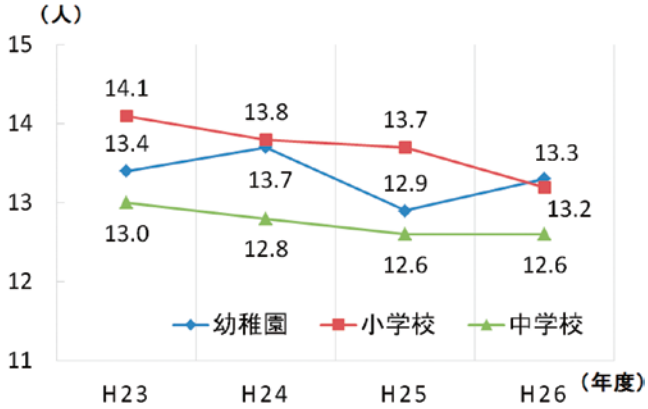

資料：学校教育課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●教育環境の整備・充実を図ります
- ●「ともにつくり、みんなが育つ学校」の創造を推進します
- ●知・徳・体のバランスのとれた子どもを育成します

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
教育用パソコン	6.9人／台	3.6人／台
電子黒板・実物投影機の整備率	11%	100%（1学級当たり1台）
全国学力・学習状況調査平均正答率（総合）	小学校64.0% 中学校65.5% （平成26年度）	上昇させる

施策内容

（１）教育環境の整備・充実を図ります

① 地震に備え、学校施設の耐震化を図ります。
② 子どもが安全で安心な学校生活ができる教育環境の整備・充実に努めます。
③ 学校にＩＣＴを導入し、わかる・できる・楽しい授業を創造し、校務の省力化などを図ることで質の高い教育を行います。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
耐震化改修事業	昭和56年度以前に整備された校舎などの耐震化	小中学校･幼稚園校舎等耐震改修事業
ＩＣＴ教育の推進	ＩＣＴの積極的な導入による教育環境の整備	小・中学校ＩＣＴ教育推進事業 ＩＣＴを活用した21世紀型スキル教育実証事業
幼児教育の推進	就園奨励費の維持 子ども・子育て支援新制度の実施	私立幼稚園就園奨励事業 私立幼稚園施設型給付事業
児童生徒の安全・安心の確保	児童生徒の登下校や地域での安全を確保	児童生徒の安全確保事業
高等教育を受ける機会の充実	高校及び大学奨学金の維持	奨学金貸付事業

（２）「ともにつくり、みんなが育つ学校」の創造を推進します

① 一人一人の子どもを大切にする学校づくりに努めます。
② 子どもの成長を支える家庭や地域との連携・協働の強化に努めます。
③ 教師力の向上と学校力の充実に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
生徒指導の充実	いじめ、非行防止対策の推進、相談体制の充実、関係機関との連携強化	ハートなんでも相談員設置事業 青少年育成センター管理運営事業 青少年健全育成事業
家庭・地域への積極的な情報発信と連携強化	ホームページや学校だよりなどの充実、学校評議員や学校支援ボランティアとの連携・協働の強化	学校評議員制度運営事業 児童生徒の安全確保事業 学校等連携教育推進事業
ウイングサポートセンターの充実	成長・発達に不安のある子どもが、自立し、地域で豊かに生きていくことができるために必要な支援の充実	ウイングサポートセンター管理運営事業

（３）知・徳・体のバランスのとれた子どもを育成します

① 基礎的･基本的な知識･技能の定着とともに、学んだことを活用して課題を解決するために必要な思考力･判断力･表現力、自ら進んで学習に取り組む態度を育成します。
② 豊かな体験を通して、生命を尊重し、感動する心を持ち、礼儀や規律を重んじる心を育成します。
③ 生涯を通じて活力ある生活を送るための基礎となるたくましい体を育成します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
確かな学力の定着と向上	「学びあい学習」の推進､学力診断､学習習慣確立の支援	西条っ子学びの向上推進事業
豊かな心の育成	ふるさとに学ぶ活動の推進、優れた芸術文化に触れる機会の提供などによるコミュニケーション能力の向上	総合学習推進事業 コミュニケーション教育推進事業
健やかな体の育成	学校体育による総合的な体力つくりの推進	各種学校行事等実施事業
防災教育の充実	小学６年生を中心に防災を題材とした総合的な活動の実施	12歳教育推進事業
国際交流活動の推進	小・中学生による国際交流活動の一層の推進	外国語指導助手（ＡＬＴ）招致事業 小・中学生国際交流推進事業

第１期（平成18～26年度）における実績

- 東日本大震災を受け、各幼稚園、小･中学校の危機管理マニュアルを見直し、改善を図りました。避難訓練についても、小・中学校を中心に、近隣の幼稚園、保育所、企業などの合同開催や二次避難の訓練、避難所開設訓練など、工夫を凝らした取り組みを実施しました。
- 12歳教育（防災教育）を実施し、学校、地域で活躍できる未来のリーダー育成を図りました。「ぼうさい甲子園」や「防災まちづくり大賞」での受賞や、平成23年度から３年間、ベトナム国フエ市に防災教育支援事業などを行いました。
- 平成23年度にウイングサポートセンターを開設しました。利用者の増加と利便性を考え､平成26年度に西部地域にウイングサポートセンターを開設しました。特別支援教育に関する保護者や市民の理解が深まり、障害のある幼児、児童・生徒への適切な支援や相談活動が充実してきました。

第２節　地域文化の継承・形成

現況と課題

- 今日の経済や情報技術の進歩は、グローバル化という世界規格化により、現代社会に激しい生活の変化をもたらし、効率性を重視する風潮の中で、地域社会においては、日本人の文化的独自性が失われつつあります。本市においても例外でなく、地域の伝統文化の確実な継承という面で問題が生じつつあります。
- このような状況の中、地域文化の継承・振興は、市民の身近な文化芸術活動への参加・創造だけでなく、次世代教育・福祉・経済など様々な面で活力のある地域社会を形成していく上での重要な課題であると言えます。（図5-2-1・図5-2-2参照）
- また、合併により、多様な地域伝統文化を包含することとなった本市においては、それぞれの地域の特徴を尊重しながら、一体感を感じさせる新たな地域文化を形成していくことも重要な課題となっています。

殿中奴（松下流）（市指定無形民俗文化財）

図5-2-1　文化協会会員数の推移

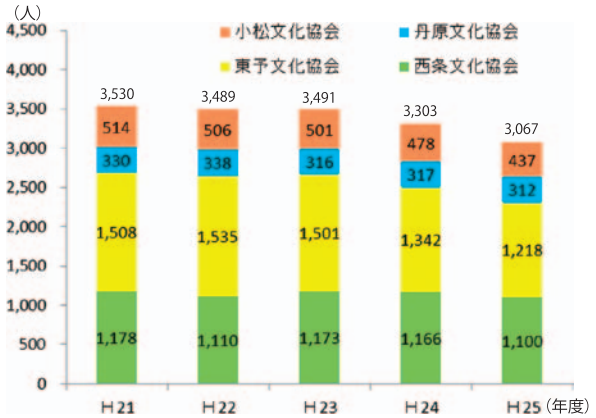

資料：社会教育課調べ

図5-2-2　総合文化会館及び丹原文化会館利用実績の推移

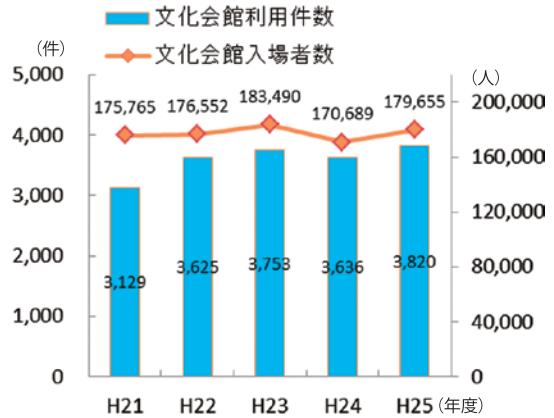

資料：社会教育課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

●地域に根ざした市民文化の振興を図ります

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
文化協会会員数	3,067人	3,400人

施策内容

（１）地域に根ざした市民文化の振興を図ります

① ふるさとの自然と文化を愛する心を培い、文化会館や公民館をはじめ生涯学習施設を活用して、各種文化団体や自主サークル活動の支援などを通じて、郷土の歴史及び文化に対する認識向上を図ります。

② 次世代を担う子どもたちに対して、地域で活動している人たちとの交流を通して、郷土の歴史や伝統・生活文化を学び、触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着を深めます。

③ 郷土文化の掘り起こしや調査を行い、市内各地で開催される伝統行事などを、広く市民に紹介します。

④ 活力ある地域文化活動を推進するため、優れた伝統文化・芸術に触れる機会の充実を図ります。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
芸術文化団体への活動支援	団体への支援による活動強化	社会教育関係団体活動事業
伝統文化に触れる機会の充実	国などの助成制度の活用	―
優れた芸術文化に触れる機会の充実	文化活動の推進	文化講演会実施事業 宝塚歌劇公演事業

文化協会主催の文化祭

小学生で結成している太鼓保存会

第１期（平成18～26年度）における実績

- ４地域の文化協会の合併を進め、新たに「西条市文化協会」を設立して、補助金の統合や顕彰事業の充実などを図りました。
- 平成25年８月に、市民の芸術文化の創造と発展を図る地域交流施設として位置づけ、市の文化振興の拠点ともなる「五百亀記念館」を開館しました。

第３節　歴史文化の保全・活用

現況と課題

- 先人の残した貴重な文化財を後世に伝えていくことは、われわれに課せられた大切な使命であり、地域を育み発展させていく上で欠かせないことです。これまでも様々な取り組みが行われてきましたが、近年は、適正に保存するとともに、地域活性化に繋がる活用を図るという考え方へ移行してきています。
- 活用するに当たっては、これまで以上に文化財に対する認識を深め、保存活動を進めていく必要がありますが、本市にある貴重な文化財の全てが知られているとは言えない状況です。
- 個性的な風土や文化を活かしたまちづくりを行い、市民共有の財産としての文化財を確実に次世代に継承していくためには、市内の文化財の実態を把握、整理することによって、適切な保護・活用にあたることが必要です。さらに市民が郷土の先人たちの優れた業績や、歴史・文化に触れる機会を充実させていくことが重要な課題となっています。（図5-3-1・図5-3-2参照）

永納山城跡調査成果企画展

図5-3-1　郷土博物館・歴史館などの利用状況

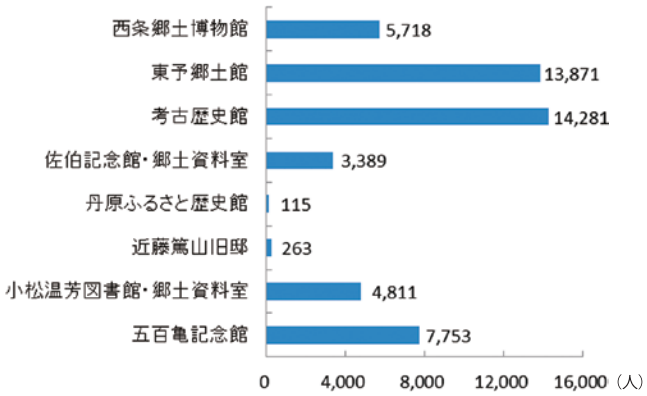

※ H25年度の入館者数　資料：社会教育課調べ

図5-3-2　指定文化財の現状

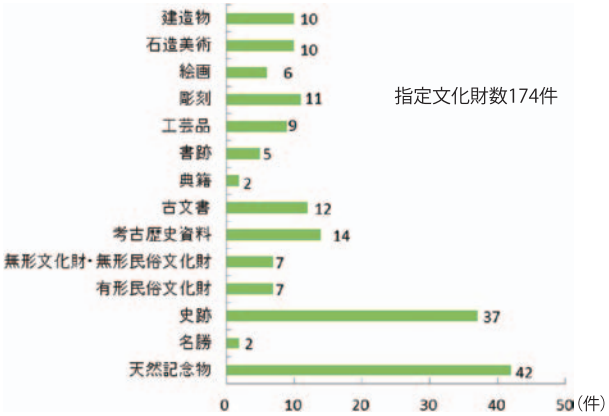

※ H26年3月末現在　資料：社会教育課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

●文化財の保護と活用を図ります
●郷土の先人を顕彰します

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
指定文化財数	174件	180件

施策内容

（１）文化財の保護と活用を図ります

① 文化財の実態調査や資料整備、企画展開催などに努めて周知啓発を図り、その保存・活用を推進します。

② 国指定史跡「永納山城跡」については、用地公有化を推進するとともに、史跡の保存・活用を図り、地域の誇れる文化財として全国に情報発信します。

③ 民間開発事業や国営・県営ほ場整備事業実施に伴う埋蔵文化財の実態把握に努めます。

④ 市内各地に点在している埋蔵文化財関係資料や発掘調査などにより増加が見込まれる出土品を併せて一括管理し、整理・調査研究・普及啓発活用を行うための拠点施設を整備します。

職員による出前講座

基本事業名	内　　容	主な予算事業
国指定史跡永納山城跡保存・活用の推進	用地公有化及び保全・整備 公開活用事業の実施 市内外への情報発信	永納山城跡用地公有化事業 永納山城跡保存整備事業 (仮称)古代山城サミット西条大会開催事業
埋蔵文化財の実態把握	民間開発事業や国営･県営ほ場整備事業に伴う試掘、発掘調査	埋蔵文化財発掘調査事業
埋蔵文化財の一括管理・活用の推進	既存施設を活用した埋蔵文化財の拠点施設の整備	埋蔵文化財整理保存施設整備事業
文化財保護・啓発活動の推進	補助金の交付、指定文化財の周知	文化財保護事業

（２）郷土の先人を顕彰します

① 本市にゆかりのある先人･偉人の業績を称える企画展の開催などにより､市民の郷土に対する認識向上を図ります。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
郷土の先人・偉人に関する情報発信の充実	企画展や関連講座の開催	偉人顕彰事業

五百亀記念館（平成25年８月開館）

第１期（平成18～26年度）における実績

- 国指定史跡永納山城跡において、平成18年度から23年度まで内部施設の確認調査を行い、平成25年度において調査成果の公開展示、報告会を開催し市民周知に努めました。また平成23年度から用地公有化事業に着手しました。
- 近藤篤山先生に関して平成20年度から３カ年にわたり、シンポジウムの開催、啓発用小冊子の発行など、顕彰事業を展開しました。
- 平成25年８月に本市出身の彫刻家伊藤五百亀氏の顕彰施設として「五百亀記念館」を開館しました。

第４節　社会教育の充実

現況と課題

- 今日のように、社会情勢がめまぐるしく変化し、人々の価値観が多様化している時代の中では、より充実した人生を送るために、生涯を通じて学び、生きがいや心の豊かさを求めようとする意識が高まっています。こうした市民一人一人のライフステージにおける学習活動への支援や、生涯学習を通じて得た知識や能力を、様々な形で地域づくりに活かせる生涯学習社会の実現に向けた取り組みが必要です。（図5-4-1参照）
- 少子化や核家族化、都市化の進展などを背景に、地域のつながりの希薄化や家庭・地域の教育力の低下が問題となっています。今後、21世紀を担うたくましい子どもたちを育てるため、家庭教育を総合的に支援するとともに、家庭、学校、地域社会がより強固な協力体制を確立し、青少年育成活動を展開するなど、子どもたちの健全育成を地域全体の課題として支援する環境整備が求められています。（図5-4-2参照）
- 生涯学習の拠点となる公民館などの利用環境の充実を図り、地域課題の解決や地域ネットワークの強化などに繋がる、地域づくり・人づくりを目指した社会教育を推進する必要があります。

図書館ネットワークの中心となる西条図書館

親子ふれあい交流体験（お川狩り）

図5-4-1　市立図書館における蔵書数の推移

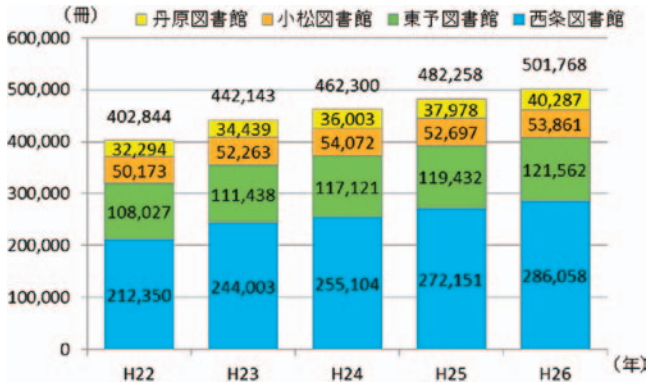

※各年３月末現在　資料：社会教育課調べ

図5-4-2　放課後子ども教室と親子ふれあい交流体験・通学合宿実施数の推移

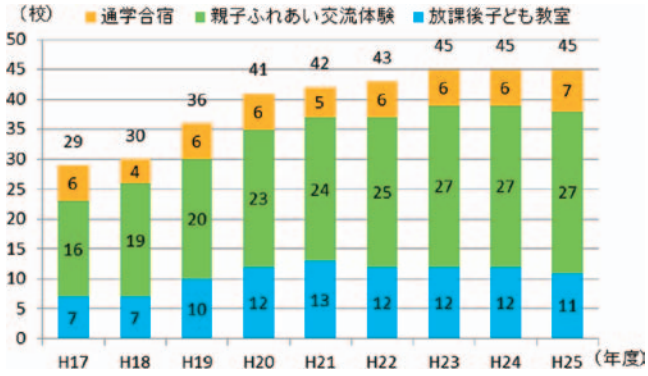

資料：社会教育課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●地域づくり、人づくりを目指した社会教育を推進します
- ●社会教育活動の基盤整備を推進します
- ●社会教育施設の利用促進を図ります

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
市民大学修了者数	232人	380人
公民館利用延べ人数	695,185人	743,000人
放課後子ども教室実施数	11教室	17教室

施策内容

（1）地域づくり、人づくりを目指した社会教育を推進します

① 市民の学習ニーズや地域課題などを的確に捉え、地域の自主性・主体性を活かした地域密着型の生涯学習を推進します。

② 学校・家庭・地域の連携により、社会性、協調性、豊かな心を持った青少年の育成を図ります。

③ 地域における危機管理意識の向上と公民館を拠点とした地域ネットワークの強化に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
多様な学習機会の提供	学習ニーズや地域課題などに対応する講座･教室の開設	市民大学等開設事業
公民館活動の推進	地域住民の参画による地域密着型の生涯学習の実現	公民館活動費
青少年健全育成の推進	家庭や地域における子育て環境の充実支援	21世紀を担う子育て事業 放課後子ども教室推進事業
各種社会教育団体の活動支援	団体の活動支援による地域ネットワークの強化	社会教育関係団体活動事業

（2）社会教育活動の基盤整備を推進します

① 市民の生涯学習に対する様々なニーズに対応する活動拠点として、公民館や博物館などの社会教育施設の基盤整備を図ります。

② 生涯学習推進講師の人材の発掘・活用や学習情報の提供など学習環境の充実を図ります。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
公民館施設の基盤整備	駐車場整備、バリアフリー整備、耐震改修	公民館管理運営費 公民館バリアフリー整備事業 公民館耐震改修事業
博物館など社会教育施設の整備	埋蔵文化財・郷土資料などの保存活用施設の充実	埋蔵文化財整理保存施設整備事業
学習環境の充実	市生涯学習推進講師の登録や学習情報の提供	社会教育一般管理費

（3）社会教育施設の利用促進を図ります

① 人づくり・まちづくり・情報発信の拠点として図書館を位置づけ、市内４館が連携した図書館のサービス機能の充実に努め、利用促進を図ります。

② 西条郷土博物館・五百亀記念館などの社会教育施設の利用促進を図るため、ワーキンググループなどの検討結果による社会教育施設の整理統廃合や再生を実施するとともに、展示内容の再編や企画展の充実に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
図書館のサービス機能拡充	蔵書の充実と４館連携による利便性の向上	図書購入事業（西条図書館・丹原図書館） 図書館システム機器更新事業
博物館など社会教育施設の利用促進	社会教育施設などの整理統廃合や再生の実施 展示内容の再編や企画展の充実	社会教育施設管理運営事業 五百亀記念館企画展開催事業

第１期（平成18～26年度）における実績

- 市民大学の開催、公民館における講座・教室の開催など、学習機会の提供に努めるとともに、広報紙、ホームページなどで情報提供を行いました。その結果、市民大学の延べ受講者数が921人（平成17年度）から、1,620人（平成25年度）へ増加しました。
- 市民の学びの場である図書館機能を向上させるため西条図書館と丹原図書館の整備を行い、4館による市内図書館ネットワークが構築されました。
- 旧施設の老朽化などに伴い、丹原公民館、石根公民館、大町公民館を整備しました。

第５節　人権・同和教育の推進

現況と課題

人権・同和教育リーダー養成講座

- 市民総ぐるみの人権・同和教育研修会などの推進を図るため、市民意識調査の結果を踏まえた学習機会を提供するとともに、研修会などへの積極的な参加や効果的な啓発活動の推進を図ってきました。（図5-5-1参照）しかし、参加者の固定化が見られたり、学んだことが知的理解にとどまり、日常的な人権感覚が十分身についていないという現状の中で、正しい行動化に繋がる、より実践的な学習が求められています。（図5-5-2参照）
- 人権施策推進体制の充実を図るため、人権文化のまちづくり基本計画に基づいた庁内推進計画を策定、実施するとともに、西条市人権教育協議会や愛媛県人権対策協議会西条支部との連携強化を図ってきました。今後とも、関係機関との連携強化を図り、地域と一体となった人権・同和教育を推進していく必要があります。
- 核家族化や生活習慣の多様化などにより、人間関係の希薄化が進み、豊かな人間関係を築いていくことが困難な時代へと移行してきました。また、国際化の影響により、多くの外国の人たちと日常的に接する機会が多くなりました。多様な価値観、生き方を持つ人たちと共存するためには、互いの違いを認め合い、相互理解を図っていくことが大切です。

図5-5-1　人権・同和教育に関る講演会・研修会・懇談会などの参加状況

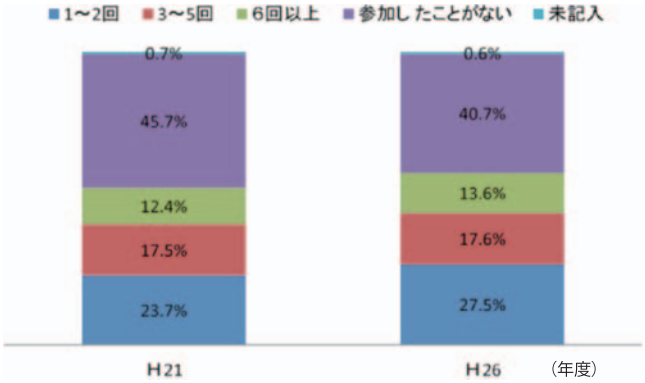

資料：人権問題に関する市民意識調査結果より

図5-5-2　同和問題が今も残っていると感じる市民の割合

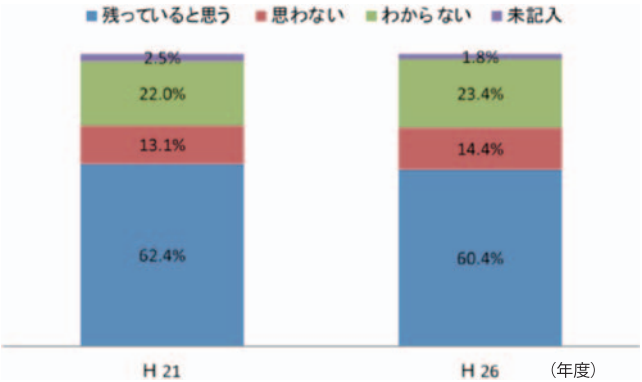

資料：人権問題に関する市民意識調査結果より

平成31年度までに取り組む施策内容

- 学習機会の拡充と啓発活動を推進します
- 推進体制の充実を図ります

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
講演会などに参加経験のある市民の割合	58.7%	64.0%
同和問題が残っていると感じる市民の割合	60.4%	58.0%

施策内容

（１）学習機会の拡充と啓発活動を推進します

① 人権・同和教育を生涯学習として位置づけ、全ての市民がいつでも、どこでも学べるよう、学校・家庭・地域及び職場などのあらゆる場において、人権問題を身近な問題として取り組むことができるように努めます。また、様々な機会を通した啓発活動を行い、人権尊重の理念が、地域に根付いていくよう取り組んでいきます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
人権・同和教育学習機会の提供	人権・同和教育講座、人権・同和教育リーダー養成講座など	人権教育推進事業
効果的な啓発活動の推進	人権を考える日のチラシ、人権カレンダーなど	人権教育推進事業

（２）推進体制の充実を図ります

① 人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、西条市人権教育協議会や関係機関･団体などとの連携をさらに深め、地域と一体となった人権・同和教育を推進します。

② 人権文化のまちづくり基本計画に基づき、人権課題解決に向けた全庁的な取り組みを推進します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
人権・同和教育関係団体との連携	西条市人権教育協議会活動の推進など	人権教育推進事業
人権文化のまちづくり庁内推進計画	人権文化のまちづくり条例具現化を図るため全庁的な取り組み	—

第１期（平成18～26年度）における実績

- 市民大学人権・同和教育講座を開催し、広く市民の人権意識の高揚を図ることができました。また、人権・同和教育リーダー養成講座を通して、地域のオピニオンリーダーの育成に努めました。
- 市人権・同和教育研究大会を開催し、効果的な人権・同和教育の在り方について協議を行いました。また全国人権・同和教育研究大会などへの積極的な参加を行い、各地の先進的な取り組みに学ぶとともに、本市の取り組みを全国に発信することができました。
- 広報紙へ人権・同和教育シリーズを掲載するとともに、人権を考える日（毎月10日）のチラシ作成・配布や公共施設にのぼり旗の設置を行うなど、広く啓発に努めました。
- 企業・事業所に対しては、人権・同和教育研修会を年２回開催するとともに、講師派遣や研修資料の配布などを行いました。

第６章

活力あふれる産業振興のまちづくり

施策体系

活力あふれる産業振興のまちづくり

- 第１節　農業の振興
  - (1)農業経営の安定化を支援します
  - (2)農業の基盤整備を推進します
  - (3)農業の持つ多面的機能の維持・発展に努めます
  - (4)地産地消や食育、都市と農村の交流などを推進します
- 第２節　林業の振興
  - (1)林業経営の安定化を支援します
  - (2)林業の基盤整備を推進します
  - (3)地元木材の活用促進を図ります
  - (4)森林の持つ多面的機能の維持・発展に努めます
  - (5)鳥獣害対策を推進します
- 第３節　水産業の振興
  - (1)水産業経営の安定化を支援します
  - (2)水産業の基盤整備を推進します
  - (3)水産業の持つ多面的機能の維持・発展に努めます
- 第４節　企業活動の活性化（ものづくり産業の振興）
  - (1)企業誘致と留置に努めます
  - (2)中小企業などのものづくり産業を支援します
- 第５節　商業の振興
  - (1)中心市街地の活性化を図ります
  - (2)商工関係団体などとの連携を強化し、地域商業の活性化を図ります
- 第６節　新規産業の創出
  - (1)新事業の創出と起業家の育成を図ります
  - (2)産学官金連携・農商工連携を推進します
  - (3)総合６次産業都市の実現を目指します
- 第７節　観光産業の創出
  - (1)観光推進体制・拠点の整備を図ります
  - (2)魅力ある観光ルートの確立と情報発信を図ります
  - (3)受け入れ体制の充実と“おもてなし”の向上を図ります
- 第８節　産業人材・雇用環境
  - (1)産業人材の育成を図ります
  - (2)就労機会の拡充を図ります
  - (3)労働環境の充実を図ります
- 第９節　西条の価値や魅力の向上（まちのブランド化）
  - (1)西条ブランドの構築・推進を図ります

第１節　農業の振興

現況と課題

加工用野菜の栽培ほ場

- 本市の農業は、市民の健康で豊かな食生活・食文化を支え、五穀豊穣に感謝する盛大な秋祭りなどの伝統文化との関係も深い、重要な産業です。
- 古くから瀬戸内の温暖な気候と豊富な地下水に支えられた県下最大の穀倉地帯であり、野菜や果樹、花き、畜産などとの複合経営が盛んに行われる四国有数の農業地帯です。
- しかしながら、農業従事者の高齢化や農業就業人口の減少などにより地域農業を支える担い手が減少し、耕作条件不利地での放棄地の増加や農業産出額の低下などが顕在化する中､海外からの輸入農産物の増加､国内農産物の価格低迷など、農業経営環境は非常に厳しい状況に陥っています。(図6-1-1･図6-1-2参照)
- こうした状況の中、効率的な農業を推進するため基盤整備事業を積極的に行うとともに、総合６次産業都市構想を推進する中で、農業経営における消費者ニーズを意識した計画的栽培、農産品のブランド化や輸出などを図ることにより、地域競争力を高め、安定した農業経営と農家所得の向上を目指すことが必要です。
- さらに、食の安全・安心への関心が高まる中、地元の農産物の素晴らしさを理解してもらうための食育や農業の魅力を発信するグリーン・ツーリズムなどの推進も重要となっており、こうした施策を迅速かつ効果的に実施するため、ＪＡや愛媛県、農業委員会などの関係団体と連携を密にすることが求められています。
- また、近年は国土保全や保健休養など農業・農村の持つ多面的機能が見直されており、農業者や地域住民による美しい農村風景の形成や農地、水路などの機能保全に資する活動に対する支援をさらに強化する必要があります。

図6-1-1　農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者数

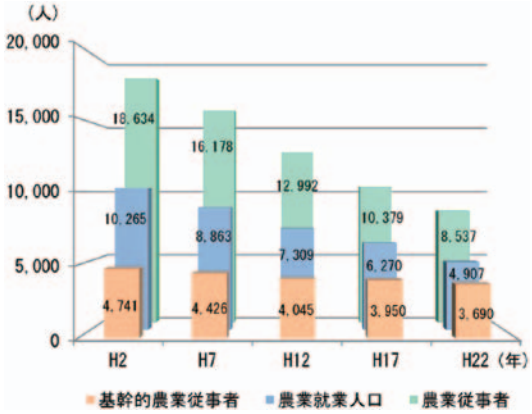

資料：2010農林業センサス

図6-1-2　経営耕地面積別農家数

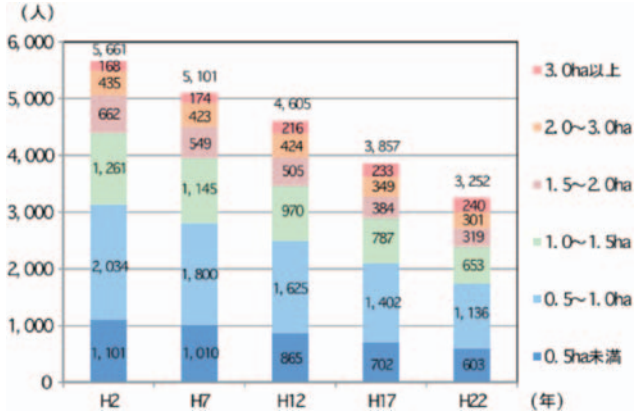

資料：2010農林業センサス

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●農業経営の安定化を支援します
- ●農業の基盤整備を推進します
- ●農業の持つ多面的機能の維持・発展に努めます
- ●地産地消や食育、都市と農村の交流などを推進します

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値 (平成25年度)	目　標　値 (平成31年度)
担い手への農地集積率	32.5%	40.0%
加工用野菜の年間延べ栽培面積	15ha	100ha
基盤整備率	31.4%	36.1%
多面的機能維持 直接支払対象面積	3,080ha	3,500ha
都市農山漁村交流施設滞在者数	1,385,353人	1,500,000人

施策内容

（１）農業経営の安定化を支援します

① 愛媛県内第１位の水田面積を誇る本市の水田農業を発展させるため、機械の導入や担い手への農地集積・集約などによる農作業の効率化、水田の裏作作物や飼料用米などの戦略作物の振興など水田フル活用に向けた施策を積極的に行います。

② 加工用野菜の契約栽培など消費者ニーズを意識した農業への支援を行い、需要動向に対応できる生産体制や産地化を促進します。

③ 愛媛県の「愛あるブランド」や商標登録などによるブランド力を活用し、輸出を含めた新たな販路の獲得など農家所得の向上を目指します。

④ 戦略的施策を迅速かつ効果的に実施するため、ＪＡや愛媛県、農業委員会などの関係団体との連携を強化します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
担い手農家の経営安定化支援	担い手農家の機械・施設の整備や経営規模の拡大を支援	経営体育成支援事業 農業制度資金利子補給 頑張る農家支援事業（担い手農地集積）
農地流動化の推進	人･農地プランに基づき、農地中間管理機構を活用して、担い手農家や集落営農組織への農地集積を促進	地域農業マスタープラン作成事業 農地中間管理事業
新規就農者の確保及び育成	奨学金の返還免除や青年就農給付金の交付などにより円滑な就農を支援するとともに、必要な機械・施設整備についても支援	新規就農者確保事業 新規就農者拡大促進事業
農業革新都市の実現	加工用野菜の産地化やマーケットインの仕組みづくりへの支援	（仮称）６次産業化ネットワーク交付金事業
振興作物の栽培推進	野菜、果樹、花きなどにおける振興作物の栽培拡大などの支援	頑張る農家支援事業（園芸施設整備） 果樹戦略品種等供給力強化事業
農業関係機関の連携推進	ＪＡや愛媛県、農業委員会など関係団体との連携事業の推進	（仮称）農業活性化推進事業

担い手農家の経営安定化支援

機械・施設の整備や経営規模の拡大を支援

振興作物の栽培推進

選果機の導入を支援し、栽培の拡大を図る

農業革新都市実現へのイメージ

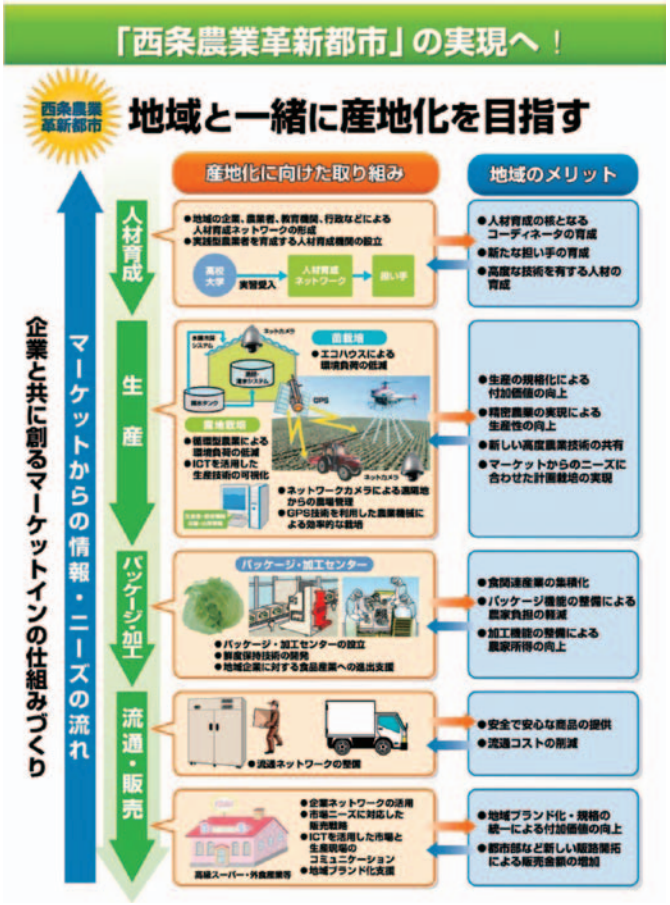

（２）農業の基盤整備を推進します

① ほ場整備事業などの推進により、農業環境の総合的な整備が進み、農地の利用集積や大型機械の導入が可能となるなど、効率的な農業経営を確立するとともに、秩序ある農業・農村環境の保全を図ります。

② 排水機・排水樋門・貯留施設などの整備により、効率的な排水をすることで、恒久的な湛水防除対策を図ります。

③ 防災対策事業の推進により、農業生産を維持し、農村居住者の生命や財産を守ります。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
ほ場整備などの推進	ほ場整備などを行うことにより、農業経営の近代化・安定化及び農業生産の体質強化を推進	国営緊急農地再編整備事業 / 県営農地整備事業 / 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 / かんがい排水事業 / 地域用水環境整備事業
湛水防除の推進	湛水防除施設の整備などにより湛水被害を未然に防止	湛水防除事業 / 農業水利施設ストックマネジメント事業
ため池などの整備推進	老朽化し危険なため池などを改修し、決壊などによる被害の未然防止とかんがい用水を確保	ため池整備事業

ほ場整備などの推進

湛水防除の推進

ため池などの整備推進

（３）農業の持つ多面的機能の維持・発展に努めます

① 農地や農村の機能を守るため、維持管理を担う集落営農組織の設立や新規就農者など担い手の確保を積極的に推進します。

② 中山間地など耕作条件不利農地での多面的機能を維持するため、適応作物や価値の高い品目の導入を図るとともに、国の施策を積極的に活用するなどして農地の保全を図っていきます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
集落営農の推進	地域農業の担い手として組織の活動及び機械・施設の整備を支援	頑張る農家支援事業（集落営農推進） 集落営農育成強化対策事業
農業・農村の多面的機能の維持	多面的機能を支える共同活動を支援 （担い手に集中する水路・農道などの管理を地域で支援）	農地維持支払事業 資源向上支払事業
中山間地域への支援	中山間地域などの条件不利地域（傾斜地など）と平地とのコスト格差是正や中山間地域に適した薬用植物などの栽培推進 棚田の再生支援	中山間地域等直接支払事業 薬用植物産地化支援事業 （仮称）棚田再生事業
耕作放棄地の再生	耕作放棄地の解消に取り組む生産者を支援	頑張る農家支援事業 （遊休農地解消、樹園地再編）

農業・農村の多面的機能の維持、中山間地域への支援

景観作物の栽培を支援

耕作放棄地の再生

（４）地産地消や食育、都市と農村の交流などを推進します

① 地産地消の拠点施設である産直市や地産地消イベントへの支援を行います。

② 都市と農村の交流を促進し、農産物をはじめとする西条市の魅力を発信するため、グリーン・ツーリズムの活動を支援します。

③ 地元の農産物の素晴らしさを理解してもらうため、学校や生活研究グループなどの食育活動を支援します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
地産地消の推進	農産物直売所における販売量の増加や、学校給食における地元農産物の利用率の向上などを支援	（仮称）地産地消推進事業
グリーン・ツーリズムの推進	観光農園や農産物直販所などの連携による観光ネットワークの構築を支援	（仮称）グリーン･ツーリズム推進事業
消費者と生産者の交流推進	消費者ニーズの把握、実需者とのマッチング、産地からの情報発信及び新たな販路拡大などへの取り組みを支援	生産者と消費者の絆構築モデル事業

グリーン・ツーリズムの推進

消費者と生産者の交流推進

第１期（平成18～26年度）における実績

- 経営体育成支援事業や集落営農育成強化対策事業などにより農家や組織への農業機械などの導入を促進しました。
- ほ場整備による農業基盤整備：（整備率）平成18年度＝26.9%　→　平成25年度＝31.4%
- ほ場整備２地区竣工、県営ほ場整備事業８地区着手
- 国営ほ場整備事業に向けた地区調査の着手
- 湛水防除施設２地区竣工、ため池11カ所を改修
- 新規就農者の確保・育成による担い手確保：平成18年度＝9人　→　平成25年度＝16人
- 認定農業者の確保・育成による担い手確保：平成18年度＝334人　→　平成25年度＝471人
- 中山間地域等直接支払事業により耕作放棄地の増加の防止、多面的機能の確保：
（事業対象面積）平成18年度＝167ha　→　平成25年度＝180ha
- 耕作放棄地解消：平成18年度＝0ha　→　平成24年度＝20.5ha
- 観光農園を中心としたグリーン・ツーリズムを推進し、学校との連携により農家民泊などを実施しました。

第２節　林業の振興

現況と課題

- 本市の南部及び西部地域は豊かな森林地帯を形成しており、その面積は35,288ha（平成26年４月１日現在）で、市域の約70％を占めています。そして、民有林面積27,783ha のうち、19,677ha がスギやヒノキを主体とした人工林（人工林率約71％）となっています。
- 人工林のうち約９割が、伐期を迎える森林や長伐期施業を必要とする森林で、この森林に対する適切な間伐などの森林施業が重要な課題となっています。（図6-2-1参照）
- しかし、木材価格の低迷に伴う林業の採算性の悪化などにより、林家などの経営意欲が薄れ、それが担い手の減少へと繋がり、森林の持つ水源かん養機能や、土砂流出防備機能などの公益的機能が十分発揮できない森林が存在するようになってきています。
- 今後は、遅れている森林整備の実施、生産活動の活性化を図るため、森林組合や林業事業体などの育成・強化を図るとともに、森林所有者、市民、森林組合、林業事業体などが一体となって、長期的な視点からの森林づくりと、地元産木材の活用促進、人材の育成などの基本理念のもと、各種施策を推進し森林を健全な姿で次世代に引き継ぐ必要があります。
- 最近、特に顕著になってきているシカなどの森林被害対策についても、個体数調整と防除対策の両面から農業被害対策と併せて引き続き取り組む必要があります。（図6-2-2参照）

西条産木材がふんだんに使われている西条市役所新館

図6-2-1　民有林間伐面積の推移

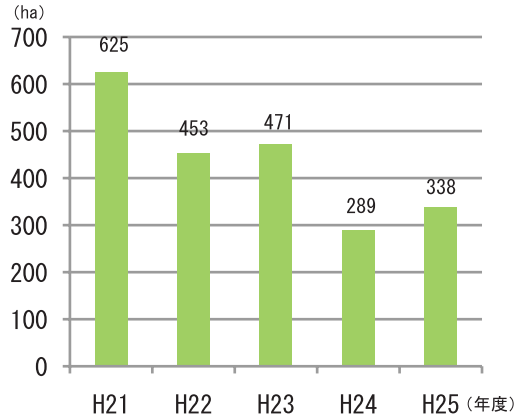

資料：東予地方局調べ

図6-2-2　シカの捕獲数

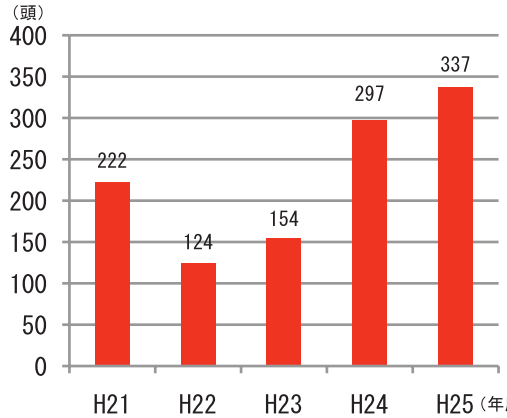

資料：林業課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●林業経営の安定化を支援します
- ●林業の基盤整備を推進します
- ●地元木材の活用促進を図ります
- ●森林の持つ多面的機能の維持・発展に努めます
- ●鳥獣害対策を推進します

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
民有林素材生産量	14,023㎥/年	20,000㎥/年
民有林間伐面積	338.05ha	500.00ha

施策内容

（１）林業経営の安定化を支援します

① 林業の中核的担い手である森林組合や林業事業体などの組織・機能の強化に努めるとともに、林業従事者を安定的に確保するため労働環境、労働条件の改善などを支援します。

② 森林を集約し、施業の機械化・共同化を進めることにより経営の安定を図ります。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
経営の安定化支援	施業の共同化を進める森林組合への助成	造林事業
林業団体・担い手の育成	森林組合、林業事業体などに対する支援	森林整備担い手確保育成対策事業

（２）林業の基盤整備を推進します

① 収益性のある優良材生産を促進するため、適切な間伐などの保育事業を推進し、健全で活力のある森林を造成します。

② 林業の生産性の向上と生産コストの低減を図るため、林道路網整備を推進し、高性能林業機械の導入を進め、林業経営基盤の強化に努めます。

林道網の整備

基本事業名	内　　容	主な予算事業
造林・育林の推進	総合的な森林整備を行う森林組合への助成	造林事業
林道の整備推進	加茂角野線、臼坂黒谷線、峰下影線他	森林基幹道開設事業/国補林道開設事業
高性能林業機械導入支援	高性能林業機械導入の林業事業体などに支援	森林整備担い手確保育成対策事業

（３）地元木材の活用促進を図ります

① 木材の地産地消の仕組みづくりを行い、林業の活性化と木材需要の拡大を図ります。

② 地元産材を積極的に利用した都市環境の木造化及び木質化を促進することで、人と地球環境にやさしく、自然災害にも強いまちづくりを目指す「木製都市構想」を推進します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
西条産材の普及促進	西条産材を使った施設などへの補助	西条産材活用促進事業

（４）森林の持つ多面的機能の維持・発展に努めます

① 森林の持つ水源かん養機能、土砂流出防備機能などの多面的機能を持続的に発揮させていくため、公的森林整備や森林組合などが行う造林や育林などの事業活動を支援するとともに、森林所有者や市民への啓発を行います。

水を育む森林

基本事業名	内　　容	主な予算事業
水源の森づくり	保水力があり災害に強い森林への再生	水源の森整備事業/市有林管理事業 造林事業

（５）鳥獣害対策を推進します

① 森林などに被害を与える有害鳥獣に対して、個体数調整と防除対策を組み合わせて効果的な有害鳥獣対策を推進します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
有害鳥獣対策	有害鳥獣の駆除、電気柵などへの補助	有害鳥獣対策事業

第１期（平成18～26年度）における実績

- 林道などの路網整備を推進し、フォワーダやハーベスタなどの高性能林業機械の導入を支援することで、生産性の向上や生産コストの低減が進みました。
- 有害鳥獣対策として、県、市及び関係者が連携して被害の把握に努め、鳥獣保護事業や農業被害対策と併せて、個体数調整や防除対策を組み合わせた効果的な被害対策を行いました。

第３節　水産業の振興

現況と課題

海苔養殖漁場

- 本市の水産業は、燧灘を主たる漁場とする漁船漁業と、古くは江戸時代から続く沿岸部に広がる広大な干潟を利用した海苔養殖業が中心で、新鮮でおいしい海の幸を市民の食卓へ届けるとともに、伝統的な食文化を次世代に繋ぐ重要な役割を担ってきました。
- しかしながら、担い手の高齢化や後継者不足による漁業従事者の減少や干潟の環境変化に伴う貝類をはじめとする水産資源の枯渇、輸入魚の増加や魚離れによる魚価の低迷、燃料及び資材の高騰など、水産業を取り巻く環境は、年々厳しさを増してきています。（図6-3-1・図6-3-2参照）
- こうした状況の中、地域漁業を守り育てるため、漁港や水産施設の整備及び築いその設置による水産基盤の充実、魚介類の種苗放流による資源造成、藻場づくり活動や漁場清掃による水産環境の改善などを行ってきましたが、担い手確保や経営の安定化のためには、最新の機械化導入による省力化や生産性の向上、共同利用施設の整備による利便性や安全性の確保、種苗放流や漁場環境の改善による資源の回復や、水産物への興味・関心を高めるための魚食普及啓発活動など、より積極的な水産振興策を進めることが必要となっています。
- また、近年は国土保全や保健休養など水産業の持つ多面的機能が見直されており、美しい漁村や浜辺、河川の風景や生態系を再生・維持させることによる多面的機能のさらなる強化を図る必要があります。

図6-3-1　漁獲量・漁獲高の推移

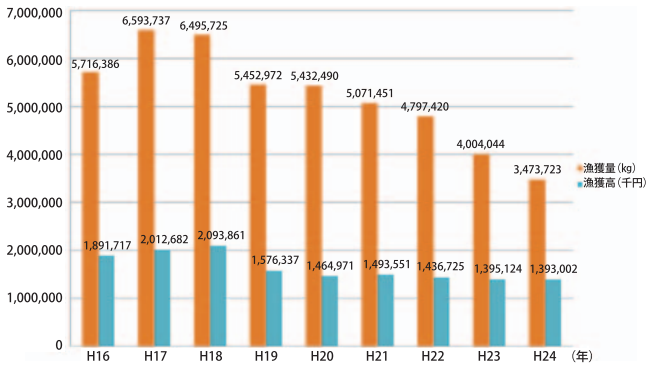

資料：愛媛県調べ

図6-3-2　魚種別経営体の推移

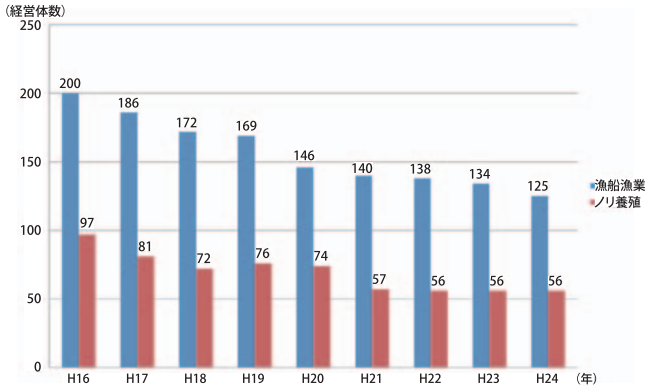

資料：愛媛県調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●水産業経営の安定化を支援します
- ●水産業の基盤整備を推進します
- ●水産業の持つ多面的機能の維持・発展に努めます

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
一経営体当たりの漁獲高	7,696千円（平成24年度末）	8,000千円
種苗放流	76万尾	80万尾
河原津漁港北防波堤改修率	8%	100%
年間藻場造成面積	0.2ha	0.3ha

施策内容

（１）水産業経営の安定化を支援します

① 水産資源の造成を図るため、内水面を含めた魚介類の種苗放流を推進します。
② 水産業経営の安定化を図るため、収益力強化に資する施設の整備や、漁業後継者育成支援を行います。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
水産資源造成支援	魚介類の種苗を放流し、水産資源の造成を図る	水産振興対策事業（種苗放流） 水産資源育成事業
水産業者の経営安定支援	収益力強化に資する施設を整備し、水産業経営の安定化を図る	漁業振興対策事業
青年漁業者の確保・育成	青年漁業者活動を支援し、漁業後継者育成を実施	水産振興対策事業

（２）水産業の基盤整備を推進します

① 漁業者が安心して漁業を営めるよう、漁港施設の補修を行い、防波堤など施設の長寿命化を図ります。
② 水産業の健全な発展と水産物の安定供給の確保のため、水産物加工処理施設などの整備を推進します。
③ 漁場の生産性を高めるため、漁場改良や漁場清掃などの漁場整備に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
漁港整備の推進	河原津漁港防波堤などの施設の長寿命化	漁港施設ストックマネジメント事業
水産物の安定供給	水産物加工処理施設などの整備を推進し、水産物の安定供給を図る	（仮称）施設整備支援事業
漁場環境の改善	漁場清掃活動など漁場環境の整備に対する支援	水産振興対策事業（漁場清掃）

（３）水産業の持つ多面的機能の維持・発展に努めます

① 藻場、干潟などの維持・保全、漁業関係者が行う植樹などの環境保全活動を支援します。
② 漁村文化、食文化などの伝承のため、教育と啓発の場の提供及び魚食普及活動に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
水産業の多面的機能の維持	藻場づくり活動、植樹活動、漂流漂着物処理、出前授業、魚食普及活動など、漁業者などが行う水産多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する活動に対する支援	水産多面的機能発揮対策事業

水産資源造成支援

漁港整備の推進

水産業の多面的機能の維持

第１期（平成18～26年度）における実績

- クルマエビ、ガザミ、ヒラメなど約950万尾、アサリ、バカガイなど約30ｔの種苗放流を実施しました。
- 西条地区船揚場上架施設を整備しました。
- 河原津漁港機能保全計画を策定し、河原津漁港北防波堤の一部について補修工事を実施しました。
- 藻場づくり活動、小学校への出前授業、魚を使った高校生料理コンテストなどの魚食普及活動などを実施しました。

第４節　企業活動の活性化（ものづくり産業の振興）

現況と課題

ベトナム産業調査ミッションの様子

- 日本経済は、国の各種政策効果が表れる中で、着実に上向いてきており、製造業を中心に収益の改善がみられ、さらには賃金の引上げの動きが広がるなど、経済の好循環に向け、前進を続けているとされています。
- 一方、本市は、臨海部を中心に非鉄金属、鉄鋼、半導体、輸送機械、飲料、化学などの大手企業が立地するとともに、技術力の高い中小鉄工・機械関連産業群が形成されており、四国屈指の製造品出荷額を誇っています。（図6-4-1・図6-4-2参照）
- しかしながら、地域の経済や雇用を支える重要な存在である中小企業・小規模事業者の多くは、未だ景気回復を実感するには至っておらず、依然として厳しい経営環境下にあり、地域経済に活力を生み出す取り組みが求められています。
- こうした中、ビジネスモデルの再構築や新市場開拓、技術開発など積極的な事業展開を支援し、地域産業の競争力強化を図る必要があります。
- さらに、豊富な水資源や高速交通網の整備など優れた立地環境を強みに、企業立地の促進を図るとともに、既存立地企業の設備投資に対する後押しや、新たな工業用地の確保など、企業ニーズに応じた施策を行う必要があります。

図6-4-1　四国における西条市の製造品出荷額等

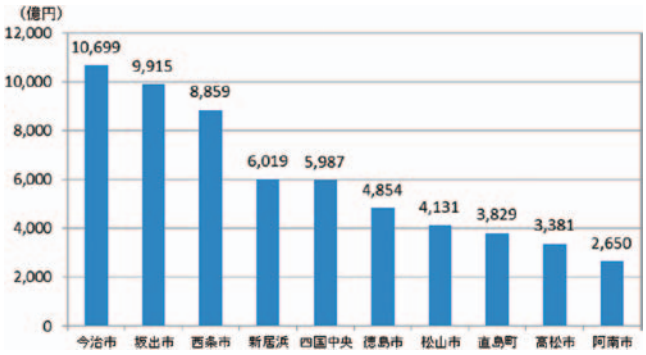

資料：平成24年工業統計調査より

図6-4-2　製造品出荷額等及び製造業従業者数の推移

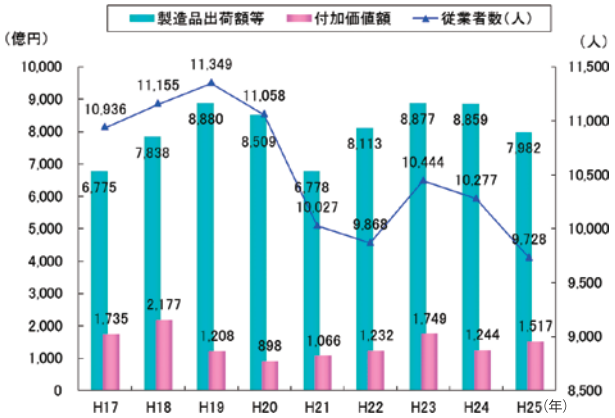

※平成25年は速報値　資料：工業統計調査より

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●企業誘致と留置に努めます
- ●中小企業などのものづくり産業を支援します

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
新事業、販路開拓、共同研究などに対する補助件数（累計）	42件	160件
立地企業数	30件	60件
市内ものづくり企業と市内外企業などとのマッチング件数	11件	20件
次世代人材育成プログラムへの参加児童数	298人	400人

施策内容

西条臨海工業団地

（１）企業誘致と留置に努めます

① 本市の強みである豊富な水資源など優れた立地環境を活かして、利水企業、食品加工関連企業をはじめとする高付加価値型産業など多彩な分野の企業誘致を促進します。

② 既存企業の操業環境の向上、設備投資を支援し、企業の留置対策を強化します。

③ 企業が立地しやすい環境整備を図るとともに、新たな工業用地確保について検討を行います。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
企業立地の促進	企業立地促進条例に基づく企業立地の促進	企業誘致対策事業

愛媛県、新居浜市と共同出展した「関西機械要素技術展」の様子

（２）中小企業などのものづくり産業を支援します

① 中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対し、適切かつきめ細かな支援を提供するため、株式会社西条産業情報支援センターの機能拡充・強化を図ります。

② 新たな設備導入や新分野への進出、大学・研究機関などとの共同研究、人材育成など企業競争力強化に資する取り組みを幅広く支援します。

③ 外部関係機関との連携を強化し、大手企業とのマッチング機会の創出や都市部で開催される大型展示会への出展、海外での事業展開を積極的に支援することなどにより、国内外における成長市場の獲得を推進します。

④ 将来の本市ものづくり産業を支え、その成長と発展を担う次世代人材の育成を推進します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
経営支援体制の構築	コーディネータ、アドバイザーなどの専門家を配置し、中小企業の事業展開を支援し、継続的なフォローアップを実施	地域産業活性化推進事業
ものづくり産業競争力の強化	ものづくり中小企業が取り組む、新事業展開、販路開拓、人材育成、業務改善、共同研究を支援	ものづくり中小企業競争力強化支援事業
国内外における新たな市場開拓推進	ものづくり中小企業による大型展示会への出展や海外展開を支援	ものづくり中小企業等新市場開拓戦略支援事業
ものづくり産業を支える次世代人材の育成	市内小・中学生に対し、本市ものづくり産業に対する理解促進、興味喚起を促すプログラムを提供	次世代ものづくり人材育成事業

第１期（平成18～26年度）における実績

- 企業立地促進条例に基づく奨励措置を活用して、積極的な企業誘致に取り組んだ結果、奨励金交付企業の新規直接雇用数（西条市民）が228名となりました。また、平成25年度に、本市の強みである豊富な水資源や地理的条件を活かした食品産業の集積と中小企業の雇用維持に繋がる積極的な設備投資を促進するため、企業立地促進条例を改正し、奨励措置を拡充しました。
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構四国本部、株式会社伊予銀行との連携・協力協定の締結や株式会社西条産業情報支援センターが経済産業省より「経営革新等支援機関」として認定を受けるなど、中小企業・小規模事業者に対する支援体制の拡充・強化を図りました。
- 平成25年度において、「ものづくり中小企業競争力強化支援制度」を新たに創設し、ものづくり中小企業の積極的な事業展開を幅広く支援しました。

第５節　商業の振興

現況と課題

- 近年、中心市街地を取り巻く環境は、郊外への大型商業施設の進出やインターネット販売などによる購買機能の多様化、中心市街地の人口減少・少子高齢化などの構造的な要因により、より厳しい状況が続いています。本市においても平成22年８月に商店街の核であった老舗デパートが閉店し、零細小売業の集合体である商店街にとって、非常に厳しい状況にあります。（図6-5-1・図6-5-2参照）
- 本市は、内閣府より認定を受けた「西条市中心市街地活性化基本計画」に基づき、平成20年７月から平成26年３月まで、「賑わいと回遊性の向上」「まちなか居住の推進」の実現を目標に各事業に取り組んできました。
- 今後は、「西条市中心市街地活性化基本計画」で行った事業を土台とした「人にやさしいまちづくり」に取り組み、人々が集うことができる魅力ある商機能を構築する地域コミュニティの形成を進めるとともに、市内全域への波及効果促進に努めていく必要があります。

「人にやさしいまちづくり」に取り組み、
地域コミュニティの形成を目指す商店街

図6-5-1　商店街の空店舗状況

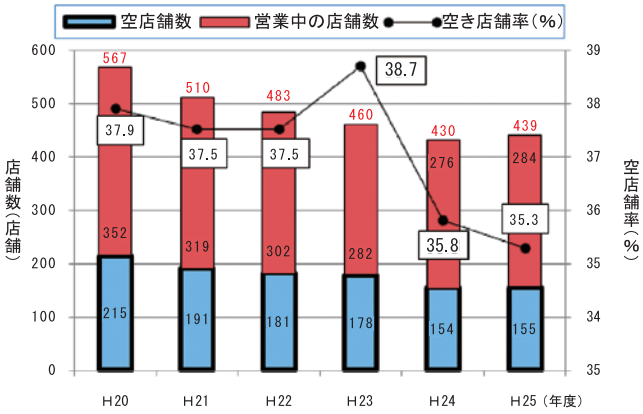

※毎年度２月から３月に調査　資料：商工振興課調べ

図6-5-2　中心市街地商店街の１日の通行量（休日）

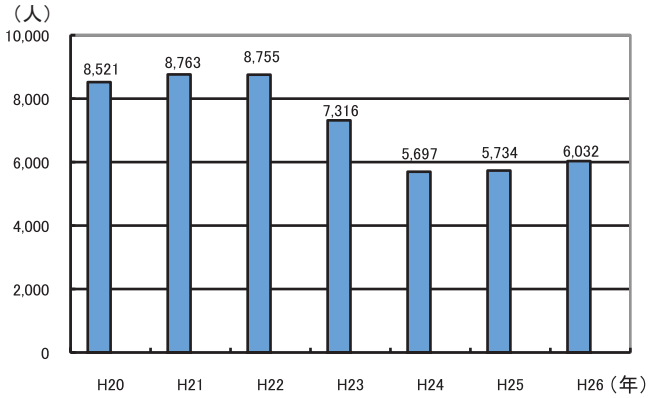

※休日＝各年８月の土曜日に調査　資料：商工振興課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

●中心市街地の活性化を図ります
●商工関係団体などとの連携を強化し、地域商業の活性化を図ります

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
商店街空店舗率	35.3%	33.0%
中心市街地商店街の１日の通行量	5,734人	10,000人
中心市街地の居住人口	8,877人	9,100人
市内小売業の年間商品販売額	95,449百万円	100,000百万円

施策内容

うちぬき水を使った
世界のコーヒーフェアの様子

（１）中心市街地の活性化を図ります

① 中心市街地には、商業機能と併せて人が集うことができるコミュニティ機能が求められています。周辺の各施設・事業者と連携しながら、商店街団体の自立を促すとともに、多様な都市機能が十分に発揮できる各種取り組みを積極的に支援し、魅力ある中心市街地の形成に努めます。

② 空き店舗への出店を計画する商店街団体や事業者を支援し、商店街における業種･業態の拡大を図ることで､中心市街地商店街が持つ機能を向上させ、まちなかの賑わい創出を図ります。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
人が集う商店街づくりに向けた支援	商店街団体などの運営支援と連携によるまちなか活性化	商店街活性化事業
空き店舗活用による賑わいの創出支援	空き店舗を活用する商店街団体及び事業者に対する支援	商店街空き店舗活用事業

産業文化フェスティバルの様子

（２）商工関係団体などとの連携を強化し､地域商業の活性化を図ります

① 商工会議所・商工会と地元経営者と連携して SNS や情報技術など商業経営の近代化に取り組み、地域特性を活かした商業の活性化を推進します。

② 中山間部や地域商店の撤退などにより徒歩圏内に商店が不足している地域における高齢者などの買い物弱者の方に対し、買い物機能を確保・維持する対策を検討するとともに、その解消に向けた取り組みを支援します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
商工関係団体との連携強化	商工会議所や商工会などに対する運営支援と連携	産業文化フェスティバル事業
買い物弱者解消に向けた支援	市内全域を対象とした買い物弱者対策事業に対する支援	買い物弱者対策事業

第１期（平成18～26年度）における実績

- 平成20年７月から平成26年３月末まで内閣府認定「西条市中心市街地活性化基本計画」に掲げた事業を遂行しました。
- 毎年４月下旬に「産業文化フェスティバル」を開催し、商工会議所・商店街・地元事業者との連携のもと、本市の産業文化の振興及び発展を図りました。

第６節　新規産業の創出

現況と課題

- 地域経済を取り巻く環境が大きく変化していく中、本市では、柔軟な産業構造への転換と地域経済の持続的発展を実現するため、企業誘致による「誘致外来型」の産業政策に加え、地域資源を活用した新規産業の創出や起業家の育成、新たな産業分野への進出支援などにより、地域活性化の原動力を強化する「内発型」の産業政策を推進しています。
- そのような中、地域経済に活力を与えるとともに、新たな雇用の確保に繋がる新事業創出や創業の促進、有望な起業家の育成に取り組む必要があります。（図6-6-1・図6-6-2参照）
- 一方、本市の農水産品の多くが県下第１位の出荷量を誇っており、これらと人材、技術、その他の資源を有機的に結びつけ、地域産業の「総合力」を活かすことができる取り組みを推進していく必要があります。

新規産業創出の拠点
西条市産業情報支援センター

- 特に、これまで本市が全国に先駆けて進めてきた総合６次産業都市の実現に向けた取り組みについては、農産物加工分野に新たな事業が誕生するなどの成果が出てきたことから、本市の農業潜在力を最大限に発揮し、地域農業の構造改革に資する施策として、これを前進・展開させることが急務となっています。

図6-6-1　職業（大分類）別就業者数の推移

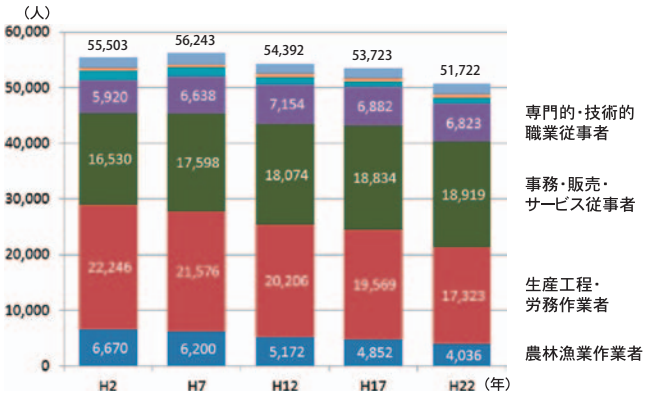

資料：国勢調査から引用

図6-6-2　インキュベータ室・SOHO 支援室入居件数の推移

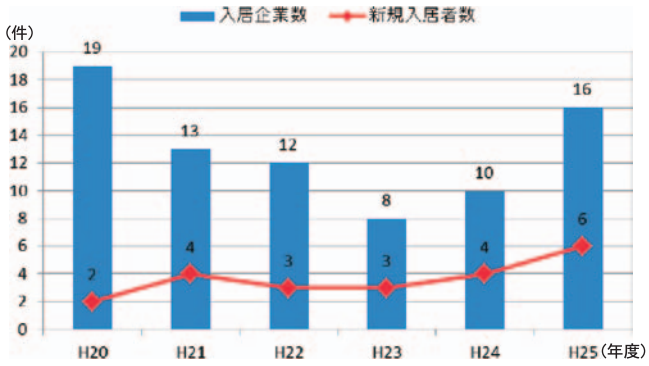

※各年度３月末日に調査　資料：商工振興課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●新事業の創出と起業家の育成を図ります
- ●産学官金連携・農商工連携を推進します
- ●総合６次産業都市の実現を目指します

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
創業支援による創業実現数	5件	10件
新たに拡大した加工用野菜の販売額	－	11億円
地域資源を活用した新規産業への事業展開支援数	2件	10件
食関連企業の誘致数	1件	5件

施策内容

いよぎん西条みらい起業塾の様子

（１）新事業の創出と起業家の育成を図ります

① 西条市産業情報支援センターを拠点とし、新事業の創出や新分野への進出支援などに取り組みます。

② 経済産業省より認定を受けた「創業支援事業計画」に基づき、関係機関との連携のもと、ワンストップ相談窓口の設置、インキュベーション支援、起業塾、セミナーの開催などにより、創業を支援し、起業家の育成を図ります。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
創業の促進と起業家の育成	創業支援事業計画に基づく各種創業支援事業の実施	―

商品開発セミナーの様子

（２）産学官金連携・農商工連携を推進します

① 大学、研究機関、企業、金融機関などとの多様な連携により、優れた技術シーズ及び専門的知見と中小企業が有する技術・アイデアの融合による新しいものづくりの事業化や知的財産の保護などに取り組みます。

② 農林水産業と商工業などの連携を促進することにより、互いの強みや特色ある地域資源を活かした新商品の開発や販路の拡大など、新たなビジネスモデルの構築を推進します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
地域資源を活用した新商品開発の推進	各種セミナー・マッチングの開催 PR 活動、情報収集、メディアなどへの情報発信と食の創造館の機能強化	地域農商工連携促進対策事業
農商工連携による地域新産業の創出	各種補助事業に関する申請サポート・専門家派遣	地域農商工連携促進対策事業

総合６次産業都市推進会議の様子

（３）総合６次産業都市の実現を目指します

① １次から３次までの全ての産業が連携することで地域に持続可能な新しい産業を生み出し、生産から加工・流通までの流れが一つの地方都市の中に存在する総合6次産業都市の実現に向け、積極的に各種施策を推進します。

② 先駆的な取り組みとして、マーケットインの考え方を基本とした農産物の生産、加工、流通という一連の流れを構築する農業革新都市の実現を目指します。

③ 各種施策の推進に当たっては、関係分野におけるトップレベルの学識経験者の知見を活かし、各種事業の着実な進展を図ります。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
高度人材育成の仕組みづくり	高等教育機関と連携し、総合6次産業都市を支える高度人材の育成	西条農業革新都市推進事業
総合６次産業都市推進会議の開催	全国トップレベルの学識経験者による総合６次産業都市の実現に向けた検討会議の開催	西条農業革新都市推進事業

第１期（平成18～26年度）における実績

- 貿易商社、食品メーカー、農協などとの連携のもと、タイ国への四国産品輸出プロジェクトに取り組み、四国発の輸出ルートの確立が実現しました。
- 食品加工流通コンビナート構想の具現化へ向け、ＭＨ冷水製造システム※を活用した、いちごの周年栽培と閉鎖循環型温度管理陸上養殖の実証試験を実施し、農商工連携による新食料生産技術の基盤構築が進められました。
- 総合６次産業都市の実現に向けた取り組みについて、平成23年12月に国から地域活性化総合特区の指定を受け、平成26年５月には同じく国から地域活性化モデルケースの選定を受けました。具体的な事業としては、農産物加工工場の竣工など農産物の生産機能及び加工・流通機能の仕組みづくりを行い、総合６次産業都市としての基盤を構築しました。
- 関係機関との連携により策定した「創業支援事業計画」が、産業競争力強化法に基づき、経済産業省及び総務省の認定を受け、創業希望者、創業者に対する支援体制が強化されました。

※ＭＨ冷水製造システム…水素吸蔵合金が水素を吸収するときに発熱し、放出するときに吸熱するという性質を利用した環境にやさしい冷水製造システム。

第７節　観光産業の創出

現況と課題

石鎚山の紅葉

- 本市には、石鎚山に代表される豊かな自然や歴史遺産、四国で唯一の鉄道文化館、名水百選に選ばれた自噴水「うちぬき」、全国に誇れる豪華絢爛「西条まつり」など、個々の魅力に満ちている観光資源が数多く存在しています。既存の観光資源を磨き上げ、魅力ある観光資源を売り出し観光客の満足度を高め地域全体の活性化を図る必要があります。（図6-7-1・図6-7-2参照）
- 近年の観光は、団体客ではなく少人数のグループによる旅行者が増加していますが、気軽に本市を訪れ宿泊ができる周遊観光ルートが確立されていません。地域の魅力を来訪者に体感してもらうために新たな観光ルートを開発し、効果的な宣伝・情報の発信を行い観光客の拡大に努める必要があります。
- 今後、来訪者の新しいニーズ（グルメ、体験、癒しなど）に対応できるよう観光拠点の整備を図るとともに、再び訪れてみたいと思ってもらえるように受け入れ体制の充実と観光客に対する“おもてなし”の向上を図っていく必要があります。
- また、国内観光客だけでなくインバウンド観光の推進を図り、外国人旅行者の様々なニーズに応えることのできる観光地域づくりを進めるため、関係機関と連携し取り組む必要があります。

図6-7-1　分野別観光入込客数

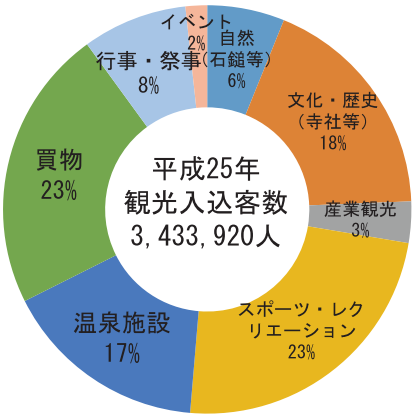

資料：観光物産課調べ

図6-7-2　宿泊施設数と宿泊者数の推移

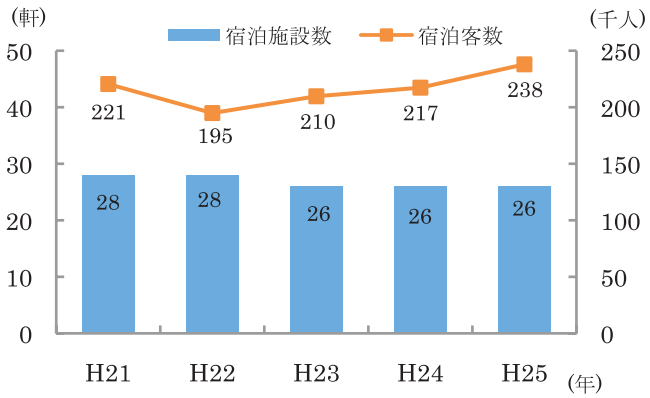

資料：観光物産課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●観光推進体制・拠点の整備を図ります
- ●魅力ある観光ルートの確立と情報発信を図ります
- ●受け入れ体制の充実と“おもてなし”の向上を図ります

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
観光入込客数	3,433,920人	3,777,000人
観光客宿泊数	237,950人	261,000人
鉄道歴史パーク in SAIJO ブログなどアクセス数	29,274件	60,000件

施策内容

四国鉄道文化館南館

（１）観光推進体制・拠点の整備を図ります

① 石鎚山系観光ルートや鉄道歴史パーク in SAIJO、武丈公園周辺、石鎚ふれあいの里、本谷温泉周辺、石鎚山ハイウェイオアシス、椿交流館などの観光拠点の整備、機能の充実を図り、来訪者のための利便性の向上と安全性を確保し観光客集客を推進します。

② 外国人旅行者が安心して快適に、観光・移動・滞在することができるプログラムの造成、観光案内標識などの環境整備に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
観光拠点の整備・維持管理	鉄道歴史パーク in SAIJO、石鎚ふれあいの里、本谷温泉周辺、石鎚ハイウェイオアシスなどの観光拠点の整備、維持管理	観光施設整備事業
国際観光戦略の展開	インバウンド観光の推進･外国人観光客受け入れ環境の整備	観光施設整備事業

（２）魅力ある観光ルートの確立と情報発信を図ります

① 新しい周遊ルートを作り上げ、観光資源についてのプロモーションを強化し、魅力ある観光メニューを提供することにより観光客の誘客を図ります。

② 観光ニーズの多様化に柔軟に対応するため関係機関との連携を図りながら、広域観光にも積極的に取り組み、広域での情報発信力を高めます。

③ 魅せる観光ホームページづくりに努め、情報のネットワークを活用して、各種イベントや特産品などの魅力ある観光情報の発信に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
各種観光イベントの開催支援	西条まつり、夏彩祭、丹原七夕夏まつり、小松町ふるさと祭りなどのイベントに対する支援	観光振興費
観光資源・観光ルートの開発	地域独自の観光資源･広域観光を活用したルートの開発	着地型観光ツアー誘致事業
石鎚山岳観光の振興	石鎚山系の奥深い魅力を情報発信し山岳観光の振興を図る	石鎚山魅力発信事業
観光宣伝の充実	魅力あるホームページ・観光パンフレットの作成 首都圏旅行会社に対して観光客誘致セールスを実施	観光宣伝事業

観光交流センターでの物産販売

（３）受け入れ体制の充実と“おもてなし”の向上を図ります

① 観光スポットの案内役を務め、観光振興の一端を担う観光ボランティアを養成し、効率的なガイド案内を実施し、受け入れ体制の充実と“おもてなし”の向上に努めます。

② 個人・少人数グループ旅行や団体など、多様化する旅行スタイルに対応する受け入れ体制の整備に努めます。

③ 観光交流センターでの物産販売強化や観光協会が実施する各種事業の支援に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
受け入れ体制の充実と“おもてなし”の向上	案内人（ガイド）の育成・組織化	西条市「観光ボランティアガイド」養成事業
物産販売の推進	観光交流センター、各種イベントなどでの物産販売体制などの確立支援	物産販売推進事業

第１期（平成18～26年度）における実績

- 平成19年度にＪＲ伊予西条駅前に「鉄道歴史パーク in SAIJO」がオープンしました。パーク内にある観光交流センターでは、平成26年４月から本市の特産品や鉄道グッズの販売を始めるとともに、同年7月には、ＪＲ伊予西条駅の南側に「四国鉄道文化館南館」がオープンし、既存の０（ゼロ）系新幹線とＤＦ50形ディーゼル機関車に加えて、Ｃ57形蒸気機関車、キハ65形気動車、ＤＥ10形ディーゼル機関車、フリーゲージトレインの4両を新たに展示したほか、列車運転が体験できるジオラマや鉄道標識、信号機なども展示することで、魅力情報発信機能を強化しました。
- 平成26年度には石鎚山の魅力発信事業として、合併10周年を記念した登頂記念証の配布や石鎚山系での山岳スポーツを実施することで山岳観光資源の情報発信にも力を入れました。

第８節　産業人材・雇用環境

現況と課題

職場見学マッチング

- 景気回復の兆しが徐々に表れつつあり、リーマンショック以降急速に悪化した雇用情勢は、管内有効求人倍率が１倍を上回るなど改善の兆しがみられます。（図6-8-1参照）しかし、地域経済への波及はまだまだ限定的であり、多くの企業では、絶えず新規事業の立ち上げや、既存事業の見直し・再生などにより、新たな付加価値を創出していかなければ淘汰される、非常に厳しい状況が依然として続いています。こうした中、各企業では、既存の人材の能力開発に取り組む一方で、新たな人材の確保においては、基礎的能力はもちろんのこと、それ以上に職業意識のある人材を求めるようになってきています。
- このような状況を踏まえ、本市では、次世代の地域を担う人材育成を雇用対策における重要課題として取り組む必要があります。
- また、改善しつつある雇用情勢も、正社員有効求人倍率は0.66倍（平成25年度平均）、雇用促進が求められている障害者雇用も、引き続き厳しい状況であり、就業機会の創出のための諸施策に取り組むとともに、企業に対する求人開拓などの働きかけを行う必要があります。（図6-8-2参照）

図6-8-1　有効求人倍率の推移

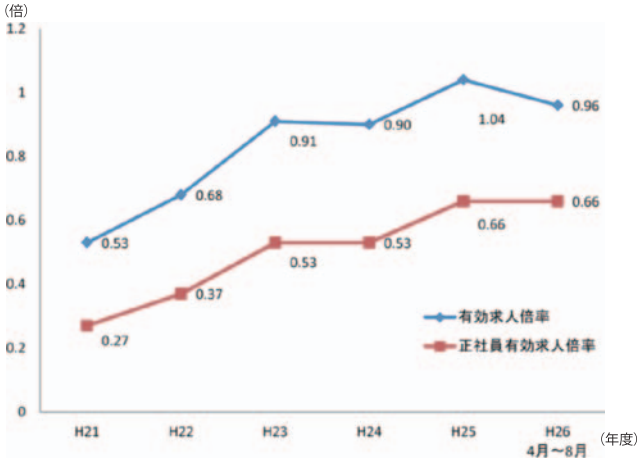

※各年度における有効求人倍率の平均値
（「H26 ４月～８月」は各月の平均値）
資料：ハローワーク西条提供

図6-8-2　障害者求職者（各年度末）の推移

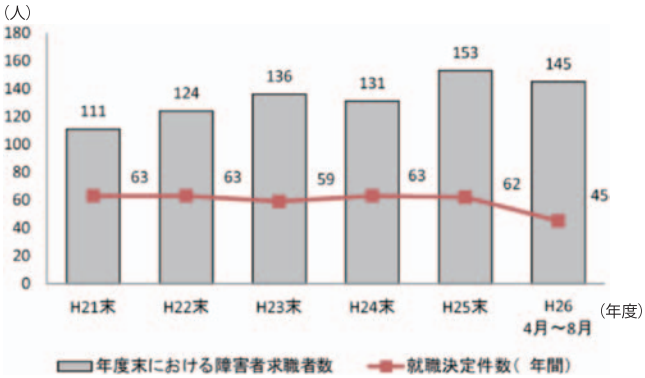

※「H26 ４月～８月」は各月末にる求職者数の平均値
資料：ハローワーク西条提供

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●産業人材の育成を図ります
- ●就労機会の拡充を図ります
- ●労働環境の充実を図ります

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
起業家教育・キャリア教育プログラム受講者数	621人	700人
女性チャレンジスクール受講者数	20人	30人
就業機会創出事業参加者数	307人	350人
地域労働者の福祉向上を目的とした融資制度利用額	137,360千円	178,568千円

施策内容

（1）産業人材の育成を図ります

① 小・中学生や高校生など次世代を担う学生層の早期職業人材養成を図るため、地域と学校、行政が密接に連携し、「起業家マインド」を育む各種プログラムを実施します。

② 女性向けキャリアアッププログラムを実施し、地域の有能な女性人材の掘り起こし・育成を図り、もって女性の職業的自立と社会進出を支援します。

うちぬき創造塾

基本事業名	内　　容	主な予算事業
次世代（学生層）を対象とした起業家教育の推進	小･中学生や高校生など、次世代人材の産業人材育成を目的とした起業家教育･キャリア教育プログラムの実施	起業家マインド醸成事業
女性人材の育成・活性化	職業的自立を目指す女性を対象とした女性チャレンジスクールの開催	女性チャレンジスクール事業

（2）就労機会の拡充を図ります

① 地域で育った人材が、その能力を地域で存分に発揮できるよう、地元企業とのマッチングを積極的に行い､雇用機会の拡大や就労の定着化を図ります。

② 次世代人材（学生層）や障害者、ニート・フリーターなどの雇用促進と、都心部などからの移住希望者の定住促進を目的として、地元企業への求人開拓活動などによる就労の場の創出を図ります。

③ 地域資源を活用した新規産業の創出や積極的な企業誘致活動の推進などにより、雇用機会の拡大を図ります。

人材マッチング・合同就職面接会

基本事業名	内　　容	主な予算事業
就労機会の創出	地域人材と地域企業との出会いと企業情報提供の場の創出を目的として、合同就職面接会や就職フェアなどのマッチング事業を開催	雇用促進対策事業

（3）労働環境の充実を図ります

① 勤労者が安全かつ快適に働くことができるよう、労働環境の向上を図ります。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
勤労者福祉の向上	地域労働者の福祉向上を目的とした地域労働者福祉団体に対する活動支援及び勤労者の生活環境向上を目的とした低利融資制度の実施	勤労者融資制度預託金事業

第１期（平成18～26年度）における実績

- 次世代を担う産業人材の育成を図るため、多くの小・中学生や高校生に対し、基礎的職業観や社会観などの醸成に繋がる各種プログラムを提供しました。
- 「リーマンショック」に端を発し平成20年11月以降悪化した地域雇用情勢に対する緊急雇用対策として、国の交付金事業である「ふるさと雇用再生事業」及び「緊急雇用創出事業」を活用し､延べ594名の離職者に向けて就業機会を創出し、また在職者に向けては処遇改善を図りました。
- 地域人材と地域企業との出会いの場としてマッチング事業を開催し､延べ1,802名が参加､77件の就職が決定しました。

第９節　西条の価値や魅力の向上（まちのブランド化）

現況と課題

西条市食の創造館

- 本市は、石鎚山を源とする加茂川によりかん養された良質で豊富な地下水伏流水「うちぬきの水」をはじめ恵まれた環境の中、優れた農水産品が数多くあります。また、四国八十八箇所、観光農園、温泉、産直市場など、観光の見所もたくさんあります。これら各種の地域資源を有機的に活用することにより、地域ブランド力が向上する可能性を有しています。
- しかしながら、こうした他に誇れる優良な地域資源があるにもかかわらず、本市及び本市農水産品の知名度は全国的に見ると未だ低い状況にあり、あまり知られていないというのが現状です。
- そこで、食の情報収集・発信拠点として整備した西条市食の創造館のさらなる活用などにより、優位性や独自性のある地域資源のブランド化と販路拡大、農商工連携による新商品開発などを推進し、市のイメージを高め、地域全体のブランド化を図る取り組みが求められています。（図6-9-1参照）

図6-9-1　西条市食の創造館利用者数の推移

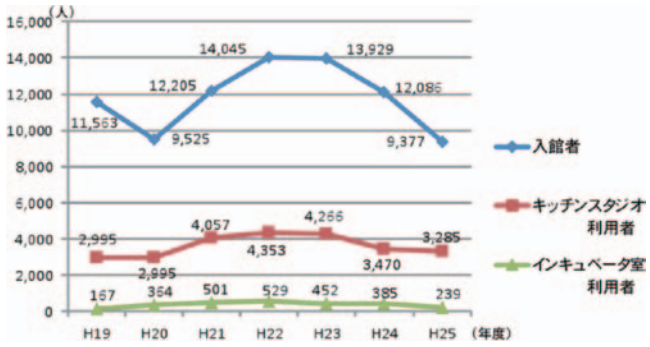

資料：産業政策課調べ

大消費地でのＰＲ事業（物産展・横浜）

野菜ソムリエとの連携によるＰＲ事業
（野菜ソムリエコンベンション・東京）

平成31年度までに取り組む施策内容

●西条ブランドの構築・推進を図ります

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
地域資源を活用した商品開発数（累計）	2件	10件
愛あるブランド認定数（累計）	14件	19件

施策内容

（１）西条ブランドの構築・推進を図ります

① 石鎚山、うちぬきの水に代表される豊かな自然環境、そこで生産される優位性のある農水産品をリーディングブランドとして広く情報発信し、西条ブランドの定着化を図ります。

② 地域資源の供給者と実需者とのマッチングを積極的に実施し、販路の拡大を推進します。

③ 食の創造館を拠点として、農業団体、生産者、野菜ソムリエなどと連携しながら、本市の「食」の情報発信に努めます。

④ 本市特有の地域資源を活用し、西条ならではの特産品開発を推進します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
地域ブランド化の推進	西条産品の情報発信、販路開拓	西条ブランド推進事業
特産品開発の推進	地域資源を活用した特産品開発	地域資源を活用した新商品開発推進事業 食の創造館管理運営事業

瓶ヶ森から望む石鎚山

うちぬきと地元野菜

裸麦

愛宕柿

春の七草

第１期（平成18～26年度）における実績

- 平成19年４月１日、西条ブランドの確立及び総合６次産業化を推進する拠点施設として「西条市食の創造館」がオープンしました。
- 農協と行政と企業が連携して本市の地域資源であるゼスプリゴールドキウイの加工品開発に取り組み、リキュールやジュース、アイスクリームが商品化されました。
- 野菜や果物の魅力や感動を周りに伝えることができる野菜ソムリエを育成し、食育講座を開催したり野菜ソムリエの情報誌「さくり」を発刊することで、地域の食文化の向上が図られました。
- 供給者と実需者のマッチングを図ることで、販路の拡大が図られました。
- 西条ならではの特産品開発を推進するため、平成26年度から新たな補助制度を創設しました。

第７章

構想の実現に向けて

施策体系

構想の実現に向けて

- 第１節　協働のまちづくりの推進
  - (1)協働のまちづくりを推進します
  - (2)市民活動団体の育成・支援を図ります
  - (3)市民活動団体のネットワーク化を図ります
- 第２節　地域コミュニティ活動の促進
  - (1)地域コミュニティ活動を支援します
  - (2)コミュニティ施設の整備を支援します
- 第３節　時代の変化に対応した地域づくり
  - (1)大学等研究機関との交流・連携を推進します
  - (2)男女共同参画を推進します
  - (3)国際交流を推進します
- 第４節　経営感覚のある行財政運営の実践
  - A　行政運営
    - (1)スリムで質の高い行政運営システムを構築します
    - (2)人材の有効活用及び資質向上を図ります
    - (3)国・県及び他市町との連携を強化します
  - B　財政運営
    - (1)健全な財政運営を推進します
    - (2)公共施設の有効活用を推進します
- 第５節　行政情報の運用
  - A　情報管理
    - (1)情報システムを適正に管理します
    - (2)個人情報を適正に管理します
    - (3)行政サービスの電子化を推進します
  - B　情報公開
    - (1)広聴制度の充実を図ります
    - (2)広報制度の充実を図ります
    - (3)情報公開・情報共有を推進します

第１節　協働のまちづくりの推進

現況と課題

地域が連携した防災研修

- 現在、本市も少子高齢化への対応、地域経済の再生、南海トラフ巨大地震への備えなど、様々な課題に直面しています。
- また、人々のライフスタイルの多様化、社会経済情勢の変化などに伴い、地域課題や住民などからのニーズも多様化し、行政のマンパワーや財源には限りがある中､行政だけでの対応では十分な成果を上げることが難しくなってきています。
- こうした中、住民にとって最も身近な市民活動団体である自治会は、従来から福祉、環境保全、広報、防災、防犯など様々な分野で精力的に活動しています。
- さらに近年、ＮＰＯ法人、ボランティア団体、企業などの様々な主体がまちづくりや社会貢献活動などを活発に展開しており、従来のように行政が全ての公共サービスを担うのではなく、様々な主体が共に「公共」を担っていくという意識を住民と行政で共有することが求められます。（図7-1-1･ 図7-1-2参照）
- そして、行政、住民、自治会、ＮＰＯ法人、ボランティア団体、企業などの様々な主体が目標を共有し、お互いの立場や特性を理解し、対等なパートナーとして連携・協力しながらまちづくりや地域課題の解決、地域福祉の向上などに取り組む「協働のまちづくり」を計画的かつ総合的に推進していくことが必要です。

図7-1-1　ボランティア登録団体数の推移

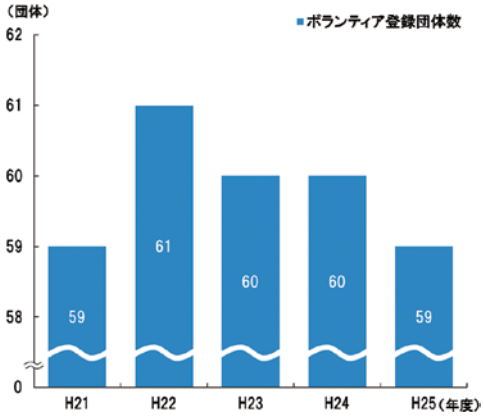

※まちづくりボランティア事業及び福祉ボランティア活動助成金事業登録団体数　　資料：市民生活課調べ

図7-1-2　ＮＰＯ法人数の推移

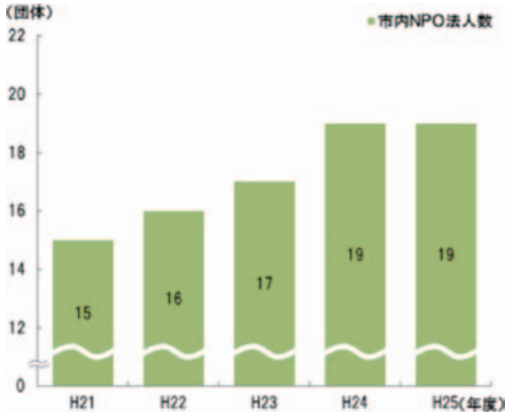

資料：市民生活課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●協働のまちづくりを推進します
- ●市民活動団体の育成・支援を図ります
- ●市民活動団体のネットワーク化を図ります

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
ボランティア登録団体数	59団体	70団体
ＮＰＯ法人数	19法人	30法人
（仮称）西条市市民活動支援センター利用登録団体数	―	150団体

施策内容

（１）協働のまちづくりを推進します

① 自治会などの地縁組織やＮＰＯなどのテーマで結びついた市民活動団体など、様々な主体が連携してまちづくりに取り組むことができるよう、必要な場の提供やきっかけづくりを行います。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
協働のまちづくりの推進	協働のまちづくりの活動拠点の整備	（仮称）西条市市民活動支援センター設置事業

（２）市民活動団体の育成・支援を図ります

① 市民主体のまちづくり及び協働のまちづくりを推進するため、その担い手となる人材及びＮＰＯ法人やボランティア団体など、市民活動団体の育成・支援を行います。

② ボランティアセンターと連携し、ボランティアの普及・啓発、活動者の育成や組織の充実を図るための研修機会を提供します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
協働の担い手となる人材及び団体の育成	研修会、セミナー開催を通じた人材育成	協働のまちづくり推進事業
市民活動団体の育成・支援	公益的な活動を行う団体への助成制度の創設	—
	ボランティアの普及・啓発、ボランティア活動者及び団体の支援	ボランティアセンター設置事業

（３）市民活動団体のネットワーク化を図ります

① （仮称）西条市市民活動支援センターを中心としたネットワークを構築し、市民活動団体間の交流･連携を促進します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
市民活動団体のネットワーク化	市民活動団体のネットワークを構築し、団体間の連携を促進	—

様々な団体が協力して開催したウォーキング大会

ボランティアフェスティバル

第１期（平成18～26年度）における実績

- ボランティア団体の活動費補助による育成・支援に努め、ボランティア活動の推進に努めました。また、まち美化パートナー制度の推進を図り、団体登録の拡充を図りました。
- 社会福祉協議会が運営しているボランティアセンターと連携し、ボランティアの普及・啓発、各種ボランティア活動者及び団体の育成・支援に努めました。

第２節　地域コミュニティ活動の促進

現況と課題

三世代交流事業

- 少子高齢社会の到来、核家族化の進行、人々の価値観やライフスタイルの変化などに伴う地域コミュニティの衰退は、地域で「助け合う」「支え合う」といった住民の共助に対する意識の希薄化を招き、地域での犯罪抑止、防災活動、子どもや高齢者の見守りなど、複雑化する課題への対応に支障を来たしつつあります。（図7-2-1参照）
- しかし、平成23（2011）年３月11日に発生した東日本大震災では、自治会などの地域住民による「共助」が住民の安否確認や炊き出しなどに大きな力を発揮し、地域コミュニティの重要性を私たちに改めて認識させました。
- 多様化、複雑化する地域課題を解決し、快適で安全・安心な暮らしを確保するためには、行政だけでなく、地域をよく知る住民が中心となって、地域のことを地域で考え、地域の特性に応じて主体的に取り組み、自ら課題解決する「地域自治」の実現が求められています。
- このような中、地域の最も身近な施設である公民館の機能充実を図り、公民館を中心とした住民の主体的な活動を尊重し、その活動を積極的に支援することにより、住民の共助による地域力の向上、さらには地域コミュニティの活性化に繋げていく必要があります。

図7-2-1　世帯数と自治会加入率の推移

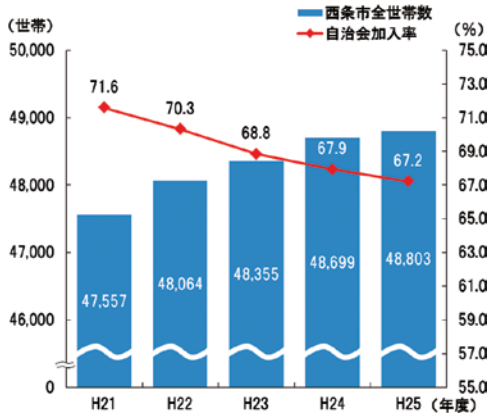

資料：市民生活課調べ

図7-2-2　コミュニティ施設整備事業補助金額と補助件数の推移

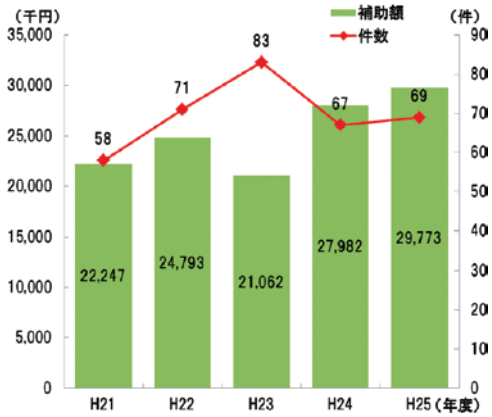

資料：市民生活課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

●地域コミュニティ活動を支援します
●コミュニティ施設の整備を支援します

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
自治会加入率	67.2%	70.0%

施策内容

（１）地域コミュニティ活動を支援します

① 地域住民自治やコミュニティ活動の中心的担い手として、重要な役割を果たしている自治会組織の育成や新規結成を支援します。

② 公民館を拠点とし、概ね小学校区を単位とした自治会を中心に地域で活動する各種団体、学校、企業、行政機関などが連携して地域課題の解決に向けて取り組むことができる仕組みづくりを行います。

③ 地域活動や研修会・講演会などを通じて、コミュニティ活動の推進力となるリーダーの育成に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
自治会組織の育成支援	自治会運営の支援、新規結成補助、自治会長研修	自治組織育成事業
地域コミュニティ活動支援	地域の各種団体などで組織する協議会の設立及び育成・支援	—

（２）コミュニティ施設の整備を支援します

① 地域住民主体のコミュニティ活動の拠点となる集会所の整備を支援します。

② 地域内の情報伝達を円滑に行うための広報設備の整備を支援します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
コミュニティ施設の整備支援	集会所新築、集会所整備、集会所設備整備、集落広報設備整備	コミュニティ施設整備事業

地域で彩る芝桜

自治会ソフトボール大会

地域のお祭り

集会所新築落成式

第１期（平成18～26年度）における実績

- 自治会組織の育成、支援により、西条市連合自治会及び支部組織の充実が図られ、活動が拡充されました。
- 新たに13カ所の集会所が整備され、既存の集会所においては、要望に基づいて改修及び備品整備などを行いました。

第３節　時代の変化に対応した地域づくり

現況と課題

国際交流カフェの様子

- 大学等研究機関は、専門的な知識の集まる知の拠点であるとともに、多くの研究者・学生が所属する機関です。人口減少問題など、時代の変化に対応した地域づくりが求められる中、当機関と交流・連携を深め地域活性化を図るとともに、地域独自の効果的な施策を展開していく必要があります。
- 男女共同参画社会とはどのような社会であるのか、様々な視点や角度から考察する必要があります。また、これからの社会において、性別や年齢などに関係なく、誰もが幸せに生活するために、意識改革や環境整備を進める必要があります。（図7-3-1参照）
- 近年の物流網や情報網の発達により、地方都市においても国際化、情報化が進み、今後も経済活動を中心に一層の国際化への対応が不可欠となってきています。
- 多数の外国人が市内に在住しており、相互理解と外国人への支援がますます必要となっています。（図7-3-2参照）
- 国際交流ボランティア団体が設立され、地道な活動を行っていますが、人材やノウハウの不足などの課題があり、さらなる支援と連携が必要となっています。
- 平成６年に友好都市協定を締結した中国保定市との行政間の相互交流は、不安定な日中関係の影響で停滞していますが、河北大学など民間との交流は継続しており、今後においても、同市との交流活動を推進していく必要があります。

図7-3-1　審議会などにおける女性委員数の推移

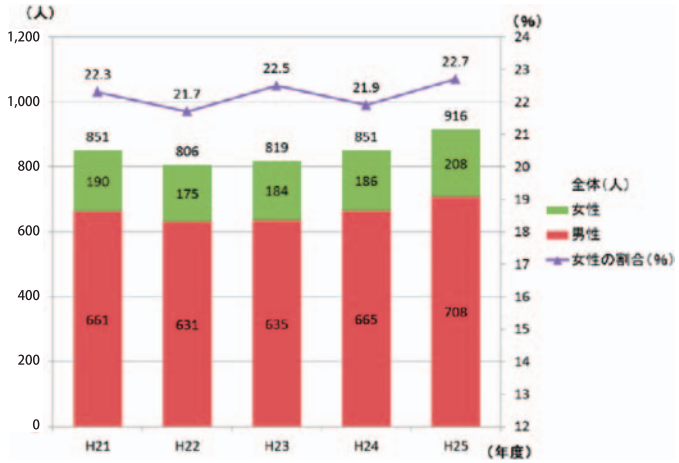

資料：総務課調べ

図7-3-2　国籍別外国人登録者数の推移

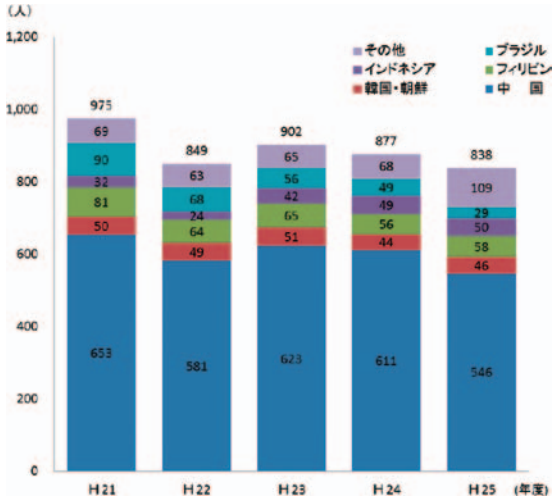

資料：総務課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●大学等研究機関との交流・連携を推進します
- ●男女共同参画を推進します
- ●国際交流を推進します

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
未来づくり講座※1受講者数	214人	2,000人
審議会などにおける女性委員の割合	22.7%	30.0%
「男女共同参画社会」という言葉を知っている市民の割合	61.7%※2	80.0%

※１　未来づくり講座…大学教員などによる教養講座
※２　平成26年度アンケート調査による

施策内容

（１）大学等研究機関との交流・連携を推進します

① 大学等研究機関との交流・連携を深め、環境・スポーツ・健康・産業など様々な分野において、先進的な知見を取り入れたまちづくりを行います。

② 大学等研究機関に向けて地域の魅力を積極的に発信し、本市をフィールドとした学究活動の推進や研究拠点の創出を目指します。

③ 大学等研究機関と地域の交流を推進し、地域への専門的なノウハウの蓄積や地域資源の掘り起こし、人材の育成など地域の活性化を図ります。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
大学等研究機関との交流・連携の推進	大学等研究機関との交流・連携の場の創出	フィールド大学事業

（２）男女共同参画を推進します

① 社会のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進するとともに、意思決定の場への女性の参画拡大を促進します。

② 第2次男女共同参画計画を策定し、男女が共に個性や能力を発揮することができる「男女共同参画社会」の実現を目指します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
男女共同参画推進事業	男女共同参画に関する啓発活動 県及び近隣市町と連携したセミナー・勉強会などの開催	男女共同参画推進事業

（３）国際交流を推進します

① 他文化に触れることにより、国際化に対する市民意識の高揚を目指し、外国人との相互理解を深めます。

② 広い視野を持ち国際化に対応できる人材の育成を行います。

③ 市内の外国人住民が自立した生活ができ、地域住民と信頼関係を築き、互いに暮らしやすい環境整備を行います。

④ 本市の特性を活かし、文化・産業・経済の発展を目指した交流や情報発信を行います。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
国際交流支援事業	国際交流関係団体が行う活動の支援及び協力	国際交流支援事業
国際交流員招致事業	国際交流員を招致し市内での国際交流活動を行う	国際交流員招致事業

第１期（平成18～26年度）における実績

- ７つの大学等研究機関（東海大学、京都大学大学院地球環境学堂、東京農業大学、総合地球環境学研究所、東京大学大学院農学生命科学研究科生物材料科学専攻、香川高等専門学校、愛媛大学）と教育・研究交流協定を締結して、幅広い分野で連携・交流を進めてきました。
- システム農学会、生き物文化誌学会、湧水保全フォーラム、実践総合農学会などコンベンションの誘致を行いました。
- 男女共同参画イベント・セミナーの開催による啓発活動を、毎年実施しました。
- 海外でのホームステイや現地の人たちとの交流を通してコミュニケーション能力を身につけ国際社会で活躍できる人材の育成のため、アメリカウィスコンシン州メノモニーフォールズや中国保定市との民間相互交流を行いました。
- 国際交流イベントの開催により、国際理解の推進に努めました。
- 国際交流関係団体の連携と活動強化を図るため、西条市国際交流協会が設立されました。

第４節　経営感覚のある行財政運営の実践（A 行政運営）

現況と課題

西条市・新居浜市・四国中央市３市合同研修

- 地方分権が進展する中、地方自治体の裁量が増す反面、これまで以上に自己決定と自己責任による行政運営が求められます。このため、行政の専門性を高め、真に市民が必要とする政策を、効率的に実施する経営力を高めることが重要です。
- 市民ニーズの多様化やライフスタイルの変化に伴い、公共に求められるサービスの範囲は拡大しています。市民と情報を共有し、市民、行政、多様な主体がそれぞれの役割を踏まえ、適切に対応していく必要があります。
- 効率的な行政運営を行うため、行政活動の成果を常に検証するとともに、事業や業務の在り方を見直し、限られた行政資源の最適な配分を行うことが必要となります。
- 本市では、これまで行政改革大綱や集中改革プランに基づき、指定管理者制度の導入や業務の委託化及び合理化、効率化に取り組み、市職員を合併時から437人削減（平成26年４月１日現在）するなど、常に組織機構、職員配置を見直してきました。（図7-4-A-1・図7-4-A-2参照）
- 今日の変動する社会情勢や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、引き続き組織機構、職員配置の再編・見直しを進める必要があります。
- 今後、本格的な人口減少社会を迎える中で、地域の生活圏や行政サービスの水準を維持していくためには、他の自治体との広域的な連携によって、機能を補完し合い、効率よくまちづくりを進めることがこれまで以上に求められています。
- 地方の活性化が国家的な課題となってきており、国の施策との連携をより積極的に推進する必要があります。

図7-4-A-1　指定管理者制度導入施設数の推移

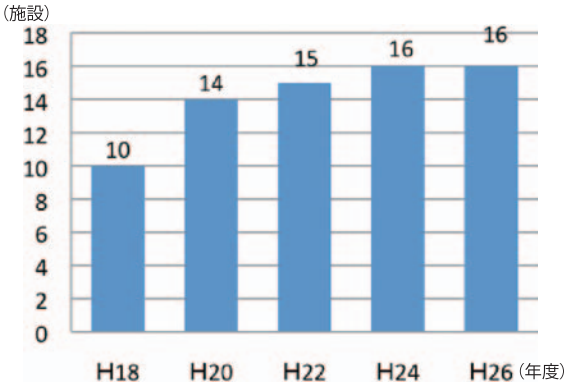

資料：行政改革推進課調べ

図7-4-A-2　職員総数と人口1,000人当たりの職員数の推移

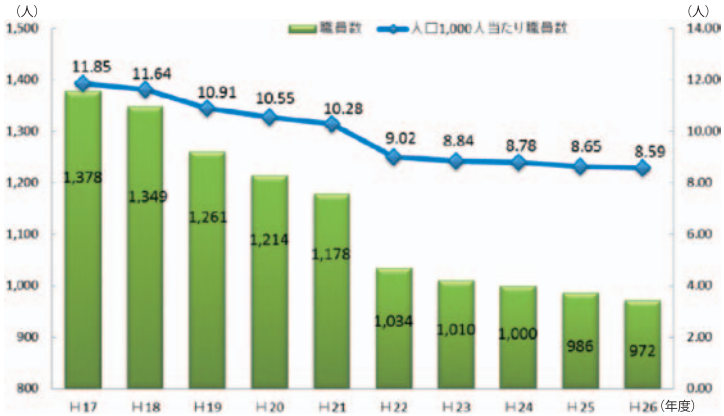

※人口：各年3月31日現在住民基本台帳登録数
職員数：各年度定員管理調査の職員数
資料：職員課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●スリムで質の高い行政運営システムを構築します
- ●人材の有効活用及び資質向上を図ります
- ●国・県及び他市町との連携を強化します

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
人口1,000人当たりの職員数	8.65人	8.60人
職員研修の受講者延べ人数	4,402人	5,000人

施策内容

（１）スリムで質の高い行政運営システムを構築します

① 新たな「西条市行政改革大綱」を策定し、実施計画に基づく積極的な行政改革を推進します。
② 政策実現のため、既存の事業にとらわれることなく、事業や業務の見直しを行い、効率的な行政を推進します。
③ 市有施設の管理運営手法について、民間企業のノウハウを活用し、より効果的な運営が期待できる指定管理者制度などの導入を推進します。また、指定管理者のモニタリング（履行評価）を行い、より質の高い施設運営を目指します。
④ 「官から民へ」の発想のもとに、これまでの行政によるサービスの手法を見直し、可能なものから各種団体などに実施主体を移行できるよう検討します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
行政改革大綱の策定	新たな行政改革大綱を策定し、積極的な行政改革を実施	行政改革推進事業
指定管理者制度の検証と導入	市有施設の管理運営手法について検証するとともに、民間企業のノウハウを活用し、より効果的な運営が期待できる施設への制度導入	行政改革推進事業
行政サービスの各種団体などへの権限移譲	行政が実施している事業や業務の役割を見直し、各種団体などが主体的に行える取り組みを検討	—

（２）人材の有効活用及び資質向上を図ります

① 地方分権改革の進展に伴い、新たな行政課題や多様化、複雑化する住民ニーズに、地方自治体自らの判断と責任において的確かつ迅速に対応するため、最も効果的な組織体制を整備するとともに、時代の変化に即した適正な定員及び人員配置に努めます。
② 限られた職員数の中、住民サービス向上に資する有能な職員集団をつくりあげるため、「人材育成基本方針」に基づき効果的な職員研修を実施するとともに、人事評価制度を導入し、職員の意欲と能力を高め、少数精鋭の組織体制を推進します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
効率・効果的な定員管理	時代の変化に即した適正な定員管理の実施	—
職員研修の充実	「人材育成基本方針」に基づく職員研修などの充実による人材育成の推進	—
人事評価制度の導入	能力と実績に基づく人事評価の実施による職員の意識改革と人材育成の推進	—

（３）国・県及び他市町との連携を強化します

① 国の施策を活用するための計画策定や庁内体制の整備に努め、地域の活性化に取り組みます。
② 愛媛県との連携を深め、県・市町が一体となった地域課題の解決を図ります。
③ 地域医療や産業支援、広域観光ルートの形成など、地域の共通する課題に対して共同で解決を図るため、より一層近隣市町との連携を強化します。
④ 従来からの広域行政事務について、効果、効率の観点から見直しを行うとともに、共通した行政課題の解決に向け、関係市町と取り組みます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
愛媛県・市町連携推進プランでの連携	愛媛県を中心に県内20市町が連携施策を推進	—
新居浜・西条地区広域行政圏協議会による広域行政の推進	新居浜・西条地区における共同事務の実施	—

第１期（平成18～26年度）における実績

- 平成18年度から導入した指定管理者制度により、16施設（平成26年4月1日現在）が指定管理者制度による施設運営を行っており、経費削減などにより効果的な運用に繋がりました。
- 指定管理者制度の導入や業務の委託化などに取り組み、適正な定員管理を実施した結果、平成18年度から市職員を377人削減しました。
- 「職員研修計画」に基づく積極的な研修を実施した結果、平成18年度と25年度を比較して研修受講者が787人増加しました。
- 平成20年度から22年度にかけて行った老人福祉施設及び知的障害者福祉施設など5施設の民間移譲に伴い、職員の配置替えによる新規採用の抑制などで、総人件費の縮減に繋がりました。
- 平成23年度から愛媛県・市町連携推進本部に参画する中で、広域的な連携施策を積極的に提案してきました。

第４節　経営感覚のある行財政運営の実践（B 財政運営）

現況と課題

- 本市の財政状況は歳入面において、リーマンショック後の経済危機の影響を引き続き受ける中、市税は未だ十分な水準まで回復しておらず、また、依然、地方交付税の見通しも不透明であり、その一方で、歳出面では少子高齢化をはじめとした社会経済環境の変化を受けて、財政需要がますます高度化・多様化しており、極めて厳しい財政運営が続くものと想定しています。（図7-4-B-1・図7-4-B-2参照）
- 今後、重要課題への予算の重点的な配分やコスト意識を備えた経営感覚のある財政運営を行う必要があります。
- 現在、本市が保有する施設・建物のうち昭和40年代から50年代のいわゆる高度成長期に建築された築30年を超えるものが4割以上を占め、今後更新時期が集中して到来することになり、大きな財政負担が予想されます。

青少年センターを改修し、整備したスポーツコミュニティセンター

- 公共施設情報のデータベース化が完了し、そのシステムを運用することにより全庁での情報の一元化・共有化・可視化を行い、効率的な維持管理による長寿命化・延命化を図る必要があります。
- 公共施設の空きスペースなどの利活用を進めていますが、さらに有効活用を図る必要があります。

図7-4-B-1財政力指数の推移

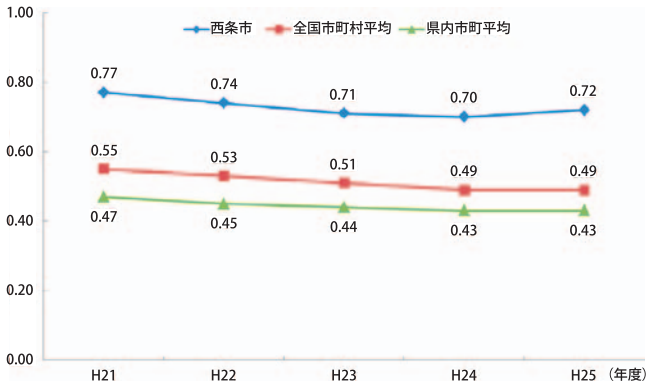

※財政力指数とは、財政の豊かさを示す指数で、数値が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体であることを示す　資料：財政課調べ

図7-4-B-2　経常収支比率の推移

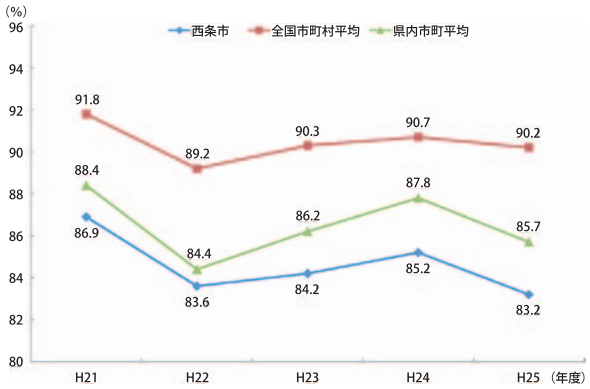

※経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断する指数で、数値が低いほど弾力性が大きく自由に使える財源の割合が高いことを示す　資料：財政課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

●健全な財政運営を推進します
●公共施設の有効活用を推進します

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
財政健全化判断比率等	国の基準値未満	現状維持

施策内容

（１）健全な財政運営を推進します

① 安定した財政基盤を確立するため、自主財源の確保に努めます。特に市税については、収入増加に向けた産業振興の推進などに積極的に取り組むとともに、課税客体の的確な把握や収納率の向上に努めます。また、財政の健全化及び公平・公正な行財政の運営のために、債権管理の適正化を図ります。

② 重要課題へ予算を集中配分し、限られた財源の効率的運用を図るとともに、常に事務事業の見直しを行い、事務コストの削減と事業のスリム化に努めます。

③ 財政情報の開示を積極的に行い、財政運営の透明化を図ります。

④ 合併特例期間終了後の自立的、持続的な財政運営を見据え、歳入規模に見合った財政構造へと転換を図ります。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
財政健全化指標の算定及び公表	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、財政の健全性に関する比率を算定及び公表	—

（２）公共施設の有効活用を推進します

① 公共施設の劣化度や利用状況・管理コストなどを一元的に把握し、計画的な維持・保全・更新を行うことで財政負担の平準化と、施設の有効利用を図ります。

② 市民サービスの低下を招かないよう配慮しつつ、施設の適正な配置を検討するとともに、旧市町庁舎などの空きスペースの積極的な利活用に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
効率的な公共施設の管理運営	公共施設情報の共有化を図り、更新や長寿命化を計画的に実施	—
公共施設の有効活用	空きスペースの利活用など、公共施設を有効活用	—
公共施設等総合管理計画の策定	老朽化や利用状況、管理コストなど、公共施設などの状況を一元的に把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、公共施設などの最適な配置を実現する	—

第１期（平成18～26年度）における実績

- 財政の豊かさを示す財政力指数が、全国市町村平均、県内市町村平均を上回っており、比較的財政力の高い状況を維持しています。
- 財政健全化判断比率等については、いずれの指標も国が示す基準値を下回っており、比較的健全な財政状況を維持しています。
- 丹原総合支所３階を改修し丹原図書館を、西条西部公園内の旧青少年センターを改修しスポーツコミュニティセンターを整備し、公共施設の有効活用を図りました。

第５節　行政情報の運用（Ａ情報管理）

現況と課題

情報システムサーバ機器

- 社会･家庭において高度情報通信環境が幅広く整備され、また、パソコン･スマートフォン･タブレット端末などの多種多様な情報端末の普及により、時間や場所を問わず、誰もが高度な情報サービスを利用できる社会となった現在、より利便性が高い情報サービスが求められています。
- 高度情報化社会の進展に伴い、個人情報の利用、大量処理が拡大しており、不適切な取扱いがされた場合には、個人情報の流出などにより甚大な被害が予想されるため、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する必要があります。
- 平成25年６月に閣議決定された「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」において、重要な位置づけとなっている「社会保障･税番号制度」の推進による公共サービスのワンストップ化の実現及び GIS（地理情報システム）の高度利用を促進することが求められています。（図7-5-A-1参照）

情報システム研修の様子

図7-5-A-1　年度別 GIS 延べ利用数

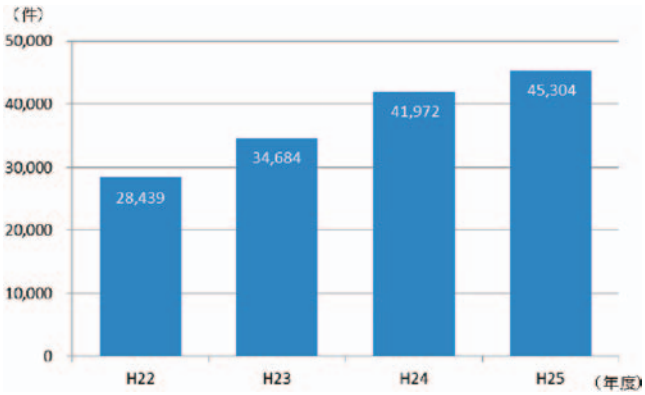

資料：IT 振興課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●情報システムを適正に管理します
- ●個人情報を適正に管理します
- ●行政サービスの電子化を推進します

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
市民向け GIS として公開可能な地理情報	12件	25件

施策内容

（１）情報システムを適正に管理します

① 利用増加が見込まれるタブレット端末などの機器運用に対応するため、庁内ネットワークに無線 LAN 設備の導入を検討します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
行政情報化の推進	電子行政サービスの充実とシステム及びネットワークの維持管理、無線 LAN 設備の導入	情報ネットワーク運用事業 電子計算機処理業務

（２）個人情報を適正に管理します

① 個人情報保護条例に基づき個人情報の有用性に配慮し、個人情報の適正な管理に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
個人情報保護の推進	市民の利便性の向上、行政運営の効率化など個人情報の有用性に配慮した個人情報の適正な管理	情報公開・個人情報保護関係事務

（３）行政サービスの電子化を推進します

① 社会保障・税番号制度のシステム化により、公共サービス手続きなどのワンストップ化の実現を推進し、利便性の高い公共サービスの向上に努めます。

② GIS（地理情報システム）のデータ利活用を推進し、市民向け GIS サービス提供へ向けた取り組みを進めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
社会保障・税番号制度のシステム化の推進	制度に合わせたシステム構築及び既存システムの改修	社会保障・税番号制度システム整備事業
統合型 GIS の整備推進	地図情報の共有化、利用促進、市民公開	統合型 GIS 整備事業

第１期（平成18～26年度）における実績

- 平成21年度に統合型ＧＩＳの核となる全庁利用が可能な庁内Ｗｅｂ - ＧＩＳを導入しました。
- 地図業務の電子化と地理情報の共有化を推進し、紙地図ではできなかった集計、統計、分析処理などが可能となり、業務の効率化・迅速化が図られました。また、都市計画区域図、農業振興地域図、用途地域図などの公開可能な地理情報を作成しました。

第５節　行政情報の運用（Ｂ情報公開）

現況と課題

市政懇談会

- 地方自治体においては、主体的なまちづくりを進めて、「自立と自活」を実現していくことが求められており、その実現においては、市民の持つ力、「市民力」を積極的に活かしていくため、市民の行政への参画は不可欠です。
- 市民の市政への参画を促すためには、市民が行政情報を知ることが重要です。インターネットの普及によりタイムリーな情報発信が可能になり、様々な媒体の利点を活かした情報提供が求められています。
- 市民の意見が市政に反映される仕組みを構築し、市民と行政の協働によるまちづくりを進めることが必要となっています。（図7-5-B-1参照）
- 本市では、広報紙・ホームページ・フェイスブックなどによる情報提供を行うとともに、広聴事業を実施することにより、市政への市民参加の機会を充実させ、市民の意見を市政へ反映するよう努めています。（図7-5-B-2参照）
- 行政に対する市民の理解と信頼を確保するため、行政機関が保有する情報を積極的に公開し、行政の諸活動を市民に説明する責務を果たすことにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることが望まれます。

図7-5-B-1　各種広聴制度による意見数の推移

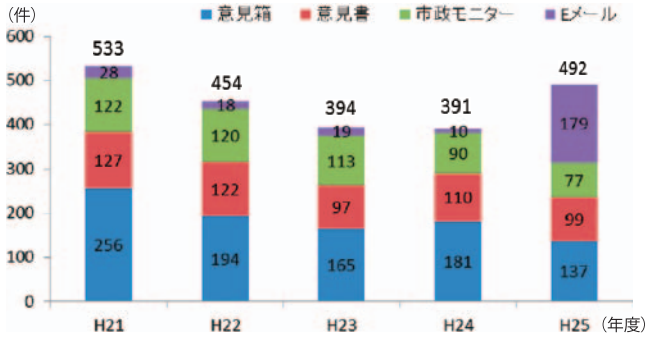

資料：広報広聴課調べ

図7-5-B-2　ホームページアクセス数の推移

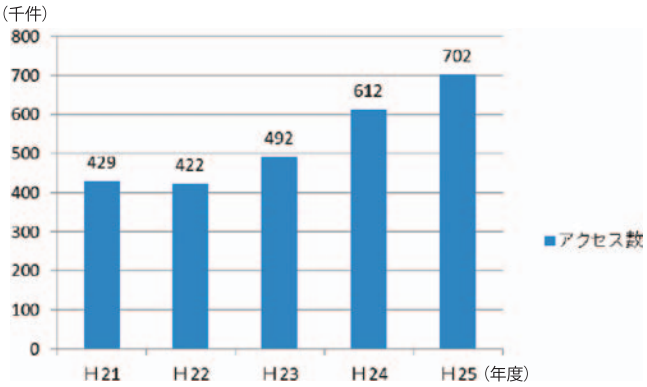

資料：広報広聴課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- ●広聴制度の充実を図ります
- ●広報制度の充実を図ります
- ●情報公開・情報共有を推進します

成果指標と目標値

指　　標	現　状　値（平成25年度）	目　標　値（平成31年度）
地域での懇談会の回数	13回	28回
市民からの意見書などの提出数	492件	550件
ホームページアクセス数	702,413件	800,000件
フェイスブックアクセス数	308,312件	890,000件

施策内容

（１）広聴制度の充実を図ります

① 広聴事業を充実し、市民ニーズの把握に努め、市民との協働のまちづくりを推進していくことができる体制づくりに努めます。
② 市民の意見を市政へ反映する重要な手法である、パブリックコメント制度の充実を図ります。
③ 市長をはじめ市職員が各公民館に出向き直接対話懇談する「市政懇談会～市長とキャッチボール～」を実施することにより、市民との対話に努め、行政への市民参加の機会の充実を図ります。
④ 市長が本庁、各総合支所において直接団体やグループと意見交換する「ようこそ市長室・移動市長室へ」を実施することにより、地域のニーズの把握に努めます。
⑤ 西条うちぬき倶楽部を設置し、全国各地で活躍している本市出身者などとネットワークを形成し、市政に対する幅広い意見や情報を収集するとともに、市のＰＲなど情報発信に努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
広聴制度の充実	パブリックコメント制度、意見書制度、市政モニター制度	広聴事業
市民との対話の場づくり	市政懇談会、ようこそ市長室・移動市長室への開催	広聴事業
情報収集・情報発信	市外在住の本市出身者などを対象とした情報収集・情報発信	西条うちぬき倶楽部推進事業

（２）広報制度の充実を図ります

① 広報紙は市の施策などを的確に伝える最も有効な手段であり、この内容が市民生活の基盤となることから、正確でわかりやすい編集を行うとともに、市の施策だけでなく、国や県の動向などにも着目し、市民が必要とする行政情報についても積極的に提供します。
② リアルタイムに情報を発信できるホームページやフェイスブックについて、その最大の利点を活かして、情報の質・鮮度・量を吟味した上で、迅速な情報提供に努めます。
③ ケーブルテレビなどを活用し、広報番組を制作、放送することで、市内外に市の魅力や政策をＰＲすることに努めます。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
広報紙発行事業	正確でわかりやすい行政情報の提供	広報事業
ホームページ及びフェイスブック更新事業	最新の行政情報の提供	ホームページ等情報発信事業
広報番組制作事業	市をＰＲする情報の提供	広報番組制作事業

（３）情報公開・情報共有を推進します

① 市民の市政への参画を促進し、市政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた行政の実現に寄与するため、行政情報の公開と共有を推進し、市政運営の透明性の確保に努めます。
② 市民に説明する責務を果たし、市民の知る権利を保障するため、情報公開条例に基づき行政情報を公開します。
③ 市が保有する統計情報を提供します。
④ 市の保有する公文書の管理について、統一的な運用を図るため、基本的な管理ルールを徹底するとともに、歴史的公文書の保存及び利用などのルールについて検討します。

基本事業名	内　　容	主な予算事業
情報公開制度の活用	市民が利用しやすい環境を整備し、市民と行政との情報共有を図る	情報公開・個人情報保護関係事務
統計情報の拡充	ホームページ及び統計手帳の作成により各種統計情報の提供	統計調査費
公文書の管理	公文書の適正な管理、歴史的公文書の適切な保存及び利用などの検討	―

第１期（平成18～26年度）における実績

- 広報紙、ホームページ、フェイスブック、広報番組を使った広報事業の充実に努めました。特に、平成26年度においては、ホームページリニューアル、ＰＲ特別番組の制作、市勢要覧の制作などを行ったことで、今後の広報事業をさらに充実させるための基盤づくりをすることができました。
- 平成25年度から、市長が市政報告を行うとともに地域の声を市政の運営に役立てるために、「市政懇談会～市長とキャッチボール～」を各公民館で開催しました。
- 平成25年度から、市長が本庁、各総合支所において直接団体やグループと意見交換を行う「ようこそ市長室・移動市長室へ」を実施しました。
- 平成26年度から、全国各地で活躍している本市出身者などとネットワークを形成し、市政に対する意見や情報収集、市のＰＲなどの情報発信などを行う「西条うちぬき倶楽部」を設置し、毎月広報紙や地域情報を発送するとともに、東京・大阪において情報交換会を開催しました。

付属資料

付属資料

資料１　序論　第2章「西条市の概況」補足

資料２　西条市総合計画審議会条例

資料３　西条市総合計画審議会委員名簿

資料４　諮問書

資料５　答申書

資料１　序論　第２章「西条市の概況」　補足

１　自然的・地理的特性について

（１）　県内各市市域面積（上位３市）（平成25年10月1日現在・単位：㎢）

①　西予市　　514.81

②　**西条市　　509.07**

③　宇和島市　469.59

（資料：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」）

（２）　市内可住地面積等（平成25年・単位：㎢）

・可住地面積　　154.57

・林野面積　　354.50

（資料：愛媛県統計課「統計からみた市町村のすがた」）

（３）　主要山岳標高（単位：m）

①　石鎚山　　1,982

②　二ノ森　　1,930

③　瓶ケ森　　1,897

（資料：観光物産課）

（４）　主要河川延長（単位：㎞）

①　加茂川　　28.64

②　中山川　　23.09

③　渦井川　　12.82

（資料：愛媛県河川調書）

２　社会的・経済的特性について

（１）　歴史的経緯

・「西条藩」「小松藩」の始まり

一柳直盛が寛永13年（1636年）に伊勢神戸から伊予国西条６万8,600石に転封されたが、同年、直盛は西条に向かう途中、大阪で病没した。このため、遺領は３人の子に分与（西条・川之江・小松）され、西条藩３万石は一柳直重が、小松藩１万石は一柳直頼が相続し、それぞれ陣屋町が開かれた。

（資料：「西條市誌」・「小松町誌」）

・明治以降の市町村の変遷

（旧西条市）

明治22年　　西条大師町、西条本町、西条東町、西条栄町、明屋敷村が合併し、西条町となる。

明治41年　　氷見村が町制施行し、氷見町となる。

大正14年　　西条町、大町村、玉津村、神拝村が合併し、西条町となる。

昭和16年　　西条町、氷見町、飯岡村、神戸村、橘村が合併し、市制施行し、

西条市となる。

昭和31年　大保木村、加茂村、新居浜市大生院の一部を編入合併する。

（東予市）

明治34年　壬生川村が町制施行し、壬生川町となる。

昭和15年　壬生川町、多賀村が合併し、壬生川町となる。

昭和30年　壬生川町、国安村、吉岡村、吉井村、周布村が合併し、壬生川町となる。

昭和30年　三芳村、楠河村、庄内村が合併し、三芳町となる。

昭和46年　壬生川町と三芳町が合併し、東予町となる。

昭和47年　東予町が市制施行し、東予市となる。

（丹原町）

大正２年　福岡村が町制施行及び改称し、丹原町となる。

昭和30年　丹原町と徳田村が合併し、丹原町となる。

昭和30年　中川村と桜樹村が合併し、中川村となる。

昭和31年　丹原町、田野村、中川村が合併し、丹原町となる。

（小松町）

明治31年　小松村が町制施行し、小松町となる。

昭和26年　千足山村が石鎚村に改称する。

昭和30年　小松町、石根村、石鎚村が合併し、小松町となる。

（資料：西条市統計手帳）

（２）　産業の状況

・経営耕地面積　495,252アール

（資料：平成22年農林業センサス）

・製造品出荷額等　8,859億円

（主な産業分類別内訳）	非鉄金属	4,960億円
	鉄鋼	1,033億円
	輸送用機械	643億円
	生産用機械	564億円

（資料：平成24年工業統計調査）

資料２　西条市総合計画審議会条例

平成17年３月30日
条例第８号
改正　平成25年６月24日条例第31号

（設置）
第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、西条市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）
第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、西条市総合計画（以下「計画」という。）に関する必要な事項について、調査し、及び審議する。

（組織）
第３条　審議会は、委員若干人で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
（１）　公共的団体の役員
（２）　学識経験のある者
（３）　その他市長が適当と認める者
（平25条例31・一部改正）

（委員の任期）
第４条　委員の任期は、計画決定の日までとする。ただし、職名により選ばれた委員は、それぞれの職名の在任期間とする。

（会長及び副会長）
第５条　審議会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
４　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）
第７条　審議会の庶務は、計画策定業務担当課において処理する。

（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年６月24日条例第31号）
この条例は、公布の日から施行する。

資料３　西条市総合計画審議会委員名簿

氏　　名	団体名・役職名	正副会長
伊藤　忠蔵	西条青年会議所理事長	
稲井　義隆	西条市医師会事務長	
越智　俊盛	西条労働者福祉協議会副会長	
木村　留里子	西条市小中学校校長会・飯岡小学校長	
近藤　洋子	西条市保育協議会・神拝保育園長	
佐伯　峰義	周桑農業協同組合代表理事専務	
佐伯　由貴恵	西条市社会福祉協議会理事	
白木　泰子	西条市農業協同組合理事	
関野　邦夫	西条市観光協会会長	
千田　晃代	西条市 PTA 連合会育成委員長	
髙橋　美代子	西条市男女共同参画推進会議会長	副会長
田口　勝三	西条市連合自治会会長	会　長
徳永　米子	西条市連合婦人会会長	
平田　忠士	西条市老人クラブ連合会会長	
藤田　國博	西条市水産振興対策協議会会長	
三村　康行	西条市消防団団長	
山内　章正	西条商工会議所副会頭	
渡部　高尚	いしづち森林組合代表理事組合長	

（五十音順・敬称略）

資料4　諮問書

西総合第130号の２
平成26年８月22日

西条市総合計画審議会会長　殿

西条市長　青　野　　勝

第２期西条市総合計画基本構想案について（諮問）

西条市総合計画審議会条例（平成17年３月30日条例第８号）第２条の規定に基づき、第２期西条市総合計画基本構想を別添のとおり策定することについて、貴審議会の意見を求めます。

資料５　答申書

平成26年10月29日

西条市長　青　　野　　勝　　殿

西条市総合計画審議会
会長　田　口　勝　三

第２期西条市総合計画基本構想案について（答申）

平成26年８月22日付け西総合第130号の２で諮問のあったこのことについては、適当であると認めます。
なお、今後の基本計画の策定にあたっては、審議過程において意見のあった下記事項を付記するので、特に留意されるよう要望して答申といたします。

記

1　働きながら安心して子どもを産み育てられるような環境の整備をはじめ、医療体制の充実や福祉の充実に努めること。

2　災害への対応を含め関係機関との連携を一層強化し、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めること。

3　教育施設の環境整備をはじめ、教育機器等学校教育の充実に努めること。

4　農業の担い手育成を図り、農業振興に努め、ブランド化を一層推進すること。

5　国内外の観光客の増加を見込んだ戦略を企て、地域の活性化を図ること。

6　企業誘致を図り、働きがいのある企業の育成に取り組む等、産業振興に力を注ぎ、人口減少の抑止に努めること。

7　まちづくりの指針を広く市民に浸透させ、市民にとってわかりやすい計画となるよう留意すること。

8　合併10周年の期に制定された市民憲章にも謳うように、市民と協働して「最上のまち西条」を目指したまちづくりを進めること。

以上

第２期西条市総合計画

平成27年３月　発行

西条市企画情報部総合政策課

〒793-8601　愛媛県西条市明屋敷164
TEL　0897-56-5151
FAX　0897-52-1200
http://www.city.saijo.ehime.jp